

本日の会議に付した案件
職業訓練法の一部を改正する法律案(内閣提出
第三一号)

○戸井田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、職業訓練法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。河野正君。

○河野正委員 職業訓練法の一部改正について若干の質疑を行いたいわけですが、具体的に法案の審議に入る前にひとつ大臣に基本的な点についての御見解をお聞かせいただきたいと思います。

そこで、今回の法案の提案理由の中にも述べられておるわけですが、一つは技術革新の進展、いま一つは高齢化社会の到来、こういった点を踏まえてこれらに対してどう対応するのかというところがこの訓練法の一部改正の主たる理由であると思うわけです。したがって、この訓練法そのものが改正される、改悪では困りますけれども、改正されるということは当然の理でございまして、私どもは期待をいたすものでございまして。訓練法の改正は五十二年もあつたわけですが、けれども、しかし中身的にはまだいろいろ問題が残つておるといふような状況でございまして。したがって、改正するに当たりまして、社会のニーズに合ったどういふ改正をするのかという具体的な中身の部分が問題になると思うのです。せっかく改正されるわけですから、それだけの効率というものが上がらねえと。したがって、その改正に臨むに当たって大臣の基本的な態度といふものが姿勢といふんですか、そういうものをまずお伺いして、あとは具体的な問題に入つてまいりたいと思つております。

○山口国務大臣 今回の職業訓練法の改正の問題につきましては、河野先生御指摘のように技術革新の時代、高齢化社会、また女性の職場への進出

というものが大変顕著な状況にある、そういう労働環境の中で、働く意思、また健康、意欲に恵まれている人にそれぞれの適性に合った職場を提供しなければならぬ。特に私は高齢者時代と技術革新の時代というものが必ずしも適合しないという考え方はなくて、むしろ技術革新が難しい仕事をある程度処理してくれる、技術が特になくても高齢者の方もいろいろ工場で働けるという側面もあると思うのですが、しかし基本的には生産部門のみならず事務部門においてもこの技術革新の波が非常に押し寄せてきておるわけでございまして、そういう社会変化に適応した職業訓練というものを新たな視点から見直し、取り組み、改善していく必要があるという認識の上で今回の法改正を御議論をお願いしておるところでございまして。

特に今回はいわゆる公共職業訓練における職業訓練基準を弾力化していったり、あるいは有能な人材の職業訓練指導員としての登用等を図るとともに、いま一つの特徴としては民間の企業内においての職業訓練、職業能力開発の推進というものを一つの制度として、職業能力開発サービスセンターの創設等いろいろ技術革新の時代に対応した能力開発を進めていきたい、そういう環境を整備する一つの布石として今回の予算の要求を伴う法改正がいろいろ出てきたわけでございまして、この点をいろいろ御議論いただきながら、さらによりよい新しい時代における職業訓練、能力開発の仕事を進めていきたい、かように考えておるところでございまして。

○河野(正)委員 私がなぜそういう基本的な姿勢についてお尋ねをしたかといふと、やはりやる以上はそれだけの効率を上げていかなければならぬ。先ほど申し上げましたように、一つには技術革新、あと一つには高齢化という状況を踏まえて、さらに現状よりも効率を高めていかなくてはならぬといふことでございまして。例えば現在ILOの水準というのがあるわけですが、それにも達していないというような面があるわけですね、

それは全部が全部じゃないけれども。そうしますと、そういう現状からさらに進んだこの法律の改正案ということになりますと、一部落ち込んでおる、ILOの水準まで達してない、そこが落ちこぼれといふんですか、取り残されるというような結果にもなるので、さつき私が申し上げますように、やはりベストな方策を見つければとすれば、そういう落ち込みというものが当然配慮しながら改善をしないと、落ちこぼれはいつまでも落ちこぼれということになりますから、私は特に大臣に対して基本的な姿勢をお伺いしたのは、そういう過去の反省といへばこれはちよつと少し言い過ぎでしょうけれども、反省の上に立つた改正が行われなければならぬ、そういうことを考えて、あえて基本的な姿勢をお伺いをしたわけですね。

そうしませんが、せっかく現在の職業訓練法が職業能力開発促進法というふうなことになるけれども、結果的には口頭禅に終わるといふことになりまして、そういう意味で、ひとつ重ねてであるけれども、そういうような過去の反省に立つて、さらに一つ前進するような法改正というものが行われなければならぬというところは私も考えておるわけです。具体的には、後ほど逐次局長等にお尋ねしますけれども、そういう点についてもう一度大臣の見解を承つておきたいと思つております。

○富川政府委員 ILOの条約、勧告等職業訓練関係は先生御指摘のとおり各種ございまして。ただ、そうした条約、勧告等の内容を見てみますと、職業訓練関係だけでなく、職業補導とか、あるいは雇用とか、こうした問題まで含めての条約、勧告といふものが多々ございまして。もちろん訓練自体につきましても、御指摘のようにまだままだも一つ足りない点もございまして、今申し上げましたように、比較的総合的なものでございまして、そういう面から、なかなか国内法制、制度とのすり合わせのできていないものもございまして。ただ、職業訓練につきましては、新しい時代、技術革新、高齢化社会の到来を迎えまして、積極

的にこれを図らなければならぬというの、まさにもう労使である程度のコンセンサスもできて問題でもございまして、御指摘の点を十分踏まえまして、条約、勧告等の水準を十分クリアするように今後努めてまいりたい、かように考えております。

○河野(正)委員 この五十三年に法改正が行われた。しかし、改正が行われたけれども、第一次から第三次職業訓練基本計画を見てまいりまして、主として民間の助成あるいは奨励、そういったことに頼り過ぎていへば、これまた少しオーバーでございまして、そつちに頼り過ぎて、そのために結果的には国の方針というものがなかなか発展をしなかつたと言へば言い過ぎになるけれども、必ずしもベストの結果というものが出てこなかつた、こういう状況がこれはあるわけでございます。

でございまして、やつぱり法を改正した以上は、民間に対して、今先ほど大臣からもお答えがあつたように、民間に対して頼り過ぎるんじゃないかと、当然技術革新ですから、今の労働省の力だけでは、やはり民間の力をかりなければならぬ。ならぬといふようなことも私は具体的に思ふのです。でございまして、公共職業訓練というものはやはり労働省が主体でやるというのが、これは建前ではなければならぬ。そういう意味で、現在までの労働省の方針というものがむしろ民間に頼り過ぎて、助成金をやるのか、あるいはやつてくだされば、そういうような奨励があるのか、そういうようなことによつて、むしろそのために労働省の成果といふものが後退してないけれども、少し十分ではなかつたんじゃないか、これも私はやはり一つの反省といふんですか、そういう現状に立つて、さらに今後努力してもらわなければならぬ。そういうこともございまして、そういう点についてどうであつたのか、ひとつお答えをいただきます。

○富川政府委員 御指摘ございましたように、五十二年法の改正におきまして、特に民間の自主的

な努力を助長するという考え方がひとつ強く打ち出されたわけでございます。

雇用労働者、一口に四千三百万と言われておりますが、公共職業訓練の定員は短期、長期全部ひっくるめまして年間三十四万ちよつとでございます。数量的には民間のそれを全部カバーするということは、これはもう物理的に不可能だと思います。

それから、今まさに御指摘ございましたように、技術革新の世の中で、民間がどんどん進んでおります。やはり民間の力をうまく使い、これとの連携をとるということも大変大事なことでございます。そういうことで、五十二年法では民間の自主的な努力のための環境づくりというようなものが打ち出されたわけでございますが、それと同時に、公共職業訓練自体はなかなか民間ではできないこと、あるいは啓蒙的な仕事、指導、そうした大事な仕事を持っております。

昨年の六月に公共職業訓練のあり方等研究会というところから提言がございました。その中でも言われていることは、民間のたいなる助成はしなくては行けないけれども、公共職業訓練施設というものは地域の能力開発の中核として立派に位置しなければいかぬ、それでない、社会の全体としての能力開発という仕事が多量に進まない、そういう提言もございました。私もそこそこそのとおりだと思ひます。民間との協力、民間の助成ももちろん一生懸命いたしますが、公共職業訓練にいたしましては、技術革新の世の中に十分対応できるように、まさに全力を挙げてこれの強化拡充に努めてまいりたい、かように考えております。

○河野(正)委員 これはやはり今局長からお答えをいただきましたように、民間に頼らなければならぬ部分が、民間の技術というものが非常に進んでおりますから、それは当然否定することはできないと思ひます。それがまた労働省側の力量から言ひましても、やはりある部分については民間の力をかりなければならぬという面もあるうと

思ひます。ですけれども、余り民間に頼り過ぎて、そのために結局労働省が——公共というものは労働省が主体ですから、中心にならなければならぬわけですから、したがってそのためにせつかつく労働省の方針というものが阻害されるという結果にもなるわけですから、そういう意味では数的にもそうですが、質的にもやはり労働省が常に主体だ、こういう感覚というものは持っていたらかなければ、これはやはり民間だけでこの問題の成果、効率というものを上げることにはまいらぬと思ひます。そういう意味でひとつさうに御努力をお願いをいたしたい、こういうふうに思ひます。

そうしないと、せつかく改正されても、いわゆる民間の方だけでうまく成果を上げて、労働省側が成果が上がらぬことはいけません、非常に薄い、こういうことでは困るわけですから、今局長から御答弁ございましたように、ひとつぜひそういう意味の努力はやっていただかなければならぬのであらう、こういうふうに思ひます。

そこで次に移りますが、この第三次の職業訓練基本計画では、生涯訓練体制の整備、これを主としたテーマにして、そうして国、都道府県及び民間が一体となって生涯訓練の基本理念に立つた職業訓練の普及、振興を図っていかねければならぬ、こういうふうな言われておるわけですから、例えば一つには養成訓練の課程あるいは向上訓練あるいは能力開発訓練あるいは技能検定あるいは海外技術協力、この辺は今貿易摩擦もございまして、いろいろ諸外国との関係というものが必ずしもうまくいかないうような問題もございまして、特に私は医学を修めておりますから、コンポ計画その他におきましても未開国に對しまするそういう医学的援助というものがなかなかうまくいかぬという面もあるわけですね。

それは後ほど時間が許しますればひとつ御説明をいたしたいと思ひますが、今の段階では、今私が五つの項目を挙げましたが、今も今でもやうな改正、こういうことはいかに今でもやうな

れておることであつて、特別今度それが強調されるということもいささかおかしい。なぜ今までそういうことを主張しながらやらなかつたのか。その辺が、やはり力が足りなかつたから、したがって今度はひとつそこに力を入れていこうじゃないか、こういうことであらうと思ひますが、したがって、この法律改正が今度行われる、そうすると、一体、今私が申し上げましたそういう過去のいろいろなテーマといひますか方針というものが、今度の改正によつてどれだけ進歩するのかわかるのか、そういう意味の評価についてひとつ具体的に御答ひをいただきたい。

○宮川政府委員 五十二年改正法、つまり現行法のお話が出ましたが、訓練法は、さかのぼつて考へてみますと昭和三十三年に当時の職業安定局の中に職業訓練部ができたときのことでございまして、そのとき初めて職業訓練法、公共職業訓練の体系というのが確立されたわけでございまして、その後四十四年に当時の技能者不足というものを背景にいたしまして、民間団体の強化、それから生涯にわたる訓練という発想が入つたわけでございまして。

それで現在の五十二年法でございますが、これもいわゆる安定成長下において技術革新、高齢化が進む、一方で不足、一方で過剰というやうな中で、特に民間の能力を助長しようということで技能検定協会あるいは職業訓練法人を統合する、それを強化するということと同時に、民間における訓練を単なる訓練から能力開発と、少してございしますが、そうした思想も入れてきたわけでございまして。

しかしながら、最近の特に激しい社会経済情勢の変化を見てみますと、もつと積極的に職業生涯にわたつて広く適時適切に有効な追加的な教育訓練を受け、労働者の能力というものを目いっぱい引き出す必要がある。今までもそうした努力をしなかつたわけではございませんが、そうした必要がまさに痛感されてきたわけでございまして、そのために各種の助成制度と並んで特に相談・指

導業務、これはもう公共でなければできないこととでございます。そのために職業能力開発サービスセンターということも現在六十一年の予算の中に政府原案として盛り込まれておるわけでございまして、積極的に指導をし、環境づくりをする、そういうことで新しい事態といひますよりもむしろ従来の延長線上それがまさに強化された状況でございまして、それに対応していきたい。

特に一方で、公共職業訓練におきましては、先ほど地域の中核として位置づけられなければならぬと申し上げましたが、いろいろ調べてみますと、中堅以下の企業はもう力不足でございまして、いわゆる大企業と言われようなところであつても、自分で非常に効果的な教育訓練ができてゐるといひますと、必ずしもそうでない。やはり今日生きていくのが忙しゅうございまして、必要はわかりながら先に送つてゐるというやうな面も多々ございまして。そうした意味では、特に今回考えられておりますサービスセンタ―、まだ数は大変少のうございまして、こうしたものを中核にして相談・指導業務あるいは中堅企業を対象として特に先端機器を利用した向上訓練、在職労働者のそれでございまして、こういうものも思い切つて強化しなければならぬ、そういうやうな状況でございまして。

先生御指摘のとおり、まだまだ至らないところはたくさんございまして、幅広く職業能力の開発、それもいわゆる二次産業だけでなく三次産業その他全方位の労働者について考えていきたい、かやうな状況でございまして。

○河野(正)委員 労働省がとにかく今日の社会のニーズに應じている御努力を願つておるといふ点は、私もやはり多とするわけでございまして。しかし、やはりやる以上は効率を高めなければならぬ。成果を上げなければならぬ。先ほどちよつと大臣の見解も聞きましたけれども、ある部分においては落ち込みといひますか、なお今後解決しなければならぬ問題がたくさん残つておる。

そこで、三十三年に職業訓練という方針が誕生して、そして四十四年、五十二年というふうに逐次改善されてきました。特に今日の社会情勢がそうでしょう。急激に技術革新というものが発展した、それから高齢化がまた急速に発展したということですから、全くそれはそうであろうと思うわけですが、ただ小刻みにこう改善をしていくということもそれは必要じゃないと言いませんけれども、やはりここで一挙にとにかく大英断をもって、これもやるのだ、これもやるのだ――どうせ公共の場合は国が主体でやらなければならぬわけですから、それは大企業に依存しなければならぬというような問題もあることは私も承知しておりますけれども、そういう意味で、年度の改正によって大きな成果が上がる、こういう確信があるのかないのか。

今まで見ておると、何か小手先で、これは今の局長の責任じゃないわけけれども、やられてきた。そこでILOの水準にも達しない部分があるということですから、年度の改正によって非常に従来にないような成果が上がり得るのかどうか、そういった点についてはどう考えていらっしゃるのか。またここでいろいろあるもので、また次に改正する、それじゃ全く労働者というものは不幸であつて、向こうだつてどんだん年をとるわけですから、そういう気もいたしますから、年度の改正によってかなり従来にないような成果が上がり得るのだ、こういうような評価がなされておるのかどうか、こういう点、改めてひとつお尋ねをいたしたいと思ひます。

○宮川政府委員 これからのお話でございませうが、大体職業訓練法あるいは能力開発促進法といひましても、人の教育訓練を行うことを主眼とするものでございまして、どちらかといひますと、強制力を加える、無理にといひましようか国が強制力を加えて国民ないし企業に何かをやつてもらふという性格よりも、むしろ環境づくり、指導、奨励、そうした性格の強い法体系であるということとは一つ前提としてございませう。

そういう中で何らかの改正があつたわけでございますが、今回は少なくとも職業能力の開発の促進というのをまさに正面に押し立てたわけでございます。そういう意味では一つの覚悟、決意、そういうものを持つて新しい時代に対応しようということでございます。

その際に、公共職業訓練とそれから民間の自主的な努力、これを車の両輪に据える、どちらも可能な限り強化する、特に民間については、国のあるいは都道府県の指導、そうしたものを通じて環境づくりに努める、そういうことでございまして、単なる今までの職業訓練だけでなく、有給の教育訓練休暇というものもございませう。民間の活用できるものは活用いたします。また、技能評価、締めくくりになります技能検定につきましても、もつともつと幅広いものも今回は考えようとしております。

そうしたものをまさに総合的に講じて職業生涯のいろいろな段階で効果的に追加的な教育訓練がそれぞれ自主的に受けられる、そういう形を今回は考え、そのためにまさに名称も局名も変えたわけでございます。そうした意味では、一つの、今申し上げましたが、決意を持つて新しい時代に臨もうということでございます。将来のことを直ちにわかりませんが、私もこれを軸にいたしまして都道府県の指導その他遺漏なきを期し、少なくとも能力開発促進法があつてよかつたと言われるようにぜひしたいと考えております。

○河野(正)委員 大体局長の決意のほどは今明らかになされたわけですが、そこで大臣、局長は今非常に強い決意を表明されたわけですが、しかしながら、これは労働大臣が最高責任者ですから、そこで重ねてこの点だけは、難しいことではありませぬので、大臣の見解を承つておきたいと思ひます。

それは、職業訓練と国の責任との関係ですね。先ほどから何回も言葉が出てまいりますように、職業訓練の主体というものはやはり国で、公共であるということですね。ですから、五十二年

の法改正の場合にも、民間に対して強力に職業訓練を実施してほしいというふうな要請もあつたし、それから現実には国が給付金を出したり補助金を出したり、そういうような奨励というものが行われてきたわけですね。しかし、先ほどからも御指摘いたしました、それでも最善の効率が上がったというふうには言えない。

そこで局長は、年度の改正を期して徹底的に民間の自主的努力とか開発促進とかいうものをやつていきたい、こういうふうな決意のほどを述べられたわけですが、職業訓練と国との関連、職業訓練に対しまして国の責任、これは大臣が最高責任者ですから、局長からも決意が述べられたからそう難しいことじゃありません、大臣が決意を述べられればいいわけですから、一言大臣の方からお願ひしたいと思ひます。

○山口国務大臣 河野先生の御指摘いただきまして、職業訓練は非常に大事な国の政策また仕事である、したがつて民間への依存ではなく、国自体がきちつと認識を持つて取り組め、こういう御趣旨でございますが、私も全く同感でございます。

特に今御承知のとおり日本の職業訓練のノーハウというものが発展途上国でございましてとか後発の経済国からも非常に注目、評価されておりました、オーバーに言へば今日の日本の経済発展の一つの土台づくりは日本の職業訓練への取り組み、官民問わず、そういうものの蓄積というものが今日の日本の経済発展の大きな一つの基盤になつていふんじゃないか、こういう評価もあるわけでございます。そういう点からいつても、今完全就業に近い状況ではございませうが、しかし同時に高齢化時代というのは、よく働き、よく学び、そしてよく英気を養ふ、こういう三つのスローガンが勤労者にとつて必要なんじゃないか、そういう意味で高齢化時代というのは言いかえてみれば学習の時代である、生涯学習の時代であるということが言えると思ひます。

は、今まではまた違った新たな視点から検討、取り組みあるいは改善が必要だ、こういう考え方の上立つて今労働省の中においてもいろいろ作業を進めておるわけでございます。その一環として今回の法改正でもございませう。したがつて、河野先生の御心配いただいておる、国としても労働省としても最重点課題として今後とも取り組み、こういう御趣旨に対しましては全く同感でございますので、今後我々も最大の努力をこの問題に払つていきたいというふうに決意しておるところでございます。

○河野(正)委員 そこで局長、労働省が今日までいろいろな補助金とか給付金とかという形で助成をされてきた。そしてまた開発促進のためにいろいろ助言、指導された。しかしながら、私どもがいろいろ聞く範囲では、やはり今の職業訓練では、こういう不公平不満がないわけではない、就職が困難であるとか必ずしも社会ニーズに合っていないとか。

そこで、これも私が考えるわけですが、今まで給付金を出したり補助金を出したり、あるいは開発促進のためにいろいろ助言をしたり指導されたということですが、大臣がきちつとそういうようなお話がありました、何かもう少し明確な指導方針がないのかどうか。そういう明確な指導方針があればもうと訓練法の成果というものが大きく向上するのじゃないかという感じがするわけですね。私も、これは具体的にどういふ点を明確にということではございませぬから、何か一本欠けたような面があるのじゃないかと、こういうような気がするわけですね。それが解決すれば、もうこの問題は躍進的に向上していくのじゃないか、こういう感じを持つてわけですが、それは一体どうでしょうか。

○宮川政府委員 先ほど御説明いたしました、およそ職業に関する教育訓練、これは全体の環境づくりあるいは指導、奨励をする、条件を整える、そういう性格の強いものでございませう。そうしたところでは、まさに先生御指摘のとおり明

確な方針といましようか明確な哲学といましようか、そういうものがございせんと思はるうまいかなというの確かでございませう。

そうした意味で、今回私どもは職業能力開発促進法とあえて法律の題名を変えて、いわば私どもなりに大上段に振りかぶったわけでございまして、これで生涯にわたって適時適切な教育訓練を労働者が受け、その能力を目的に引き出し、いく、それが労働者の生活、職業の安定あるいはその地位の向上、ひいては国民経済の発展、そういうものにつながるということを今回特に強調しているわけでございまして、作文に過ぎるではないかという御指摘もあらうかと思いますが、法律の性格が今申し上げましたように全体の環境づくりという性格が強まっておりますので、例えば余り強い調子であるいは強制にわたるようなことができないというところはひとつ御理解いただきたいと思ひますが、法律の題名も変え、能力の開発ということ政府内での意思統一もしたところでございまして、御了解いただきたいと思ひます。

○河野(正)委員 私らから明確に具体的な案を出しているわけじゃないから、そこで了解するとかせぬとかいうことには相ならぬと思ひますが、ただ、従来からずっと歴史的な経過といひますか、それからまた一般の社会的ないろいろな各界の意見を聞いてまいりまして、もう一つ何か一本線が抜けたような感じがしないでもないわけですが、それは、今局長からも要するに環境づくりだ、指導によって環境づくりをするんだ、そして成果を上げていくんだということですから、極端に言いますと、ある意味においては、言葉は悪いけれども消極的なんです。具体的にずばりというところとやありませんから、そういう点がなきにしもあらず、こう思ひます。ですから、私はここで具体的にこういうことがあるんじゃないかという提言がなかなかできませんので、そういう点は十分踏まえて今後の指導の中で生かしていただきたい、こういうように思ひます。

そこで、今私が幾つかの希望意見、これは別に局長がおっしゃったことと我々反対とかいうような立場をとつておらぬことは事実ですから、しかし、もう少しこうすればもっと効率があがるんじゃないかという意味での幾つかの希望意見を述べたわけですが、

そこで、この点は総務庁の方にお伺いをしたいと思ひますが、御承知のように現在は「増税なき財政再建」でできるだけミニ政府をつくらう、こういう傾向であることは御承知のとおりです。

そこで、この臨調の方針なりあるいは行監の方針なり、そういったものがこの職業訓練に対してややもするとう金のかかるようなことはこの際できるだけ抑えて、そして民間に委託する方法もあるんじゃないか、あるいは各専門校に委託する方法もあるんじゃないか、各種学校に委託する方法もあるんじゃないか。いわゆる安上が政策ですよ。そういう気持ちがあるとするならば、これは労働省が幾ら頑張つてみても、一方においてはその水を差すというふうな結果になると思ひます。

そこで、私が総務庁にお伺いをいたしたいと思ひますのは、今労働省が大いに前向きでやつていこう、それに対して一方では行政の簡素化とか、要するに「増税なき財政再建」ですから、なるだけ金は使わせぬとか、そういうことによつて今後指導されますというところ——これは別に私は労働省に聞いたわけではない、これは私が申し上げる。そうしますと、今、国が、国といつても職業訓練の主体というものは労働省ですから、特に公共はそうですから、そういうような方針に逆行するということにもなるわけですね。ですから、私はもつともっと効率を上げてもらいたい。特に高齢化が進んで就職口がないわけですから、そういう意味ではやはり総務庁としてもそういう——国といつても労働省ですけれども、そういう方針に対しては極力要するに協力的な態度を示していただく必要があるんじゃないかというふうに思ひます。

す。でございしますから、そういった労働省のやる仕事に対して縮小理論といひますか、そういう見解を述べていただきますと、どうもせつなく私もここで議論いたしましてむだに終わりますから、そこで、ひとつそういう点に對します総務庁からの見解を、所信のほどを明確に承つておきたい、こういうように思ひます。

○長野説明員 お答えいたします。

ただいま、私も総務庁行政監察局から参りましたけれども、職業訓練に関する行政監察というのをやっております。これは、技術革新の進展とか就業構造の変化等に対応いたしまして職業訓練のあり方がどうあるべきかというふうなことを検討するために五十九年に実施しております。調査結果につきましては現在取りまとめ中でございします。したがしまして、総務庁としての民間委託等につきましては見解を現段階ではまだ申し上げるまでにはなまともでないというふうなところでございます。

御指摘の民間委託の問題につきましては、この調査結果を踏まえて、行政の効率性の問題、それから民間活力の活用問題、そのほかにも行政責任の確保、いろいろな観点から十分検討してまゝとめてまいりたい、こういうふうな考えております。

○河野(正)委員 結果をまとめるのじゃなくて、私が申し上げておるのは、やはり先ほどから申し上げますように、ILOの基準にも合ふぬといふところもあるわけですね。ですから、少なくとも現在の施設その他十分とはいへないわけですね、言えない。ですから、そういう現在の施設なり方針というものを縮小する、そういうこととやなくて、むしろそれをさらに充実することによつて国の責任、公共の場合は国が責任を持つてやるわけですから、そういう国の施設といふものを金がかかってもさらに充実させる、そういう方針でやつていただければ、私は労働大臣からも局長からも決意を聞いておりますから、そういう決意と

いうものが結果的には実を結ぶのではなからうか、そういうふうなことで申し上げておる。いろいろな統計をとつて云々ではなくて、現状の充実といふものをぜひひとつ考えてほしい、こういうふうにして申し上げておるわけですから、そういう意味でのお答えをいただきたい、こういうふうな思ひます。

○長野説明員 先ほどお答えいたしましたように、私の方は行政監察局でございします。行政監察の方の立場からお答えいたしましたわけでございしますけれども、民間活力の問題につきましては、取りまとめに当たりまして、労働省の方で現在こういう法案を出して前向きで取り組まれているところでもございしますので、労働省の意見も十分聞きながら取りまとめたい、こういうふうな考えでおる段階でございします。

○河野(正)委員 これは民間委託とかあるいは各種学校に委託するとかあるいは専修学校に委託するとか、それだけでございします。しかし、先ほどから申し上げましたように、職業訓練の主体といふものは特に公共が主体になるわけですから、これは国の大きな責任ですから、やはりそこで大きな成果を上げるということにならぬと——これはもちろん大企業に委嘱しなければ、今の労働省の力量ではできぬところもありますね、非常に技術革新が進んでおりますから。

それはそれなりにしませんが、現在の状態から後退をするということではこれは意味がないので、ですから、少なくとも現状をさらに充実させるといふことでひとつ御配慮いただかぬと、もう今まで昭和三十三年でしかから逐次職業訓練が始まってまだ——特に今は技術革新ですから、急激にこの問題への関心といふものが深まっていると思ひますが、なかなか十分な成果が上げられないという状況ですから、その辺は今後十分私が申し上げたことを踏まえてひとつぜひ協力いただきたい、こういうふうな思ひますので、一言だけで結構です。

○長野説明員 お答えいたします。

今先生御指摘のような観点も十分踏まえまして、今後調査結果等をまとめていきたい、こういうふうな考えております。

○河野(正)委員 少し時間が迫ってきましたので、まだたくさんあるんですけど十分はやれませんか、特に重立った問題だけ詰めてまいりたいと思います。

一つは訓練科の内容です。問題は、今日高齢化社会でございまして、この訓練の事項、いろいろの訓練の教育を受ける、それと要するに社会の就職先のニーズですね、これが一致せぬと意味がないわけですね。とにかく社会ではこういう人を期待をしておる、希望しておる、ところが、その訓練の方は余り期待しておらぬような訓練をする。これでは意味ないわけですね。

そこで、これは私の提言ですけれども、この訓練科の内容というものを広い範囲でとらえたらどうだろうか。例えば、機械科でしたら機械です。それから旋盤でしたら旋盤、電気でしたら電気です。ですから、私も、経験あるわけですけれども、昔は機械と電気は機械という炭鉱あたりはみんなそうです。機械科という機械もやるけれども電気もやる。そういうような内容になりますれば、今度採用する方も幅がありますから、非常に採用しやすいというふうなことになると思うのです。それから、ある意味においては大体機械を多少マスターした、だからこれから先はやはり電気もやろうじやないか、だから今度は実際は機械もできるけれども電気もできる。

それは十分かどうかというたまたまた別問題ですけれども、しかし、どうせ高齢者その他ですから、そう専門的な奥行き深いことは必要なからうと思うのです。でございまして、この訓練科の内容について、私は、ここでやはりある程度考慮を払われた方が社会のニーズに合っているというように思うのです。昔はみんな大企業では機械科といったのです、機械と電気と。ところが、今度の訓練では、機械は最後まで機械、電気は最後まで電気、それから旋盤は最後まで旋盤、こういうこ

とでしよう。ですから、ある程度機械でマスターができたならば、この次は電気の教育を受ける、そういうことになりまして、これは社会の方のニーズに一番合いやすいんじゃないやろうかというふうに思いますので、その点ひとつどういう御見解か承っておきたいと思ひます。

○宮川政府委員 公共職業訓練の評価というものは、当然適切な訓練があり、社会ないし労働者のニーズに適切にこたえてこそ出てくるものだと思います。そのために、都道府県の訓練校にいたしましても、国、雇用促進事業団のやつております訓練施設につきましても、地域のニーズというものを一生懸命把握しながら絶えず新しい訓練科目を許される範囲内で考えているわけではございます。ただ、残念ながら、絶えずいつもそれがびつたりいくかといひますと、どうしてもおくれおくれになる面がないわけでもありません。

機械と電気というお話がございました。その例でまいりますと、どうしても訓練科というのは世間にある従来の職種に対応しております。例えば機械でまいりますと、機械工、これに対応して訓練科目として機械科というのがございまして、いろいろな教科があるわけがございまして、機械工といひますと、旋盤とかフライス盤を使って金属の切削加工をする、あるいはこれに附帯する業務というところになっておまして、今までのそれですと、教育訓練の内容も機械工学とか電気工学の概論あるいは基本的な実技、応用的な実技ということになっておりますが、最近いわゆる機械工と言われるような人々の職務の内容を見てみましても、お説のように大変多能工化しております。

したがって、最近はやりのもちろんマイクロエレクトロニクス利用のプログラミングの関係もございまして、それから塗装とか表面処理とか油圧計とか、そういうことまで、さらには、御指摘のように電気関係もある程度知つてないと機械がうまく動かさないというふうな事態になつてくることは確かでございます。一方では、先生、指導員の研

修に一生懸命努めておりますが、一方で、訓練基準あるいは訓練科目の内容について、単に科目の転換を図るだけでなしに、それをもたします意味で、内容的にももつと複合化したもの、そういう意味では融通のつくもの、こうしたものを新しい法制のもとでは考え、少なくとも社会のニーズにおくれなくように努めていきたい、かように考えております。

○河野(正)委員 これは非常に希望者が、そういうような意見を持った人が多いですね。でございまして、ひとつそういつた、せつかく訓練校の希望でもございまして、ぜひ生かしていただきたいというふうに思ひます。

そこで、会計検査院、御出席ですね。今申し上げますように、訓練科の内容について、いろいろ今幅の広いやり方をやるというふうなことを私も要望しておるわけですね。それに対して労働省もある程度こたえていこうというわけですが、それが一説においては会計検査院が一つのネックになつていこうという意見もございまして、

あなたの方はないとかあるとかいつて、きのうもいろいろやりとりしまして、何かもう我々の審議に対して拒否するような態度がございました。これは委員長にもひとつぜひお願いしたいと思うのですが、政府委員が参りまして、そしてそういうことは会計検査院と関係があるとかないとか——政府委員というのは、要するに政府委員室ですね。政府委員室というのは、我々が質疑、疑問がある、あるいは要望があるという場合、こういうことがありますと、それを会計検査院に言つて伝えればよろしいのです。

ところが、政府委員室が来て、それはどうだこうだという見解を述べる。これは全く越権のさたじやないでしょうか。それは委員会の席上でございます。勝手から、そんなのは言うのは勝手でしょう。政府委員室の一職員が来て、それは会計検査院と関係がありますとありまじやないか、こういうことを我々に言つて、審議の障害になるといふこと

は、こういうことは許せぬと思うのです。政府委員室が来ていろいろ言うなら——政府委員じゃありませんよ。言うなら、もう何も委員会で議論する必要はないのですよ。

きょう局長が来て陳謝されましたから、私もその点を深く追及しようとは思ひまじやないけれども、これはひとつ委員長から、きょう課長が来ておりますから、厳重に注意してほしい、こういうふうな思ひます。そして、入りますので、どうぞひとつ。

○春日会計検査院説明員 ただいま先生御指摘のございました点につきましては、今後十分注意してまいりたいと思ひます。改めますように注意してまいりたいと思ひます。

公共職業訓練の効果の実施につきましては、從來から重大な関心を持つて検査を行つてきたところでございまして、職業訓練法を激しく変化する社会経済情勢に対処するようさらに発展させようとする今回の法律案の検討の経緯につきましては、本院としても深い関心を持つて見守つていこうとございまして、新しい法律がございまして実施に移される段階になりましたら、その制度に對しまして会計検査の総合的な観点から評価を行つてまいりたいと思ひます。

○河野(正)委員 私が総務庁あるいは会計検査院にいろいろ御見解を承つたのは、やはりこの際、職業訓練法の効率を高めようとして労働大臣もおつしやつておるわけですね。これはやはり各省がそれぞれ協力してやらぬと、労働省だけでやれるものじやないわけですよ。やろうと思つたらあつちでひつかりこつちでひつかりや困るのですから、そういう意味で、ぜひ総務庁の方も会計検査院も、できるだけこの職業訓練法というものが効率ある発展を遂げるような、そういう意味での協力を願ひたい。そういう協力を願ひたいというのだから、何も国会へ来て発言がきぬことないでしょう。それを、あなたのとこるの政府委員室の一係官は、会計検査院は関係ありませんなんて、そういうことはひとつ今後厳重に注意してもらい

たい。

それで、だんだんもう時間が迫ってきました。時間がございませんで、少しはしよって申し上げます。

一つは例のカリキュラムの問題、これは中心はやはり労働者ですから、このカリキュラムについては、やはり労働者ができればそういう一つの運営委員会というのか何というのかわかりませんが、そういうものを一つついても、十分その中で、労働者がこういうことをやってみてほしいというような意見があれば当然これは職業訓練では労働者が主体ですから、したがって、カリキュラムの問題についてもぜひそういうふうな労働者の意見が、まあむちやな意見を言えばこれは別ですけども、できるだけ労働者の意見というものを吸い取っていただく、こういうことでぜひお願いをしたいと思ひます。

○宮川政府委員 訓練科目、いわゆるカリキュラムの關係につきましては、今御説明したとおり、その適切であるかどうか訓練の成果を左右するわけでございします。そうした意味では、お説のとおり、まさに労働者がこの主人公でございします。その意向を十分尊重するというのは大変大事なことでございします。

中央におきましても、この訓練基準——訓練基準の中に訓練科目があるわけでございします。その改正等の場合には当然公労使三者構成の審議会の意向を十分伺うわけでございします。都道府県段階におきましても、それぞれに訓練科目をいろいろ地方の自主性に合わせて考える、そういうときには地方の審議会——地方の審議会は開催回数が多いとはいえないかというお話もございします。今後そうしたものを通じまして、なるべく開催の回数もふやし、またいろいろ労働側の意向も十分くみ上げられるような、そうした手続といったものも考え、より効果的な訓練が遂行できるように考えてまいりたいと思ひます。

○河野正委員 時間がございませんで、続けて一緒に御質問いたしますから、簡潔にひとつお

答えていただきたいと思ひます。

一つは、指導員の免許制度についてですね。これは非常に指導員の免許制度というものが細分化されて、そして困っておられる。例えば工業学校でしたら、工業学校の免許を持っていれば何でもできるわけですね。ところが、指導員の方は電気は電気、機械は機械、こういうことで、免許制度というものが非常に細分化されていきますので、この免許制度について考え直す必要がありはしないか、これが一つ。

もう時間がございませんで、それから訓練期間についてでございますけれども、高齢者の意見等を聞いてまいりますと、訓練期間が少し短いうえに少し訓練期間というものが長くなる傾向があるか、こういう希望がございします。それが一つ。

それから、交付金制度になりましたね、都道府県に対する交付金制度。これをやめたために、都道府県だけのメリットがあるのか。私も、メリットもあるかもしれないけれども、どうもデメリットがあるような気がする。これが一つ。

まだたくさん残っていますけれども、その三つだけ、一緒に言いましたので、それぞれ簡単に回答をお願いしたいと思います。

○宮川政府委員 指導員の免許につきましては、確かに、例えば工業高校で見ますと、私も、私の比較的關係があるかと思われまして、これは工業あるいは工業実習、この二つの免許があれば、おおよそ工業関係は何でもできるという関係になっております。ただ、工業高校の中身を云々するわけではありませんが、職業訓練というものは、いわば繰り返し繰り返し肌で覚えるというような面がございします。したがって、指導員自身が十分それに熟達している必要がある。そういう意味では、なかなか工業、工業実習だけでカバーすることはできませんが、お説のように細分化され過ぎても確かでございますので、教えられることはお隣、さらにそのお隣の科目であつても十分教えられるように考える、あるいは追加的な研修でブラ

スすることに教えられるようなことがあるならば、そうしたものを考える、そうした中で、指導員免許自体いろいろ検討してまいりたいと思ひます。

それから、訓練期間が特に高齢者について短過ぎるではないかという御意見でございますが、訓練期間につきましては、高齢者の意向、それから訓練がどのくらいで成果が上がるものか、その他いろいろな事項を総合的に検討して決めておりますが、ものによつてはもう少しというものもあるかと思ひますので、これも具体的な事案に即して考えてみたいと思ひます。

それから、交付金制度のメリットでございますが、これは、話がいきさか大きゅうございしますので、簡単にいってお話でございしますが、大変難しいところがございます。

少なくとも、いわゆる地方の時代に入つて行政の効率化、特に地方の自主性を尊重する、一つは、そういう意味で一番大きなメリットがあるかと思ひます。

○河野正委員 もう時間がございせんので、最後に職業訓練の国際協力、これは私は随分前に、医師の、コロン計画その他についていろいろ取り上げてみたことがございします。いろいろ国際摩擦その他あるわけですから、私はこの必要性というものは十分認めておるつもりでございします。これは課長がおられるそうですから、課長の方から御答弁いただきたいと思ひます。

○木金説明員 開発途上国では、やはり本邦に自分の国の経済社会の発展を望もうとした場合には、お金とか物ではなくて、その国の人材を育成しなければいけないという認識が高まっております。それで、その面で戦後如実な実績を上げた日本から協力を得たいということ、年々、量におきましても、内容におきましても大変な協力要請が来ているわけです。日本にとりましてもそういった開発途上国の本邦の御要請におこたえすることが国際社会の中で生きていく上で大変重要な仕事であるという認識に立ちまして、

世界の開発途上国百二十数カ国ございしますが、そういった国々に対して協力を進めておるわけです。

例えばどういふことかと申しますと、これらの開発途上国から日本に来て職業訓練の勉強をしたという方を集団で受け入れたり、あるいは個々別々一人一人の計画を立てて受け入れる、研修生の受け入れがまず第一。

それからもう一つは、こういった開発途上国の中で職業訓練センターを建ててグループとして協力を進めてほしいということに對しまして、センターの設計からあるいは機材の提供から、職業訓練専門家を送り出して、また、将来その先生になる方のお受け入れ、訓練といったものをパッケージとして行つて行つております。海外職業訓練センター協力というものが既に、一つの協力で五、六年かかるのですが、もう三十一カ所終了いたしました。現在も十二カ所やっております。新しくまた数カ所の御要請におこたえしようと思ひます。

それから第三番目には、各国の企業の中で技能労働者としてお仕事をしておられる方が日本の企業の中で研修を受けたというようにして、おこたえしている計画がございします。これも年間百五十人ぐらいやっております。

それからさらに、アジア・太平洋地域二十七カ国で構成しております技能のレベルアップを図ります国際機関、アジア・太平洋地域技能開発計画というものがございします。英語ではAPSDPと申しておりますが、このAPSDPの中で、この地域の先進国としてリーダーシップを発揮しながら御協力を進めております。そして、それに加えて、最近の傾向といいたしましては、民間企業が海外で事業をする場合にも、ぜひその事業遂行に必要な人材の育成を日本の企業もやつてくださる、むしろ海外で事業をする場合の義務要件にしたいという要請が随分ふえております。そこで民間の企業の方々は、大変苦勞をなさつてやっておりますが、ただ民間企業の

方々だけがやっていいということではなくて、官民力を合わせて、私たち国内に持っている機能を十分發揮してやっていくということ、労働省といいたしても、そのための施設として海外職業訓練協力センターを建てるなど、官民協力システムの面で御協力を申し上げているというのが現状でございます。

○河野(正)委員 終わります。

○戸井田委員 多賀谷真稔君。

○多賀谷委員 先般からの質問を聞いておりますと、どうも明確でない言葉があります。それは、発言者も答弁者もどうもはつきりしてないんじゃないかという問題が今度の大きな問題の一つの交付金の問題。今までは負担金であって、今度は交付金になった。それから、端々に補助金という言葉が出てきます。一体補助金とは何か、ひとつこの点について、負担金というのと、交付金というのと、補助金というのとはどういうように区別をして議論されておるのか、これをお示し願いたい。

○宮川政府委員 補助金といいますが、国から地方公共団体、あるいは民間の団体でもよろしゅうございますが、財政的な支出をすることによってその仕事を助ける、そういう意味では補助金という表現が一番広いものと私は承知しております。ところが、現行の職業訓練法では、都道府県の職業訓練校、身体障害者職業訓練校に要する経費の一部を負担すると言っております。これも広い意味では、負担金と言っておりますが、国から都道府県に助成のために出るお金という意味では負担金と補助金の一つでございますが、なぜわざわざ補助金と言わずに負担金と言っているのかといふと、補助金といふと、比較的狭く考えますと国から一方的に出るお金という感じが強くございますが、負担金となりますと、それなりに非常に関係の深いそれぞれに責任のある仕事について国がいわば割り勘的に金を出す、これを一般に負担金と言っているようにございます。

そういう意味では職業訓練校、身体障害者職業訓練校の運営というのは都道府県の住民にとって大変大

事な問題で都道府県の大事な仕事であります、それと同時に、国としても全体の中でのいろいろな責任を持つて考えていかなければならないことである、そういうことで、現行法では負担金と言っているわけでございます。

参考までに申し上げますと、地方財政法の中にこのことが具体的にございまして、現行法ではたしか十条だと思いますが、国と都道府県と双方に深い利害関係のあることで、その仕事、業務を的確に遂行するために国が進んでその経費の一部を負担する必要がある仕事ということとでたくさん列記されておりますが、その中に、職業訓練校、身体障害者職業訓練校に要する経費というのがございまして、これなども両方に責任がある。

それで、交付金ということになりますと、これもニュアンスの差程度でございます。最初申し上げましたように、例えば国から都道府県にその財政援助ということで支出される金という意味では交付金も広い意味で負担金の一つだと思いが、交付金になりますと、幾らかニュアンスとして国の責任が強くなってくる。国の仕事、都道府県にもあるのですけれども、国の仕事の方により責任が重い、そういうものをいわば交付金として都道府県に交付する、そういうように理解しております。

ただ、補助金と言いましても負担金と言いましても交付金と言いましても、法律上はかなりばらばらな使われ方をしております、明確に定義づけされておるわけではございません。一般には、今私が申し上げたような形でこの言葉が使われていっていると思っております。

○多賀谷委員 余り時間をとりたくないのですけれども、「職業訓練法」という労働省の職業訓練局で出している本があります。これは負担と補助を極めて区別をしているわけです。補助は、国が奨励する意味で任意にその財源の一部を助成するを原則とする。ですから、主体があつて、例えば民間の企業が訓練をやる、そういう場合に国が補助

をする、こういう補助。俗に補助金等の適正化に関する法律というのは丸めてやっておりますから、これは別です。それから負担というのは、経費の性質上、国または地方公共団体双方に責任があつて経費を負担するんだ、こういう書き方をしておる。そして、わざわざそこで交付金というのが出てきたんですね。ですから、交付金ということによつて国が割合に責任が軽くなるということとを言つと、そういう物の言い方をすると、この法律全体の流れに影響があるのですよ。国は一步後へ下がった、先ほどから問題がある、そういう議論に通ずるのですよ。

そこで、法制局はこれをどういうように使っておるか。すなわち、雇用保険法の六十三条、能力開発事業、これも公共職業訓練施設に出しております。ここでは「経費の全部又は一部の補助を行うこと。」という文言を使っている。でありますから、同じ労働者の、しかも職業訓練に国が出す場合、それから政府が公共職業訓練所に出す場合、これはまた区別をしておるのです。あるいは財政的に区別をしておるかもしれぬ。「国」というように書いておる場合は一般会計から出しておる金、あるいは「政府」と書いておる場合は、要するに雇用保険の保険料を取り扱う行政官庁として出しておるのか。あるいはこういう区別をしてお書きになつておるんじゃないかと思ひますけれども、一体法制局はどういう見解であるか、明確にお聞かせ願ひたい。

○大出政府委員 お答えをいたします。まず、都道府県等に対しますところのいわゆる財政援助等の国の施策について法令で規定する場合に、いわゆる国をあらわす言葉といひまして「国」という用語を使つたりあるいは「政府」という用語を使つておる立法例があるわけでありまして、「政府」という用語を使つておる立法例といたしましては、社会保険等関係の法律におきましては保険事業の事業主体としての国をあらわすという意味で「政府」という用語を用いておることが非常に多いわけでありまして、また別の法

令で、地方公共団体と並列をさせて規定する場合あるいは地方公共団体と対比する意味で国の施策の主体を規定する場合、こういうような場合には「国」という用語を用いておることが多いといふことが一般的には言えるかと思ひます。

ただいまお話しした雇用保険法六十三条第一項の關係でございまして、これは能力開発事業の事業主体としての国につきまして「政府」という用語を用いておるわけでありまして、これは、雇用保険法が先ほど申し上げました他の社会保険関係の立法と同じように、雇用保険の事業主体としての国について「政府」という言葉を用いておるもので、この六十三条第一項の能力開発事業における助成等につきましても、雇用保険の事業主体としてのそういう政府が能力開発事業の助成を行うということとをあらわす意味で「政府」という用語を使つておるということであらうかといふふうに考えております。

これに對しまして、職業訓練法の方では、訓練行政の行政主体を「国」という言葉を使つて言ひあらわしてきておるわけでありまして、そのような行政主体としての国が地方公共団体、都道府県に對して財政を負担するといふような意味合いでこの現行の職業訓練法九十九条におきましては「国」という用語が使われておるといふふうに考えておるわけでありまして、

したがいまして、「政府」という言葉あるいは「国」といふ言葉、これは都道府県に對するところの財政援助等の主体としての国をあらわしておるといふ意味におきましては変わりはないと思ひますけれども、雇用保険法につきましては、先ほど先生がお話しございましたように雇用保険事業の主体としての政府、これが助成をする、事業を行う、こういう意味で「政府」といふ言葉が使われておるといふふうに考えておるわけでありまして、

○多賀谷委員 そういたしますと、「負担」といふことと「交付」といふのは違ひますか。今度分けてますね。今までは設備、運営費等については全部

が負担だった。今度は運営費については交付金、それから施設等については負担金、こういうふうに分けておる。もう時間ありませんから、私は両方とも負担じゃないかと思うのです。交付と負担を区別する理由は余りない。ただ「負担」という場合と「交付」という場合、今度の場合の交付金ですね、算定が、どちらかというと交付金の方はまるめといいますが、このごろ健康保険で言うマルメ方式で県が与えられたその中で運営をしていく。一方、今までの方式は全部積み重ねる方式をして実際の経費の一部を出していった。こういうことでやはり負担の中に交付が入るのじゃないですか。そうしないと、さっきのように責任論が起これると思うのですが、それはどうですか。

○大出政府委員 ただいま負担と交付ということに関連をした御質問でございましたが、国と地方公共団体とのいわゆる財政関係におきましては、通常、負担という言葉につきましては、先ほど労働省の方からお話ございましたように、本来その経費の性質上、国とそれから地方公共団体の双方がいわゆる割りの勘定にございますか、あるいは共同責任というような観点から経費を持ち合うというのが国と地方公共団体との関係におけるところの負担という言葉の意味であるかと思ひます。

これに對しまして、今度交付金というような言葉が使われるようになったわけでありまして、この交付金といふのは非常に多義的な意味を持つておりまして、いろいろな意味があるかと思ひます。一般的に言いますと、国が特定の目的を持つて交付する金銭を広く指しておるということであろうかと思ひます。その中には義務負担的な性格を持つてゐるものもありましようし、あるいは助成をするという意味での補助的な性格を持つてゐる、そういう交付金もあるかと思ひます。

ただ、ただいま御審議をいたしております職業訓練法の改正案におきまして、この交付金を交付するといふようなものは義務的な性格のもので

ございまして、ただ、今までの負担、つまり国と地方公共団体がその経費を共同責任的に持ち合うといふような形のものから、地方公共団体の事務として職業訓練事業というものが非常に長い間に同化して来たといふようなことを一応の考え方として前提といたしまして、そうしまして地方公共団体に對する財政援助的な意味合いを持つ、そういう性格の経費に切りかえたというのが今回の交付金、交付するといふことの意味合いだといふふう

に理解をいたしております。

○多賀谷委員 今まで答弁がございましたが、大臣、やはりかなり性格論に入らざるを得ないような問題です。今まで、交わりません、国は責任を持つてやります、こゝう言ひながら、今度は今法制局から答弁があつたように、どうも硬直化しておるから、ひとつ今度はそれを言うならば地方の自主性を認め、そういう中で協議がされておる。

そこで、私は自治省に聞きたいのですが、自治省はこの交付金についてはどう考へておるのか。極端に言へば、あなたの方は一括して交付税交付金として裏の金を出される。裏の金を出す場合に労働費を出すわけですから、それはいろいろの失業対策費や何かあるわけですが、それを自由に使うことができるのかどうか。それから自治省としては、自由に使つていいのは、要するに訓練をや

らなくてもいい、交付税交付金は来るけれども、あの交付税交付金は全部労働費一本で算定してくるのだから、それはもう使わなくてもいい、こういうところまで弾力性があるのか。それにはどういふ歯どめがあるのか。

訓練費といふので来るならばまた別なんですよ。訓練費と書いてないのです。失対も全部含めて労働費で来る。でありますから、地方交付税で来るわけですから、特別の交付金じゃないのですから、そういう場合は裏金は自由に使えるのか。そうすると、これはまた大変いろいろ問題を起すのですよ。交付税交付金の裏金で入るのであります。要するに、県が負担する二分の一で、それは地方交付税のこの財政需要額に入つてくる。それ

の財政需要額が私が言う一本で労働費で来るわけですから。

そこで、弾力性があるわけですから、そういう場合には一体どういうふうに見るのか。それから自治省としてはこの交付金に切りかわつたことについては評価しておるのかどうか、これをお聞かせ願ひたい。と同時に、六十年代予算は五十九年度の予算と財政需要額に比してどういふ変化が来たのか、これをお聞かせ願ひたい。

○速藤説明員 お答えを申し上げます。

第一点の交付税の算定の中身において交付金を財源とする需要を見ておるわけでございましてけれども、これが先生もおっしゃるやうに裏金として使われるのかどうかという点でございまして、私どもは地方財政の運営において、特定の交付金の対象となる事業が実施できるように地方交付税交付金の配分を通じて保障するといふ考え方に基づいておりました。従来補助金だつたわけでございまして、当然経費を計算いたしまして、その二分の一は補助金が来るという形で一般財源を保障するといふ形にしておつたわけでありますが、このたび交付金に変わりましたので、経費の計算は事業ができるように計算をいたしますけれども、従来の補助金部分を交付金に切りかえてと申しますか、計上をする費目を交付金として計算をしてやるといふことですから、各都道府県としてはあるいは地方団体としては、その事業を地方交付税の基準財政需要額の算定の中で従来と同じようにすることができるといふことで財源措置をいたしておるつもりであります。

それから第二点の、それでは交付税じゃなくて、交付金についての自治省の考え方はどうかというところでございますが、この交付金については地方団体に対して客観的な指標で配分交付をされる。従来のように事業費を計算しましてその二分の一といふやうな形ではなくて、もっと客観的な数値に基づいて計算される。それから、その使用に当たりましては、従来補助金ですと、人件費ですと人件費にしか使えない。それから事業費で補

助されれば、その事業費にしか使えないといふやうに限定をされておるわけですが、交付金になりますと、使途目的が御案内のようにメニュー化をされるわけでありまして、人件費に使うあるいは事業費に使うといふことは、地方団体の考え方によつて自主自律的に決められるといふことにならうかと思ひます。

従来、ともすれば超過負担といふやうな考え方が補助金にはありましたが、そういう交付金の交付を通じて地方団体が独自にもつと事業をしたいといふやうな場合には、そういう道も地方団体には超過負担という形じゃなくて開かれるわけでありまして、そういう意味で、地方団体がある事業を自主性、自律性を持つてできるということになるかと思ひます。したがつて、私どもの立場といたしましては、地方団体の自主自律性を促進するといふ意味で従来の補助金が交付金化されるということについては前向きで考へていきたいという立場でございまして。

それから数字的な問題ですが、職業訓練費で申し上げますと、交付金になることによりまして、交付税の基準財政需要額の算定上は従来と特に変わつてございせん。歳出の部分については従来どおり、例えば職業訓練校の指導員に係る給与でありまして、例えば全国平均の給与単価を用いて計算いたしております。先ほど申し上げましたように、従来補助金でございまして、その二分の一が補助金として来るということでは単位費用を計算いたしておりましたのを、昭和六十年代からは交付金としてその部分が来るということ、地方団体の仕事には支障がないやうに単位費用の計算をいたしてございまして。

○多賀谷委員 僕は補助金といふのと交付金といふのをどつてどう混同したのかと思つたら、自治省が補助金と言つてゐるのです。補助といふのは本来地方団体が経費を支弁する場合に任意的にその財源の一部を国が助成する、僕はそう思つておつたのです。今法制局もそう答弁をした。それから雇用保険法の答弁もそういうふうに答弁し

た。僕は補助という広い概念と補助金という狭義の概念とは違うと思ったのです。この狭義の補助金は、主体が県や何かで国は援助するんだというのを狭義の補助金と思っておった。ところが、今お話がありましたように、そうでなくて国も責任を持つ、県も責任を持つ場合にも補助金という言葉をお使いになった。先ほど私は法制局も含めて納得したのですけれども、肝心な自治省の方の答弁によつて逆に混乱しました。自治省の方が補助金というのは、全部算定をして、そして何割を出すというのを補助金として扱っているのですか。

○遠藤説明員 お答え申し上げます。

先生の御理解と私も余り違つてないと思うのですが、広義の補助の中には、具体的な予算になりますと補助金という名前前で国から地方団体へ行くものと、交付金という名前前で国から地方団体へ行くものと二つあるというように考えていただければいいと思います。

先ほど私が御答弁申し上げた中で補助金と申し上げましたのは、事業に対して例えば二分の一とか三分の一とかいうように定率の補助率を示して補助される補助金を補助金と申し上げたわけでありまして、今回改正になります交付金につきましては、いわゆる補助率という概念がなくなつて、地方団体に対して国から交付される定額金というように理解をいたしておりますから、先生の御理解と同じだと思っております。

○多賀谷委員 もうこれ以上質問しませんが、概念が極めて、僕は混線をしますね。一定の率を掛けた負担というならまだわかるのですよ。それを今まで出しておりました。そうでしょう。補助という言葉を使つてないのですから、労働省の今までの訓練法は、それは両方とも負担という言葉を使つてゐる。それならば、負担という言葉ならば、今までは一定の率を掛けた負担あるいは積算をした負担。今度は交付金として、言うならばかなり自主性があるものを出しています。これもわかるのです。広い概念の補助は全部補助ですからね。

しかし雇用保険法に書いてある補助というのにはまさに補助金なんです。これは要するに、負担の場合、県は主体じゃないのですから。政府といつても、これは雇用保険を管理する政府ですよ。ですから、先ほどから社会保険関係の主体の行政庁は政府と、こういうように私は厳然としておつたのですけれども、自治省が補助金、補助金と言ふし、皆言うんですよ、補助金が今度は交付金に変わったと。それはどうもおかしいと思つておつたのです。

まだ質問すれば切りがないのですけれども、あなたがおっしゃる補助金というのは一定の補助率を掛けた補助金という意味ですね。それならもうそれで一応理解しておきます。しかし、この論争は続くわけです。法制局と自治省は結構です。

そこで、いよいよ本論に入るわけですが、率直に言いますと私は余りに今度の能力開発法というのは名前を変えるに足らない内容がかわつてないという。意気込みはわかりますよ、これはもうこれでいくんだという意気込みはわかりますが、内容がかわつてない。内容がかわつてないというのとは二つですよ。今の負担金が今度は交付金に変わったというのが一つ。それから推進者を置くというのが一つ。あとは全部今までやつておつたのを表に出しただけです。それだけ内容的に変わつてない。有給教育訓練休暇というのがあるじゃないか。それは今まで雇用保険の中に入つておつたんですよ。じゃ今度は政府が一般会計から出すんですよ、それならまだ意義がある。一般会計から出しません。そのお金は要するに雇用保険の四事業から出すんですよ。内容的に制度的には何ら変わつてない。

ですから、いやしくも訓練法の名前を変えて、しかも四事業の中に入つておつた有給教育訓練休暇を訓練法の中に、いよいよ表に出してきた。私は非常にいいと思いますよ。それなら、それだけ制度が変わつたのなら、それこそ一般会計から出すべきですよ。それは全然一銭も出してない。今までと同じ。ですから山口労働大臣非常に意気込

んでおられるけれども、これはいいですよ、いいけれども、内容は変わりませんよということですよ。むしろさっきからの話によると、どうも国の責任は後退しておるのじゃないかということですが、どうですか。

○富川政府委員 名前だけ大きさに変えてという御質問かと思いますが、職業訓練というのは、まさに釈迦に説法で大変恐縮でございますが、経緯を考えてみますと、本来その言葉自体は職業に関する教育訓練という意味で非常に広いものだと思います。しかし歴史的、経緯的には特に二次産業のいわゆる技能労働者に手をつけるといういましようか、そういう感じで今まで使われてまいりました。それ自身はもちろんだ変な事なもので、これからは私もこの体制の中心になるものだと思いますが、少なくとも技術革新の進展、高齢化社会の到来という中で全方位の労働者、三次産業もございまして、その他各種の労働者について、しかも職業生涯全般にわたつてやらなければならぬ。これは五十三年度法にもちよびますが、その思想は出ております。

私はむしろ五十三年度のときに職業能力開発促進法と変えるべきだったと思いますが、当時は少なくとも職業訓練というニュアンスに引きずられたわけでございます。現に昨年十一月に企業内教育研究会から「新しい「学習企業」をめざして」と、大臣も先ほど学習社会というようにお話がございましたが、「学習企業」をめざして」というサブタイトルの中で少なくとも言われておりますことは、能力開発というものを従来の職業訓練というニュアンスにかえて、職業訓練というニュアンスはどうしても狭い、積極的に能力開発とすべきである、これは一つの民間の意見でございますが、そうした意見も登場したぐらいでございますし、やはり能力開発というものを正面に押し立てて施策を進めなければならぬ。

先生の御指摘は今までのものをそれぞれ拡充したあるいは強化しただけではないかということですが、例えば推進者の制度もございまして、それ

からサービスセンターなんかこの法律を契機としてやろうとしているわけでございます。民間の環境づくり、それともう一つは訓練基準その他によりまして公共職業訓練を活性化させる。特に、るる御指摘ございました交付金、これによつて一方では少なくとも都道府県、特に都道府県は最近特に熱心に新しい事態に対応しようとしておりますが、その都道府県の行動がしやすいようになつて、こうした面を持つておるわけでございますので、ぜひ総合的に、名前も変え、職員、関係者全員の気分を一新したい、こういうところでございまして、ぜひ御理解を賜りたいと思ひます。

（委員長退席、稲垣委員長代理着席）

○多賀谷委員 気分を一新するということは非常にいいことです。しかし、どうもそれだけに終わるのではないかと。

そこで、大臣の提案理由の説明の中にも、また本法の中で、今までの旧法も若干同じことを書いておるのですけれども、特に強調しておるのには、職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われることを基本理念とする。これは非常にいいことです。今からの時代がどんどん変わつていく、技術が向上していく中で、これは労働者を主体に物を考えたのでしようね。要するに職業生涯を通じて自分は常に訓練していくんだというように考えてよろしいかどうか。これは大臣から御答弁を願ひたい。

○山口労働大臣 結構でございます。

○多賀谷委員 そうすると、ここで有給教育訓練休暇というのが問題になります。これは労働者が自発的にその休暇を求めることはできないのでしよう。問題は、個別企業が訓練計画を立てて、その中で初めてできるのです。本人は、もう自分はこのままいくと将来どうしても新しい技術を身につけなければ行かざる、また会社もそうじゃないかというような場合に、本人が申し出てそれは制度として認められないのでしよう。どうですか。

○富川政府委員 職業能力の開発を段階的体系的

にやるためには企業も一生懸命やつてもらわなければなりません、肝心かなめの労働者が主体であつて、その積極的な意向が大変大事だと、今大臣からも御答弁申し上げたところでございます。そうした観点からいきますならば、有給教育訓練休暇につきましても労働者の欲するところ、ときにということも一つ見方としてございましょうが、現実には、これには大変な手間暇、特に事業主の経済的な負担が大変大きいとございます。そうしたこともございまして、私もその普及に努めておりますが、その普及の度合いはまだ大変低うございます。

調査企業の中で有給教育訓練休暇を与えているという返答をしているのがわずか四・三%でございます。この数字も最近かなり向上になってきておりますが、まだまだ全体として非常に少ない。事業主といましようか、全体のコンセンサスが得られていない段階では、少なくとも今先生も御指摘がありましたように、能力開発計画を企業の中でつくつて労働組合などの意向も十分聞いて、これが私どもの条件でございまして、その中で有給教育訓練休暇を与える、これが現状では妥協な線ではないか、今後これがどんな制度として発達する場合には、また御指摘のようなこともあるいは出てくるかと思ひます。しかし、今申し上げましたように、まだまだこれから段階でございまして、この程度ということだと思ひます。

ただ、職業能力の開発は事業主の努力義務ではございますが、社会的な責務として位置づけられております。四条に書いてございますが、それを具体的に受けて九条、十条で事業主はこういうことをやるんだという内容がございまして、その中に有給教育訓練休暇を与えることというところもございまして、当然社会的な要請でもございまして、私も、事業主ないし事業主団体と話をいたします場合には、この法律をお認めいただければ、その中でそうしたニュアンスで各方面に積極的に働きかける、そういうことをしていきたいと思ひます。

と思ひます。

○多賀谷委員 ILOの有給教育休暇に関する条約、百四十号条約は、日本では批准の条件がそろわないとすると、どの点がそろわないのか、またどうして批准しようとしなののか、これをお聞かせ願ひたい。

〔稲垣委員長代理退席、委員長着席〕

○宮川政府委員 職業訓練関係のILOの条約、勧告、たくさんございまして。特に御指摘ございました有給教育訓練休暇につきましては百四十号条約でございます。

ただ、国際条約の批准というのは国内法制あるいは制度との相当程度の正確なすり合わせがございまして、後々いろいろ問題もございまして、大変丁寧な手続をとるわけでございまして、この百四十号条約は一般教育、市民教育、社会教育、労働組合教育、こうしたところまで事業主にいけば義務づける形であるところまで求められておりますが、今ちょっと御答弁申し上げましたように、わが国は四・三%という普及率の中では、事業主主体の社会のコンセンサスといましようか、事業主サイドのものでございまして、なかなか得にくい状態がございまして、したがって、もう少し社会の理解を得られた段階で検討をさせていただきます、かように考えているところでございまして。

○多賀谷委員 労働組合教育とか一般社会の教育は別に、ここで言う職業訓練の有給教育休暇は適合しているのですか、この条約には、今あなたの方で条文に十条を入れた、この分については適合しているのですか、どうですか。

○宮川政府委員 今度の法律で考えておりますものは、事業主の労働者の能力開発のためにいろいろな措置を講ずる中の一つとして、今申し上げましたようにその本体が努力義務づけられております。したがって、使用者にもそれに準ずる措置が要請されているわけでございまして、そうした意味では、御質問の趣旨が有給教育訓練休暇のところだけとればどうかということだとする

と……。

○多賀谷委員 いや、そういうことまで言つてません。一般教育とか労働組合教育は別に、要するに百四十号条約のうち二条の(b)、(c)は別にして、(a)項における職業訓練は適合しているのですか、こう聞いているのですよ。

○宮川政府委員 私どもは適合して、満足させていると思ひます。

○多賀谷委員 そうすると、これは「労働者に与えられる休暇であつて」とあるでしょう。ですから、この条約の中には労働者の権利として付与しておるのでしょうか。あなたがそうおっしゃるならば、私は満足するわけです。しかし、今聞いてみると、この条文、今の改正法の十条は適合してないじゃないですか。適合しているのですか。

○宮川政府委員 この第一条の読み方でございまして、(労働時間中に一定の期間教育上の目的のために労働者に与えられる休暇であつて、十分な金銭的給付を伴うもの)という事実だけを述べているわけでございまして。これは労働基準法三十九条に年次有給休暇という制度がございまして、これは労働者の確固とした権利でございまして、少なくとも、今読み上げました一条は、労働者に教育のために与えられる休暇である、それが有給である、ただそういうことだけを言つておるわけでございまして、その限りにおきましては、今度のこの法律のそれは全く内容を満たして、そういう意味で申し上げておるわけでございまして。

○多賀谷委員 要するに、まだ権利としては成熟していないけれども、やがて労働省としてはその権利として付与されるように希望し、努力をする、こういう意味を含めてですか。

○宮川政府委員 私どもは、先ほど申し上げた、ある程度先のお話かと思ひますが、先生御指摘のような社会が形成されることを望んでおります。

○多賀谷委員 私はそれを期待するわけです。そこで、大臣の言われる、職業生涯を通じて段階的に体系的にという、やはり本人が休暇をもつて再訓練をしたい、こういう状態でないとい

易でないですね。私は今日のような情勢の中に、何らかの方法でそういう方向でやつてもらいたい。そうしなければ、とても大臣の言われる提案理由、しかも雄大な構想には内容が伴わない、こういうふうに思ひます。

そこで、実は会計検査院は私が要求しませんでしたからいらないでしょうが……。おりますか。いらないですね。

そこで、公共職業訓練校について、いろいろ批判もあり評価もある、いろいろあるわけです。そこで私もいろいろ施設を見て回りました。そして、意見も聞いてきました。総じて、効率が悪いとか効果が少ないというのは、これは能力開発の分野ですね。養成訓練は大体一〇%これは習熟するんですよ。このことはやはり評価をしなればならぬですよ。ですから、悪い悪いというけれども、よく子細に調査してみると、能力開発の部門です。ところが、これは定年を過ぎた人とか、それから途中で職をかわろうという人で、これは年齢層が高いんですよ。一緒に論議するとこれは非常に混乱を招くと私は思ひます。

そこで、中卒で、昔言いました専修学校の課程、今専修職業訓練校になつていますけれども、県におきまして、まだかなり専修のついでとところもあるわけです。ところが、これは、日本の今日の社会情勢、そうして学校における非行化の中で、非常によく頑張つておる、これは評価の価値があると私は思ひます。要するに、中学を出ただけで、高等学校に行かないで訓練所に入ってくる。まず、二、三ヶ月は先生と生徒の葛藤だそうですね。まず、しつけをして、訓練生としての規律を保つ、そのための努力というのは大変らしいですよ。そうして、その訓練生がやはり社会に入られておるわけですね。

本人は、鉛筆を持つて数字やあるいは読み書きをやるのは好まないけれども、技術はぜひやりたい。そこで物がつくられていくわけですから、この諸君は張り切つていく。こういう状態の中で、私はこれは大変言にくいのですけれども、いろ

いろいろな家庭の事情あるいは本人の希望で高等学校に行かれない諸君、まあ国が放置すると非行に走る非常に可能性のある層ですね。私はこれがやはり職業訓練校によって救われておるという面はひとつぜひ評価をしたいと思うのです。殊に北九州にありまして、昭和十年代からできておりますから、これはむしろ中小企業の工場の方で早く受け入れようとしておるといふ状態ですから、極めて画期的な訓練が行われております。

そこで、問題は能力開発の部門なんです。能力開発訓練というのは非常に難しいですね。そこで先ほどから河野さんが質問をされましたように、今まで自分が歩んできた経験と無関係に訓練をされても、それはもうほとんど中年以上になりますと難しいですね。ですから、自分が歩んできたいろいろな身につけた知識経験を訓練所でより深くきわめるか、あるいはまたより幅広くやるかということですよ。今までの訓練校の科、溶接科とかあるいは機械科とか電気科とかいろいろありますね、これは深くきわめる方なんです。しかし、むしろ今中年の人に要請をされておるのは、今までの経験を通して幅広く何かもう一つ足してやるということが必要なんです。そうすると大分違うのです。

そこで、まず技能者の不足ですね。技能労働者の不足というのを調査をされておる。法律を出す際には必ずその前に調査があるんですよ、大臣。五十三年のときは五十一年に調査しておるのです。今度も六十一年に法律を出すから、その前に調査をしておる。私はその調査の表を見て、これはどういう調査をしたのかという疑問を持つ点があるのですがね。これはひとつお聞かせ願いたい。

○菅間説明員 先生御指摘の点は技能労働者の需給状況調査のことかと存じます。この調査は例年実施しているものでございますが、最新のものは昭和五十九年に実施してございます。六十一職種につきましておよそ一万五千事業所を抽出いたしまして調査したものでございますが、その中で

技能労働者が欲しい、何人程度欲しいかというふうな聞いたわけではございますけれども、この六十一職種をトータルいたしましたして五十八万人程度の不足であるという結果が出てございます。産業別に見ますと、製造業で不足しているのが目立っておりますし、また職種で見ますと電子・電気機械組立・修理工等が不足の多い職種になつていくわけではございます。極めて骨組みだけでございますが、この調査結果は以上でございます。

○多賀谷委員 例えはミシン縫製工というのが五十一一年六月、そうかな、このころ足らなかつたのかなと若干疑問を持つようなものもありましたね。それから自動車整備工が足らない。これは五十九年ですね。そうかな。今自動車整備工というのはかなり余つておるんですね。要するに自動車は修理しなくてもよくなったというのと、それから三年間は車検に出さなくていい。これが響いておるのです。割合に余つておるのです。そういうことで、これは正確かなとも思ひながら、五十九年にもミシン縫製工とある。

そこでもう一つは、旅客・貨物自動車運転者というのがある。これはちよつと違うのです。確かに不足は不足なんです。間違いない。ところが、これは過重労働で、常に人を雇っているけれども集まらない。要するにトラックの長距離の運転手は、かつては三十歳未満だったのです。今三十歳の後半でないと運転手をやる人がいないのです。時代の要請とともに、過重労働の問題でトラックの運転手がだんだん少なくなつておる、そういう意味で不足しているのではありません。常態に集まっている。それからミシン縫製工というのは、これも本当に不足しているのかなと思うのですけれども、一応調査をされることは結構です。

そこで、私は、先ほど河野さんも質問をしておりましたように、自分の経験を生かしてさらに何か加えてもらいたい、これがやはり今後の一つの能力開発訓練に必要ではないかと思う。自動車整備もさらにある程度深めると同時に、何か経理と

かそういうものをやれば、セールスエンジニアにもなれるしスタンドなんかにも勤められる、こういうことが必要です。ですから、新しく経理科を設けることもいいですよ。第三次産業がだんだん大きくなつた、サービス産業が大きくなつた、それも結構ですが、長い間の経験を持つておる職員を今ある訓練所が抱えておるわけですから、発想を少し拡大して、殊に第三次産業に向かう場合にはそれを拡大してやたらどうかというのがある。

それからもう一つ、ME時代を迎えるわけでありまして、どこにも電気を使わない機械はほとんどなくなるのです。事務機械もそうです。OA時代を迎えるわけですから、ところが今機械科の先生は科ごとです。ですから、今厳密に言うところ、電気科の先生が機械科へ行つて教えることはできないのです。同じ施設におるのです。おまへは機械科の免状しかないし、機械科の職員だから電気なんかへ行くことはできないし、電気科の先生も機械科へ行くことはできない。ですから、機械科の先生が電気を教えておるのです。今そういう状態で、それから予算も全部、機械科が何、電気科が何、溶接が何というように来るのです。そういうふうになつておるのです。そこで科単位ではなくて、群単位といふか一つのグループ単位といふか、こういうふうに弾力的に職業訓練校の運営をしたらどうか。

もう一つは、先ほどお話がありました免許の問題もそうです。訓練というのは体で教えるのだと言ひながら、少し幅広くと先生方も非常に楽になり、また生徒も就職の範囲が広がる。これはやはり大臣の言われた、名前を変えた新しい法律が発効するのですから、ぜひひとつそれは改めてもらいたい。この点についてお聞かせ願いたい。

○山口国務大臣 先ほど河野先生からも御指摘がございましたし、今多賀谷先生から御指示をいただいておりますように、職業訓練の持つ役割と実績の割にはいま一つ普遍的な評価といひますか、認

識を広げていかなければならない、高めていかなければならない、そのためには免許の問題あるいは就職がしやすい、そういう環境、資格、条件づくりについていま一つ理解を広げていかなければならない。そのための労働省の立場における環境整備、改善というものは十分検討してしかるべき問題だと思ひますので、私も事務当局とよく協議をいたしまして、そういう部門における職業訓練生の社会的な地位、また活躍の場の拡大、評価等を含めた点を踏まえて、ひとつ御指摘の点については早急に検討したい、かように考えます。

○多賀谷委員 建築物設備管理科ですか、要するにビルメンテナンスですね。これなんかつくる。しかし、今まで機械とか電気とか建築とか配管とかやつておるんですよ。それに清掃を入れてやれば大体できるのです。別にそういう科をつくることもいいです。しかし、今までの先生たちがおるわけですから、それに清掃を入れてやれば大体できる。そういうふうになぜやらないのか。そうすると就職も可能だということですよ。

それから、私が感心したのは選択講座というのをやつておるんですね。訓練校の中で、千六百時間のうちで四百時間は自由な講座をとるようになっておるのです。そうするとこの四百時間というのは実にいいですね。活用されている。私がさっきから言つておるようなことができるわけですよ。これはぜひひとつ推進してもらいたいと思うのです。本人の希望で大体自分はおそこに勤められる、だんだんわかりますからね。そうすると、この科目が自分はおその職場に就職すれば必要だといふのがわかる。ですから、千六百時間をがんじがらめに全部メニューどおりにやらせないで、自由な四百時間をとつておるのですが、さらにこれを広げて、そういう弾力的な運用をしてもらいたい。このことをひとつ局長から御答弁願いたい。

○宮川政府委員 特に能力再開発訓練は年齢のいった方が多うございますから、実際問題として、今までと全く関係のない仕事をやるのは大変

きついお話でございます。言葉は適当でないかも知れませんが、本当のただの雑役のような形になってしまっています。これは御本人にとっても社会にとっても大変なマイナスだと思えます。そういう意味では、先ほどちょっと御紹介いたしました公共職業訓練のあり方等研究会からも、高齢者については、従来の職業経験が生かせるように何とか工夫すべきである、それから私どものこの法律でも労働者の職業経験、年齢、こうしたものを十分考えて能力開発をしなければいかぬ、これが基本理念でございます。

したがって、先生繰り返し御指摘がございましたが、科目の統廃合の中におきましても利用できるものは十分利用し、また選択制のようなものも、労働者の自主性を尊重するというのにはこの法律の基本理念でもありまして、またそうでなければ教育訓練の効果を上げることはできません。したがって、御指摘の選択制について、許される範囲内で十分活用し、気持ちよくといひましようか、進んで勉強ができるような環境づくりのためにいろいろな基準を考え直していきたいと思います。

○多賀谷委員 それから向上訓練ですね。この向上訓練は多くやはり日曜日とか夜間にやっているのです。これは私は非常に感心しました。非常に喜ばれておる。ですから、自分の今までの先生方は労働時間、自分が働く労働時間をいろいろやりくりして、そして日曜に出たり夜間やっている。ですから、そういう向上訓練をやっている、これは企業も、中小企業なんか非常に喜んでおるわけですが、これも評価をすべきだと考えております。

それから、私も雇用保険のときにさんざん質問をした自己退職です。今まで一カ月後か二カ月後になるかと思つたら、あなた方は三カ月後ぎりぎりいっぱい雇用保険給付をやらないんだ。これは問題が起こるよということを盛んに言つたのですが、もういろいろ起こつて現場の安定所が非常に苦労しているけれども、三カ月も給付をくれ

ぬというところと再教育に行けないですね。訓練所に入つても三カ月来ないのです。生活できない。というのは自己退職だというのがストッパしておるんだから。自分がその会社をやめて新しいところにつこうといつたら、雇用保険が——自分の持っている持ち分の範囲の話をしているのですよ、職業訓練手当の話ではないのですよ。要するに、本人が長い間働いて、人生少し勉強していききたい、そして新しい職場につきたいということで雇用保険の申請をすると、自己退職だから三カ月はストッパだ、これが訓練校に入學するのに非常に支障になっておるんですね。

あれだけいろいろ注意したのに、これは怠け者だから勝手にやめたんだからということ縛りつけたところに問題があるのです。これはひとつ改正しないと、大臣がそのときと違うからいいというわけにはいかぬのです。せつかく大臣が意欲を燃やして能力開発をしようというのにこれが支障になるというのは、同じ労働省で私は配慮が足りないと思うのです。これは直していただければいいでしょう。

○加藤(孝)政府委員 これは岡田先生にもお答えしたわけですが、自己都合退職者に対する給付制限というのは、あくまでその自己都合退職というその離職理由に基づいて適用される、こういうことでございます。その人が離職後にどういうことをしたか、求職活動したのか、あるいは訓練校へ通うことになったのか、こういうこと自身は、退職理由で正当かどうかという認定をしておるわけでございますので、その後のことで保険がもらえたりもらえなかったり、こういうわけにはいかないというのが一つの原則でございます。

しかしながら、例えば今度の基準の改正によりまして、新技術に対応することができずに職種の転換を余儀なくされて退職した、そして公共訓練を受ける、こういう場合については、この改正後の認定基準におきまして正当な理由のある自己都合退職ということに給付制限は適用しない、こういうことになっておるわけでございます。新技術

に対応できなくてやむなく訓練を受けるために退職した、こういう方は正当な理由がある自己都合退職という概念の中で運用してまいりたい。その際、訓練へ行くということと本当にそういうアクションをとられる方については、これはまさに訓練を受けるための正当な理由ある自己都合退職であつた、こういういわば判断も可能であるわけでございますので、制度の運用の中で十分配慮していきたい、こんなふうに考えております。

○多賀谷委員 そうすると、あなたの方でこういうように解釈しないという指示を促されるわけですか。安定所が現実にはストッパしておるんだから、局長が頭の中で言つたつて、何か通達しなければだめですよ。大丈夫ですか。

○加藤(孝)政府委員 国会でお答え申し上げましたことは責任を持って実施する、こういうこととございまして、通達等によつてその辺は明らかにしていく、こういうこととでございます。

○多賀谷委員 五十五歳以上はいくら入校は差しとめる、こういうことが言われて現地の訓練校では大変心配しておるのです。定年退職というのは皆五十五歳からやめていくのですからね。そういう事実はありませんか。要するに、会計検査院的に言うと、効率が悪いから五十五歳以上はもう訓練しても意味がないじゃないか、こういうことだろうと思ひますが、そういうことはありませんか。

○宮川政府委員 高齢者と言ひましても、おっしゃるとおり五十五歳、まだ皆さん大変お若いと思ひます。訓練を受けるのが適当かどうかは大変個人差もあることとございます。本人の希望、適性、それから周辺の産業の動向、労働者のニーズ、全部勘案いたしまして入校してもらうかどうかを考へているところとございまして、一律に五十五歳だからシャットアウトするということとは考へておりません。ここに、能力再開発訓練でございいますが、年齢別入校状況、五十五歳以上七・二%の方が入校されております。

○多賀谷委員 それは安心しました。そこで例の障害者訓練なんです。河野さんも質問されておりましたが、残念ながら余り増加を見ない。それで、私は長谷川労働大臣のとき予算委員会でも質問して、若干修正してもらつたのです。一年間の訓練、健常者でも一年ですぐ就職はなかなか難しいのに障害者でも一年というのは無理じゃないですかというので、若干弾力をつけていただきましたけれども、依然としてそれは余り変わっていない。

例えば一年ですと、障害者ですから体に非常に無理がいくし、十分ではありませんからどうしても中途半端になるのです。そこで同じ版をつくるにしても、印刷技術がこのごろは随分進んでいる印刷にしても、あるいは洋服をつくるにしてもズボンは十分できるけれども上着はいささか首をかしげるというような状態になつてゐる。そこで、これは二年というのを原則としてやつてもらわれないと生活できる給料がなかなかもらえないと思うのですが、これは大臣に御答弁をお願いしたい。

○山口国務大臣 現行は原則が一年、弾力的に本人の希望等で二年までの研修、こういうことになつておるようでございますけれども、私もやはり障害者の方の職業訓練については十分本人の心のいくような訓練課程を修得するということが大事だと思うのです。

そういう意味で二年にしたらどうか、こういう御指摘もありますけれども、実情、障害者の方の訓練ニーズが一年でできるだけマスターして早く就職したいという人もおありましようし、その辺の実態を絡めまして、一年のコースと、あるいは二年というものも今まで以上に本人の意思で訓練生としての選択肢が広げられるように、そういう点における具体的な環境整備に努めたいののではないかと、かように考へますので、その辺は前向きに取り組むということをお願いいたしたいと思ひます。

○多賀谷委員 最後に二点。一つは指導員の研修です。これは非常に重要なことですからね。私は身体障害者の訓練所に行きましたら、散髪屋さんやコンピューターのオペレーターの訓練大学へ行

きました、それで意欲満々で、もう卒業するころになっておると思いますが、そういう方もあるのです。やはり有給教育訓練休暇というのは、むしろ指導員にやたらどうか。まず随分始め。企業に言うのはなかなか難しいから、役所の方で指導員にやって、それは全部はできませんよ、それからなかなか指導員も少ないのですから非常に無理があるでしょうが、ひとつそういう制度を確立してもらいたい。

それから、実は北九州小倉に短期訓練大学が設立される。これは地元が大変要望しておたのですけれども、非常にうれいことでありまして、ところが、このは養成訓練と能開訓練をやつてゐるのです。それで、それが四百七十名おるのですよ。そこで、これを一体どういうように今後行われるのか、これは別の意味で大変心配しておるのです。四百七十名おるわけですから、それが今度は短期大学ができたためにもう入れませんよというので、ぼろり出される、これは通勤やその他にも大変支障を来す、こういうふうに思ふのですが、最後にこれをひとつ善処方をお願いしたいと思ひます。

○宮川政府委員 指導員、まさに私どもの能力開発、教育訓練というのは、施設もさることながら人が一番大事でございます。指導員の先生方が一生懸命熱心に仕事に取り組めるような、自信を持って仕事ができるような環境づくりは最も大事だと思ひます。

したがって、研修につきまして、職業訓練大学校をしまして短期、長期の研修をやつておられます、また六十年度からは企業に派遣して研修をやつてもらう、あるいは都道府県の職員の研修につきましては、従来補助はございせんでしたが、財政事情大変厳しいところですので、この助成もある程度認められたところでございします。

有給教育訓練休暇をこれこそ使うべきではないかということですが、多方面にわたつて研修を重ねてまいりたいと思ひます。

それから小倉の短大の件でございますが、短大は特に高度の技能技術者を養成するということが高卒二年が対象でございます。したがって、御指摘のように、特に中卒あるいは高卒でも一年あるいは能力再開訓練の対象者はここではなかなかやりにくい面がございしますが、それも御指摘のように大変大事な問題でございます。福岡県とも相談いたしまして、普通訓練校あるいは技能開発センターあるいはさらにもっと方策があるか、いろいろ検討したいと思ひます。いずれにいたしましても、短期大学の開校は六十二年予定でございます。それまでの間、先生の御趣旨も十分踏まえまして慎重に検討してまいりたいと思つております。

○多賀谷委員 どうもありがとうございます。○戸井田委員長 村山富市君。○村山(富)委員 きょうはもう我が党の質問の最後であります、これまでの質疑の中で雇用構造の変化や産業構造の変化やあるいは高齢化、MEを中心とした技術が急速に進展をする、こういう情勢の変化に対応して労働者が生涯を通じて必要な職業訓練を身につける機会が与えられるということは極めて大事なことでございまして、いろいろな制度の改変に従つて、例えば公共訓練施設が軽視をされて民間の活力を生かされるというふうに変つていくのではないかと、あるいは先ほど品質があまり高くないけれども、交付金に変わつてだんだん公的負担というものが減つていくのではないかと、こういうことが心配をされておるわけですが、

したがって、これまで出されたいろいろな質疑の中から主要と思われる点を再度確認を求めながら締めくくりをしたいというふうに思ひますので、そういう意味で明確な御答弁をお願いしたいと思ひます。

一つは、今申し上げましたように、ME化等技術革新の急速な進展に対処するために公共職業訓練施設においてME機器等の新しい訓練機器の導入に努めるとともにME関連訓練の充実に努める必要があると思ひますが、今後の対策をまず承りたいと思ひます。

○山口国務大臣 お答えいたします。現在、技術革新の波は生産部門の労働者のみならず事務部門にも押し寄せ、職場の各部門に大きな影響を及ぼしている。職業能力開発行政の今後の役割の大きなものは、労働者にこうした技術革新に円滑に対応できる職業能力を付与することにあると考えています。

このため、従来から実施している訓練職種においてもME関連の機器の導入に努めるとともに、直接MEに関する訓練科についてもその増設に努め、求職者はもとより新規卒卒者や在職労働者が新しい技術、技能を習得できる機会の拡充に努めたいと考えております。

○村山(富)委員 次に、今回、委託訓練制度が拡充されるという方針が出されておるわけですが、その委託訓練制度の実施に当たつて、機動性に名をかりた安易な委託をしたり、あるいはまた訓練水準を低下させたり、あるいはまた公共訓練の規模を縮小させるといったようなことのないような配慮が必要であるというふうに思ふのですが、考え方を承りたいと思ふのです。

○山口国務大臣 離職者訓練が公共職業訓練施設内において行われるべきであることは承知をしておりますが、委託訓練は離職者の発生や技能に対するニーズの急速な変化など、公共職業訓練施設のみでは機動的に対応することが困難な場合、限定的に公共職業訓練施設で行う訓練を補充しようとするものであり、こうした考えのもとで今後の運用を行う所存でございます。

○村山(富)委員 次に、都道府県立の訓練校の運営に要する経費ですね、人件費とか実習経費とかあるいは維持管理費等は上昇していくわけですから、したがってそうした分を含めて必要な予算の確保を図るべきであると考えますけれども、その点についての考え方を承ります。

○山口国務大臣 都道府県立の職業訓練校及び身体障害者職業訓練校の運営に要する経費につきましては、人件費、実習経費、維持管理費等、上昇があつた場合には、職業訓練の円滑な実施を図るため、必要に応じて見直しを行い、財政当局と折衝して必要な経費が十分確保されるよう努力してまいりたいと考えております。

○村山(富)委員 次に、その都道府県に対する交付金の交付に当たつて、従来都道府県に対して行つていた補助に比較して激変することのないような措置を講ずることが必要である。これはさつきも質問がございましたけれども、一定の事業目的を決めた予算というものはやはり当然確保されるべきであるというふうに思ひますし、あわせて大量の雇用の変動等、例えば企業が倒産したとか、そうした変動が起こつた場合に、そうした変動の起こつた都道府県が緊急に職業訓練を実施する必要があるというような場合には、機動的な職業訓練が実施できるような配慮が必要であるというふうに思ひますが、その点についてはどのようにお考えになりますか。

○山口国務大臣 都道府県に対して交付金を交付するに当たりましては、政令で定める基準に従つて行うこととされておりますが、この基準を政令で定める際には、雇用労働者数等に加え、職業訓練を緊急に行ふことの必要性その他特別の事情を考慮するという法律の規定に従つて、都道府県に対する補助が激変することのないようにするとともに、大量雇用変動等都道府県が緊急に職業訓練を実施する必要性が生じたときに機動的に職業訓練を実施することができるよう交付金を交付できるようにして、都道府県の職業訓練の円滑な実施が行われるようにしてまいりたいと考えております。

○村山(富)委員 最近、国と都道府県等との関係を見ていますと、国が負担金を増額すれば、それに見合つて地方自治体も負担を増額する、こういう傾向があるわけですね。したがって、負担金が交付金に変わったことによつて都道府県が現状の常勤指導員の配置体制を後退させるとか、現在都

道府県が負担している予算額が削減されるとかいうようなことのないように道府県に対する指導を徹底する必要があるというふうに思うのですが、その点についてのお考えを承ります。

○山口国務大臣 今回の交付金は、職業訓練校等の自主的、弾力的運営を図ることを目的として補助方式を変更したものであり、従来の事業内容を変更するのではなく、職業訓練校等の運営は都道府県における職業能力開発行政の基本的な業務であるので、現行の都道府県の財源措置が維持されるものと考えております。

労働省としては、都道府県における指導員の確保及び職業訓練校等の運営の円滑な実施を期するため、所要の財源措置が図られるよう十分指導してまいりたいと考えております。

○村山(憲)委員 次に、職業訓練にとって一番大事なのはやはり職業訓練指導員だと思つておすね。その指導員の養成確保対策及びその研修体制の充実を図ることが当然必要だというふうに思うのですが、その点についてのお考え、さらに、現在免許制度は、さつきも質問がありましたけれども、担当できる訓練の範囲というのが非常に狭過ぎる嫌いがある、そのために免許制度の弾力化を図る必要があるのではないか、同時に、その弾力化を図るに当たっては現に職業訓練指導員の職にある者が不当にその資格を奪われることのないような配慮も必要であるというふうに思うのですが、そういう点についてのお考えを承ります。

○山口国務大臣 職業訓練指導員の養成確保につきましては、職業訓練指導員の養成機関である職業訓練大学校の充実強化に努めてまいりたいと思つております。

職業訓練指導員の研修につきましては、今後とも職業訓練大学校や各都道府県で実施する指導員研修の充実とともに、民間企業、大学、研究機関等への派遣研修を実施するなど適切な実施に努めてまいりたいと思つております。

職業訓練指導員の免許制度の弾力化につきましては、指導員の担当教科の幅を広げる等その弾力

化に努めてまいりたいと思つております。

なお、弾力化することにより現に職業訓練指導員の職にある者が不当にその資格を奪われることのないように十分配慮してまいりたいと思つております。

○村山(憲)委員 さらに、職業訓練の実施に当たっては、さつきも申しましたけれども、生涯にわたつて必要な訓練の機会が与えられるということが必要だと思つておすね。そういう意味におきまして、職業能力の開発を段階的かつ体系的に行うという観点から、例えば職業訓練手帳制度の導入等の方法も考えて、教育訓練歴などを記録する方法を検討すべきではないか。その人の一生を通じて職業訓練歴がわかるといったような意味においてそういう手帳の交付なども検討する必要があるのではないかと思つておすね。その点についてはいかがでしよう。

○山口国務大臣 生涯職業能力開発という観点に立ちますと、労働者の教育訓練歴を累加的に記録し、それを計画的な職場配置、教育訓練計画の作成等に生かすことは極めて有意義なことであると考へられます。今後、手帳制度の導入も含め、その具体的な方法について長期的に検討してまいりたいと思つておすね。

○村山(憲)委員 さらに生涯能力開発給付金制度の活用の問題ですけれども、この活用については、可能な限り利用者の便利を図るということが何よりも大事だと思つておすね。今、国が県に委任をして扱っているわけですが、これを雇用促進事業団の設置する職業訓練施設にもその利用を拡大するとか、そういう利便を図る必要があるのではないかと思つておすね。また現にその事業内で行っている職業訓練等については必ずしも正確に使われておらないというような面もあるやに聞いておるわけですが。そういう問題について、教育訓練の確かなものであるかどうかということも十分確認する必要があるというふうにも思つておすね。そういう点についてはどういうふうにお考えでしようか。

○山口国務大臣 生涯能力開発給付金制度の推進に当たりましては、この制度を活用する事業主の利便を考慮し、従来から都道府県立職業訓練校を取り扱い窓口としております。生涯能力開発給付金の事務は、国から都道府県知事に対する事務委任の形式をとつておりますことから、都道府県の機関ではない雇用促進事業団立職業訓練校を取り扱い窓口にするのは幾つかの解決すべき問題があり、こうした問題の解決方法につきましては、今後都道府県等を初めとする関係者の意見を尊重しつつその方策を検討してまいりたいと思つておすね。

それからもう一つ、生涯能力開発給付金の支給に当たりましては、事業主が実施している教育訓練の内容を的確に把握するよう都道府県を指導し、その適切な運用が図られるよう努めてまいりたいと思つておすね。

○村山(憲)委員 最近よく耳にするのですけれども、雇用保険受給者のうち職業訓練を受けて就職促進を図る必要があるというふうにも思われるし、またそういう希望を持つておる者が安定所の窓口で不当に規制をされるとか制限される、したがつて、その希望がくじかれる、こういう場面があるようなこともしばしば聞いているわけですが、これも、そういうことがないようにすべきではないかというふうに思つておすね。いかがでしようか。

○山口国務大臣 公共職業訓練の受講指示は、求職者の適性、能力、労働市場の状況から判断して当該職業訓練を受けることが適職につくために必要であると認められる場合に行うものでございまして、こうした趣旨を踏まえ職業訓練施設における受け入れ態勢等をも勘案して適切に措置してまいりたいと思つておすね。

○村山(憲)委員 先ほど質問もございましたけれども、雇用保険の給付制限期間、これが一カ月から三カ月になったわけですが。そのために職業訓練を受けたくても受けられない人が相当出ているような実態がある。これは私は十分検討を加える

べき問題ではないかというふうに思うのですが、そうしたことについての改善を検討する必要があるかないか、どういうふうにお考えか、承ります。

○山口国務大臣 昨年の雇用保険法改正により正当理由のない自己都合退職者に対する給付制限期間は従来の一カ月から三カ月となりましたが、これは離職の際の慎重な判断を促すこと等を目的としたものでございまして。新技術に対応できずに離職を余儀なくされた人たちは公共職業訓練の受講を要する場合が多いと思われまが、このような人々については、正当理由のある自己都合退職者として給付制限は適用しないこととするなど改正法の施行を契機に給付制限制度の運用基準の大幅な見直しを行ったところでございまして。新しい技能を習得するために公共職業訓練の受講を希望して離職した人々につきましても、この制度の運用の中で実情に即して弾力的な対応をしてまいりたいと思つておすね。

○村山(憲)委員 ぜひひとつそうしたものにこたえ得るような配慮をしていただきたいというふうに思ひます。

その次に、雇用保険財政の現状にかんがみて必要な国庫負担を確保するということは必要だと思ひます。同時に、運営には公労使の代表が参加できて民主的な運営ができるようにすべきではないかというふうに思ひますが、その点についてはいかがでしようか。

○山口国務大臣 雇用保険の国庫負担につきましては、昨年の改正雇用保険法の審議に際しての附帯決議にもございまして、その必要額を確保していくことは当然のことであり、今後とも最大限の努力をしてまいりておすね。

また、雇用保険制度の運営につきましても、附帯決議の趣旨にかんがみ、公労使で構成される中央職業安定審議会の御意見を十分にお伺いしつつ制度の趣旨、目的に沿つた運営を確保するよう努力してまいりておすね。

○村山(憲)委員 この種の機関というのは、でき

るだけ公労使がそれぞれ意見を開陳して民主的な運営ができるようなものにしていくことの方が内容的にも効果的にも得策だというふうに思いますが、最後に、そういう考え方に立つて、中央及び都道府県にあります職業能力開発協会、この協会の運営に当たって労働者の意思が十分反映されるような措置を必要とするのではないかと。

今聞くとおのづかによりますと、参与という形で入っておるようですが、それはまた言うならば形式的なものだということも言われておりますので、もっと実態に対応して、労働者の意見が十分反映できるような仕組みというものを考えていく必要があるのではないかと。これは今すぐやれと言ったってなかなか無理な点があると思うのですけれども、十分検討に値することだということに思いますが、いかがでしょうか。

○山口国務大臣 先生御指摘のとおり、職業能力開発協会の運営に当たりましては、労働者の意思を反映させることは必要なことであると考えます。

このため、職業能力開発協会は、労使の代表者及び学識経験者を参与として委嘱しており、参与は、業務・運営に関する重要事項について意見を述べることでございまして、改善に向けての検討をしたいと思います。

○村山(官)委員 以上、これで私の確認を求める質問を終わりますけれども、冒頭に申し上げましたように、労働者が社会の変化に対応して必要な技術を身につけるという機会が与えられるということは、労働者自身にとっても大事なことであり、同時に、日本の経済全体にとっても大事なことであり、だいたいこのように思いますが、少なくとも冒頭に申し上げましたように、全体が後退するということのないように、特に国や都道府県が責任を持って職業訓練を保障していく、これが柱だということをお願いいたします。労働省は充実強化するという方向で一層御努力いただくことを心か

ら期待して、私の質問を終わります。
○戸井田委員 午後二時三十分から再開することとし、この際、休憩いたします。
午後四時三十分休憩

午後二時三十分再開

○戸井田委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。橋本文彦君。

○橋本文彦委員 職業訓練法が職業能力開発促進法という形に大幅な名称の変更ということですので、内容について大変期待を持って眺めたのですが、けれども、現実には、本当に名前だけのことで、基本理念の変更と言われますけれども、基本理念についてもまあまあ同じようなことが書いてあつて、はつきり言ひましていささかがつくりしているわけでございまして、もう十分議論も出尽くしてしまつて、残っているのは何かということを探したところが、身体障害者の職業訓練校だけが残つておるということでございますので、その辺に焦点を当ててこれから議論させていただきます。

現在、身体障害者の雇用促進は遅々として図られておりませんが、前回の五十三年のときに特に附帯決議として「身体障害者のための職業訓練については、職種の開発を含めて、施設、設備の増加と充実を図ること。」これが衆議院の社労委の附帯決議。それから参議院の社労委の附帯決議としましては「心身障害者」ここでは身体障害者のみならず「心身障害者のための職業訓練については、定員を増やすとともに、職種の開発をも含めて、施設、設備の拡充を図ること。」これからもう七年たつたわけでございますけれども、今回、ではどのような形で身体障害者あるいは心身障害者のために施策が増加されてきておつたのかと見てきましたら、わずかに補助金の問題と交付金の問題だけで身体障害者訓練校ということ

で出てくる。これを見て、先ほど言いましたように、いささかがつくりしておるわけでありまして、そこで、まず労働大臣に、この高齢化社会、それから産業構造の変化あるいはOA機器の導入とかたくさんありますけれども、こういう中で身体障害者あるいは心身障害者の雇用促進、これをどのようにお考えになつておられるか、お尋ねしたいと思います。

○山口国務大臣 橋本先生も御承知いたしておられますように、身体障害者の雇用問題につきましては、一定の義務規定をお願い申し上げましてその雇用の拡大に努めておるところでございますけれども、全国で二百万人に近い何らかの形で身体障害者を持つておられる方々の雇用の確保、拡大のために、労働省としても雇用促進月間等も特別に設けて各企業体に啓蒙啓発をしてお願いをしたり、あらゆる努力を進めておるところでございます。

特に、特定の施設とか工場に身体障害者の方の職場を確保してそこで仕事をさせていただくということではなく、いわゆる健康者と一緒に仕事をすることの喜びといひますか、また参加意識、また健康者の身体障害者に対する認識、啓発等もございまして、できるだけ自然な形で身体障害者の職場を確保していくということの一つの方針としておるわけでございまして、実情はなかなかおくれれておる部分もございまして、我々労働省としてもこの点を特に重点的にここの施策の中にも身体障害者の雇用拡大ということで取り組んでおるところでございます。

○橋本文彦委員 身体障害者につきましては職業訓練校もございまして、ある程度手に技術を持つことも可能なわけですが、いわゆる心身障害者、特に精神薄弱者については法的には一切、訓練校のいわゆる資格としてもありませんし、それからいわゆる雇用値につきましても定められていないということでございますので、今の質問なんですけれども、精神薄弱者についてどのようにお考えになつておられるか。

○加藤(参)政府委員 精神薄弱者につきましては、

も、現在、身体障害者とほとんど同じような形で就職促進に努めておるわけでございます。雇用率だけが精神薄弱者には適用がまだないというところが違つただけでございます。あとは身体障害者に対する各種の援護措置等すべて同じようにやつておるわけでございます。

ただ問題は、身体障害者とは異なりまして、いわば精神薄弱者の適職の範囲がまだ非常に不十分である、ごく限られた分野にしか就職が難しいというふうな事情にございまして、今後精神薄弱者の雇用の促進にはなお多くの解決すべき問題が残つておるといふ状況にございまして、そんな現状を踏まえて、現在精神薄弱者問題研究会というのを月一回程度開催をずっと続けておりまして、問題の洗い直しと今後の施策の推進のための方向を懸命に検討していただいております、こんな現状にございまして。

○橋本文彦委員 精神薄弱者について研究を進めておるといふことなんですけれども、いつごろ発足して、現在作業がどのような方向で進んでいくのか、具体的にその結論が出るのはいつごろか、そういう目安をお持ちでもつて今お話し願つたかどうか、その点をひとつ。

○加藤(参)政府委員 昨年の四月に発足をいたしました、ことしの五、六月ごろには結論というところとありますが、今までの議論を一応取りまとめるといふような方向で今続けておるといふこととでございます。

○橋本文彦委員 随分寂しい話ですね。五十三年の段階で、参議院の方では特に心身障害者のために職業訓練あるいはその定員をふやせとか、あるいは職種の開発も含めて施設、設備を充実しなさい、こういう話があつたわけですからね。それが昨年やつと発足してというのであれば、ちよつとそういう心身障害者のための施策が大幅におくれているな、とにかく健康者であつてもなかなか失業状態が多いという中で、そういう人まで手が回らない、まさかこんな考えじゃございませんでしょね。

○加藤(孝)政府委員 ちよつと言葉が足りませんでした、ただいま申し上げました精神薄弱者問題の研究会は、精神薄弱者の問題すべてというところではなく、特に、今精神薄弱者について雇用率を適用すべきかどうか、身体障害者には適用されておるけれども、唯一精神薄弱者には未適用になっているのはこの雇用率であるということ、この雇用率を適用すべきかどうかという問題に焦点を当てての研究会が、昨年の四月から続けられて五、六月ごろに取りまとめをした、こんなことでの進みぐあいということ、ごさいまして、身障問題一般につきましては、これは身障者策について、年々予算も厳しい状況の中では増額というような形でやってきておりますし、その間におきまして、例えば重度障害者の今後の雇用促進のためには、第三セクター方式によるこの官民共同での企業体というようなものの設立等を進めるなど新しい対応策も進めてきておるところでございします。

○橋本(文)委員 今、雇用率という話が出ましたのでお尋ねしますが、普通、一般の民間事業主は一・五%、それから官公庁では非現業では一・九%、それから現業は一・八%、こうありますね。

ここで、きのうですか、いわゆる電電公社が日本電信電話株式会社に移行した。三十二万人の職員がおられる。それからやはり専売公社も日本たばこ産業株式会社、やはり三万六千人の職員がおられるわけにございします。これはもちろん現業でございしますので、一・八%の雇用率適用が決まっておりますが、聞くところによりますと、一・八四ぐらいのパーセントを維持しておったということなんです。

ところが民営化になりますと、一・五%でよろしいとなりますので、現業だから一・八%、民間に移ったから今度は一・五%ということ、身体障害者の雇用率が逆に減ることを心配する声もあるわけですが、これはそういうことではないと思ひますけれども、どのような取り決めがなさ

れておるのか、もしわかりましたらお答え願ひたいと思ひます。

○加藤(孝)政府委員 御指摘のございましたように、民間に移行いたしますと、いずれも一・五%以上ということになってくるわけでございします。現在、一・八四あるは一・八の雇用率でございしますが、当然一・五%以上ということでの御努力を願ひていかなきゃならぬわけでございしますし、現に私どもも、この移行に関連いたしまして身障者の雇用数を今より下げるようなことがあつてはならぬという観点からそういう両社に對しまして努力を特に要請をいたしておるところでございします。

○橋本(文)委員 努力を要請しているわけでございしますけれども、それに対してどういうような回答等がございましたのでしょうか。

○加藤(孝)政府委員 両社とも現状の水準を維持するよう努力するという回答をいただいております。

○橋本(文)委員 細かい問題で恐縮ですが、それは口頭ですか、それとも書面上の取り決めのなか。

○加藤(孝)政府委員 書面をいたしております。

○橋本(文)委員 せんだつて、土曜日に国立の身体障害者訓練校を視察させていただきました。行ったところは神奈川県立の身体障害者訓練校でございします。約三時間近くにわたりまして視察あるいは懇談という場を与えていただきました。たまたま春休みの関係で生徒がいなかったわけでございしますけれども、逆にかえつて落ちついてその訓練状況の、特に設備、機具についてつぶさに拝見できた、それからじっくり管理職の方々のお話を聞かしていただいた、こういうことをしてまいりました。

そこで感じたことを一つのテーマにしまして、これから身体障害者訓練校の問題についてお尋ねしてまいりますけれども、まず最初に気がついたことは、この身体障害者の訓練校の数が全国で十八、しかも四国地方におきましては、訓練校が一

つもないという事実。

それから特に神奈川県におきまして、全国から障害者の方が集まってくる。したがって広範囲の地域から来る。そのためになかなか定員に満たない。これはその数が少ないから定員に満たないのではない、この辺も思うわけです。逆に、この定員に満たないから増設する必要はない、そういう声もあるかもしれないけれども、逆ではないかと思うのです。身体障害者の方でございしますので、なかなか遠距離だと通園できない、あるいは入寮にも問題がある等々のことがございまして、まずこの身体障害者訓練校、これを増設するお気持ちはあるのかないのか、それをお尋ねいたします。

○宮川政府委員 身体障害者の方々が社会的に自立する、そのためにはその持っている職業能力を目いっぱい引き出すということが大変大事でございします。そして職業的に自立してもらう、そのためには一般の訓練校で、多少でも苦勞すれば訓練を受けられるという人についてはなるべく一般の訓練校で受けてもらうということで、その面の施設の整備に努めているところでございします。

一般の訓練校ではなかなか無理という人につきましては、訓練方法あるいは訓練のいろいろなプログラム、訓練期間あるいは作業用補装具、いろいろございしますが、そういう点を加味しながら、身体障害者職業訓練校に入ってもらおう。

今、先生御指摘のように、国立が十二校、都道府県立が六校、計十八校でございします。その国立のうちの二校は、身体障害者雇用促進協会に運営を委託しまして、所沢の中央職業リハビリテーションセンターでございしますが、残りの十一校につきましては、すべて都道府県にその運営を委託してございします。そういう意味では都道府県営のような形を呈しているわけでございします。

それで、もう先生御指摘がございましたが、現在三十八職種、延べ百三十六科展開しておりますが、内容を見ても、現在、定員は五十五年

に二千五百七十人であったものが、六十年二千六百三十人、わずかの増でございしますが、確かに、入校率で見ても大体七割前後で、多少の余裕がまだございします。十八校でございしますから、立地が遠いのでということもございします。宿泊といひましようか寮の設備もかなり整つておりますし、遠くから来ていただいても、毎日通うということではなくて、入校できるようなところであります。そうした意味では、むしろ通職の展開ということにまだ多少問題があるのかなと思つておりますが、現状ではやはり入った人たちはきちんと教育してしつかりやっていただく、そういうことを考えておるわけでございします。

ただ、特に重度障害者、最近では、いろいろ統計を見ましても障害の程度が重篤化あるいは複合化といひましようか、そういう傾向が明らかに見られますので、特に重度障害者対策として、中国筋でございします。今のところ岡山県でございします。身体障害者のための職業訓練施設をつくることを計画し、その準備を進めているところでございします。確かに四国地区にはございせんが、比較的距離でもございします。当面はこちらの方に来ていただく、そういうことも考えていきたいと思つております。

○橋本(文)委員 今局長のお答えの中で、寮も設備しておるということで入寮したらよろうというお話でございしたけれども、現場の声を聞きますと、寮制度よりもむしろ通勤を希望する。それは企業に入りまして、寮がないこともあるんだということ、またその身体障害者の自主自立といひますか、自発といひますか、その点からも入寮制よりもむしろ通勤を奨励しておるのですね。この辺はいかがですか。

○宮川政府委員 ただいま申し上げましたように、身体障害者の方であつても健康者とともに生活できる、作業ができるならばなるべく一緒にやつてもらふ。これは国際的にもそうした考え方がある程度確立されているわけでございします。我が国におきましても当然そういうことでござい

して、最近は一、般訓練校の施設で、例えばスロープ、自動ドア、お手洗い等かなり改善に努めておりまして、なるべく一般校に入っているべく、それがまた一番自然であろうと思います。

ただ、入寮では自主性が育たないではないかというお考えもあるいはあるかもしれませんが、一面、全国くまなく身障校を展開することもなかなか難しい事情もございます。やはり原則としては一般校でやっていただく、大変難しい方については特設の工夫をするという意味も込めまして専門の訓練校を設けておるわけでございますので、なるべくそちらで訓練を受けていただく、そういうふうによつていきたいと考えております。

○橋本文委員 岡山に一つできるということ、四国にはないけれども、まあまあ近いから勘弁してくれ、こういうことでございますかな。

今お話がありましたように、障害の程度が重篤化、あるいは重度といいますが、重度化あるいは重複化している。現在のその職業訓練校の訓練課程あるいは持っている設備、機能では対応が不十分である、こういう感じがしたのです。

と申しますのは、例えば全盲の方あるいは目の視力が弱いが電話の交換手を希望して一生懸命訓練を受けている。そういうわけでその機械を拝見したわけですが、現在の電話交換台というものがどんどん進歩してきて、今持っているような訓練校の施設ではもう対応できない。それから音声にかわってデジタル化になっている。これはもう目が見えなければどうにもならぬというわけで、担当の教官が、実は電話交換手の道は早晩閉ざされてしまうのではないかと、したがってその意欲を持たせるのが大変だ、というようなニュアンスの話をしていたきました。

それから縫製関係は、本場に古いマシンだと、今この家庭でも電動マシンが多いのに、足踏みの様子を呈している。それから機械関係におきましてはもうまるで万力しかない、極めて単純な装備しかそろっていない。

ただ感心したのは、この神奈川県身体障害者訓

練校におきまして、いわゆる印刷関係では新しい印刷機械が入っていった。それから経理担当の方のためにいわゆるワードプロセッサが導入されておった。それは現状にマッチした施設だ、という感じがしたのであるけれども、一番希望者の多いというか、電話交換手とかあるいは縫製関係、この辺が案にお粗末さわるという感じがしたのである、いかがでしょうか。

○宮川政府委員 身体障害者の方々の適職の開発は、中央職業リハビリテーションセンターあたりで積極的に検討しているところでございます。

それで、特に最近はこのセンターにおきまして五十五年から視覚障害者に対するプログラマーの検討、それからそのために生産性向上を図るためのコンピューターシステムの開発などをいろいろ研究、検討しているところでございます。

例えば、従来活字で打ち出されておりましたデータやプログラムをオプタコンを用いて読み取っていく、これを、点字用ラインプリンターと申しますが、これに点字で打ち出す装置、あるいはディスプレイで表示された文字を点字に転換して読み取る装置、こうしたものを開発し、訓練に成果を上げていくところでございますが、適職の開発につきましましては、先生御指摘のように、例えば従来電話交換手として非常に親しまれていたわけですが、そういうところでも大変問題が出てきているというところは事実でございます。

今後とも、視覚障害者が就労しやすい条件を備えた職種について、その職務の再設計、作業用補装具といましようか支援機器、こうしたものの開発を行い、その職域拡大あるいはそれに応じた職業訓練、こうしたものを積極的に進めるように特に研究開発に努めてまいりたい。

大変古い機器があつてというお話でございますが、今、全国的に訓練校、身体障害者訓練校の機器の更新をかなりの精力を注ぎましてやっております。身障校につきましてももちろん例外でございませぬ。特にまた問題もございしますので、より一層熱を込めてやしていきたい、かように考えて

おります。

○橋本文委員 障害の程度が重度化、重複化しておりますので、特に旧式ではなくて新式なものでないと、一生懸命訓練しても職場に直ちに对应できないというおそれがあると思ひますので、よろしくお願い申し上げます。

今盲人の話が上りましたので、「厚生指標」ということで厚生統計協会が出していることなんです。この中で、委託事業として、いわゆる身体障害者雇用納付金特別会計で実施されておりますところの盲人新職業開発研究事業というのがあります。これを見ますと、盲人電話交換手訓練技法の開発研究、それから盲人コンピューター要員訓練技法の開発研究、それから盲人カナタイプ指導員講習事業、聾啞者職業用手話の開発事業、こういうことが出てくるのですが、これは特に盲人新職業開発研究事業というのは、今局長が言われたことなんでございませぬか。

○宮川政府委員 今特に国立職業リハビリテーションセンターにおいて五十五年からやっていると申し上げましたが、視覚障害者に対する新職業開発研究事業ということでこれが展開されているわけでございます。

○橋本文委員 それから、この職業訓練校は建築物が大変老朽化しております。障害の程度が重度化していると同時に、建築物も重度化している、こういうような声が聞かれました。何とか新しい建物にしたい、だいたいという声もそれなりにございまして、昔の陸軍兵の傷病病院というか、それを使つておられるというので、そんなわけで、建物もいわゆるタコ足のようには伸びておりますし、身体障害者の方が使うには極めて不便だ、という感じはしたわけなんですけれども、聞くところによると、なかなか大変な、土地が国有地で建築物が今度県の方ですと、いろいろな問題があるようでございませぬ。

この神奈川県身体障害者訓練校は本来国でやるべき教科といひますか科目のほかに、生産実務A、生産実務Bという名称でいわゆる精進者に対する訓練をしておる、その建築物が神奈川県のものであるとかいろいろ複雑な問題があるので、神奈川県に限らず、身体障害者職業訓練校の大半が老朽化している事実は御承知と思ひます。そこで、新しい建物あるいは新しい施設を、設備を導入するお考えはあるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○石川説明員 先生御指摘のように、国立の身体障害者職業訓練校につきましては、古いものから計画的に現在建てかえをいたしておるわけでございます。

神奈川県身体障害者職業訓練校につきましては、先生御承知のように、管理棟あるいは訓練棟につきましては三十七年代の建物でございませぬ。これを補修しながら使つておるわけでございませぬ。神奈川県の方からも建てかえてほしいという希望も参つておりますので、現在検討を進めておるところでございませぬ。

○橋本文委員 よろしくお願ひいたします。

訓練校の訓練科目についてお尋ねいたしますけれども、今回の法改正におきましても、いわゆる産業構造の変化とかあるいはOA機器の導入とかあるいは高齢化とか、いろいろな問題がございませぬけれども、長い間一貫して訓練科目に変化が見られないし、また、その指導方法も、同じような教え方をしておる。ところが、いわゆる障害の重度化あるいは重複化の傾向が厳しくなりまして、従来のような教科では、あるいは指導ではもう対応できなくなつておるんだという声もあつたので、これについてはいかがでしょうか。

○宮川政府委員 身体障害者の職業訓練といたしましては、現在三十八職種、延べ百三十六科というものを申し上げたところでございませぬ。代表的なものとしては、先生御指摘のように比較的従来型と申しましうか、時計修理、洋服、洋服、木材工芸、製版印刷、軽印刷、それから義肢装具、靴の製造というふうなものがございませぬが、現在、一方で情報処理あるいは電子機器、デザイン、そういうような新しい需要の見込める職種につ

まして訓練を始めていくところでございます。すべてが古いわけではございませんが、ただ、科目の転換を図ろうといたしますと、施設もさることながら、やはり指導員という問題にもなります。したがって、特に重度障害者対策といったしまして専門の指導員の増員を計画的に行っているところでございますが、特に五十八年度から職業訓練大学校、これは訓練校の指導員を養成する機関でございますが、ここにおきまして福祉工学科というのを設け、五十八年から新入生が入っております。

この福祉工学科というのは、最新のいわゆるME、マイクロエレクトロニクスと機械との結びついたメカトロニクス、あるいはこういうものと医療、心理学あるいはさらには職業指導というようなものまですべて総合的に理解し、あるいは補装具、作業用補装具等の開発研究も行うというようなことで、特に身障者の指導員あるいは企業において身障者のお世話をする人々、こういう人々を養成するための福祉工学科も設けたところであり、多少歩みが遅いというおしかりは受けるかもしれませんが、新しい事態に対処して新しい需要にこたえられるように徐々に対策を講じているところでございます。

○橋本(文)委員 訓練大学校で福祉工学科というものを設けて新しい時代に対応したい、あるいは障害者の重度化に対応したいというお答えでございますけれども、もう一つ、いわゆる高齢化という問題が起きている。身体障害者の問題から一遍に高齢化の問題に入るので恐縮でございますけれども、実は近い将来、生産人口二・八人で一人の御老人を養う、こうなりまして、大変な施設が全国的にもできておりますけれども、やはりその大半は在宅の寝たきり老人、これは本来家族が面倒を見るべきだということなんですけれども、御承知のようにそのために大変な家庭悲劇が起きている、あるいは家庭では処理できないのでボランティアの方を頼むとか、そんな形でもって対応しておりますけれども、近い将来、本当に高齢

者が二〇%を超えていくことになりまして、もはや家庭の内部では対応できないということ、いわゆる寝たきり老人を介護するワーカーをつくるという動きがございまして、今度神奈川県に専修学校の認可を受けた和泉老人福祉専門学校ができるわけなんです。この四月に開校いたします。

これは社会学、心理学あるいは社会福祉、老人福祉、医学、看護基礎知識、いろいろな知識を勉強した上でいわゆる寝たきり老人を介護する技術をも身につけさせよう、こういう動きがあるのでですね。手取り早く言えば、老人福祉ワーカーという表現になっておりますけれども、これなんかを見ますと、新しい時代に対応するケースとして、やはりこれは単純に力があればいいというわけでもない、老人を介護するには特別な技能が必要であるということを考えてまいりますと、これも一つの職業として、それを訓練するというのを考えてもいいのではないかと思うわけなんです。障害者に対して、いろいろな形で自立できるような補装具の開発とか、あるいはいわゆるエレクトロニクスを導入した問題とか、あるいは医療と心理学、そういうものを総合したものとかいう形で福祉工学科ができたような形で、寝たきり老人を介護するいわゆる老人ワーカー、これも技術でございますので、それに対応するようなお考えは現在のところありますか。

○宮川政府委員 お説のように大変な高齢化を迎えるわけでございまして、寝たきり老人の介護というところも私も決して人ごととは思いません。これからの大変な社会的な一つのニーズといましようか要請となってくるだろうと思っております。そこまで大きく考えておるわけではございませんが、現在家政科というのがございます。家政科の中では、教科の中に老人の介護、特に寝たきり老人の介護というのがございまして、都道府県立の職業訓練校、たしか六校だと思っておりますが、家政科がございまして、家政科と申しますとかなり在来型といましようか、旧来型の面もあるわけでございますが、老

人介護のための特別の訓練等も最近では取り入れ、新しいニーズに対応するようになっていくわけでございまして。ただ、私どもの方で積極的に養成するとして、これがどの程度社会に受け入れられるのか。当然、比較的近い将来大変な需要になってくることは予測されるところでございますが、現実には、例えば看護婦さんの資格、栄養士さんの資格、保健婦さんの資格等、私どもでは直ちに措置できない、例えば厚生省さんの関係の資格その他との関連がございまして。民間がおやりになっていただくのは民間活力ということで大変結構でございますが、公共職業訓練としても有効に対応できるならば積極的に対応するのは当然のことと思っておりますが、今申し上げましたように資格絡みで大変難しい問題もございまして、この家政科でのホームヘルパーといましようか老人介護の状況等ももう一度よく見ながら検討していきたい、かように考えます。

○橋本(文)委員 一つのこういう老人ワーカーというものができますが、ここに至るまでに、まず学校をつくるまでは文部省、それから老人介護の技術という点では技能という問題でこれが労働省の所管になる、資格の問題になってくるとこれは厚生省だという形で、一つの学校を例にとってみましても三省が複雑に絡み合っている。そういうわけで、きょう文部省、厚生省の方も来ておられると思いますので、どういう方針でこれを専修学校として認可したのか、厚生省の方では、今言ったように老人福祉の専門校で出された以上、近い将来の資格という問題をどのように考えているのか、もしお答え願えましたらよろしくお願いいたします。

○山田説明員 お答えいたします。心身に障害を有する子供たちの教育につきましては、その障害の種類や程度に応じて適切な教育を行うことが大切であると思っております。したがって、子供たちの障害の程度、種類も多様でございますので、文部省といたしましては、これらの子供たちの教育につきましては、

盲・聾・養護学校、養護学校もいろいろ種別がございまして、そういうものを設置するように都道府県に義務づけたり、それから小中学校の特殊学級で、これも障害の種類や程度に応じて教育を行う。さらには、ごく軽い子供につきましては通常の学級でいろいろなことに配慮して教育を行うということ、文部省関係といたしましては、これらの特殊教育諸学校、小中学校の特殊学級、こういうところを中心として障害を有する子供たちの教育に当たっているところであります。

○橋本(文)委員 今質問したのは、この和泉老人福祉専門学校というものがいわゆる専修学校という形でもって認可された。そこで文部省さんに聞きたいのは、どういう理由で専修学校になったのか、これが一点。

それから厚生省さんの方では、どういう資格が与えられるのか、これをお尋ねしたいと思っております。質問したわけであります。

○菊川説明員 専修学校につきましては所管が高等教育局の私学部になっておりまして、担当の者が参っていないわけではございますが、私が前に専修学校企画官をやっておりましたので、私が答弁させていただきます。

専修学校につきましては、一定の要件、年間八百時間以上の授業を行うことあるいは一つの学校で四十人以上の生徒を擁すること等の要件を学校教育法及び専修学校基準によつて定めておりまして、その認可等の所管は都道府県知事に法律上委任されておるところでございます。御質問の学校につきましても、神奈川県知事によりまして認可されたわけでございますので、文部省としてはその詳細につきましては存じ上げていないということでございます。

○池田説明員 実は担当の課長が参っておりません関係で、あるいは明確な回答にならないかもしれませんが、私からちょっと御回答申し上げたいと思っております。

先生御指摘のように、これから先高齢化社会を迎えるわけでございますが、それに対応して必要

なのは在宅福祉を進める、その大きな中核となり
ますのはホームヘルパー、これが重要な役割を占
めることになるかと思ひます。現在約二万人ほ
どのホームヘルパーが配置されているわけでご
います。これに對しましては現在のところ資格
基準等はございません。ただ、これが定着し、そ
してまた介護技術なりあるいはホームヘルパーの
果たすべき役割という面についてこれからさらに
検討しながら、この資格制度については慎重に對
應してまいらねばなるまい、かように考えて
おります。

○橋本(文)委員 このケースにつきましては、特
別養護老人ホームを経営している方たちの意見を
聞きますと、どうしても専門家の養成が必要であ
る、こういう声を恐らく聞くとお思ひます。子供に
對しては父母さんがある。これは立派な国の資格
でございます。ところが、もう高齢化社会目前、
大変なことは目に見えておる。だけれども、この
学校を出たからといって国の資格は全くない。
これが現実でございます。いろいろ検討した後に
考へたいという御答弁でございましたけれども、
時代を先取りしての学校ということであるなら
ば、卒業した段階で何らかの資格が与えられるよ
うに国としても配慮すべきではないか、こう思
うのです。

入学金を五十万払うのです。月謝も払う。二年
間一生懸命みっちり教育訓練を受けた。ところが、
卒業した段階で何にも資格がない。というの
であれば、意欲の問題もあるし、これは国にとつ
ても大変な損失だ、こう思ふわけなんです。した
がつて、この老人介護の問題につきましても、資格
の問題、ぜひとも前向きに考へていただきたいと
思ひます。所管が違ふから、これは大臣、難しい
ですな。大臣の個人的な見解でも結構です。

○宮川政府委員 老人介護のためのホームヘル
パーとしての資格というお話でございます。確か
に、今私が御答弁申し上げましたように、これは
医療介護、生活介護というような点がございま
す。したがひまして、保健婦さん、看護婦さん、

そうした資格との関連が大変難しい問題があるう
かと思ひます。私どもの方だけで直ちに何らか
の資格を付与するということは大変難しいござ
います。ただ、一面技能検定という面では、これ
を積極的に技能検定に乗せたらどうかということ
がございまして、検討も進めております。ただ、
内容が非常に多岐にわたつて、一つの決まり
切つたものとしてとらえにくい面がございまして、
私どもの方からのアプローチをいたしましては、
もう少し検討に時間をいただきたい。

ただ、先生御指摘のように、まさに高齢化社会
の入り口というよりも既に入りまして、これが大
変な問題になると、当然職業訓練あるいは能力開
発としてもそういうことに積極的に取り組まなけ
ればならないところに来ているということとはよく
理解できるところでございます。

○橋本(文)委員 確かにこの二年間ここで実習を
受けて卒業したとして、行き先はいわゆる特別養
護老人ホームあたりが一番大きな就職先だろうと
思ふのです。現状では、ただ、そういうときに
何の資格もないということで、今言つたような看
護婦さんの資格を持つている人とか、そういう資
格者との関係で大変な問題が起きてくるのではな
いかと懸念されますので、早急に前向きでよろし
くお願いいたします。とにかく寝たきり老人はま
すます増大するということは目に見えてゐるわけ
でございますので、よろしくお考えのほどお願い
いたします。

身体障害者の訓練校のいわゆる科目の問題ある
いはその指導方法について議論して見ますと、こ
れだけで一時間でも二時間でもいけば種はある
のですけれども、先に進めさせていただきます。
とにかく施設が老朽化してゐる、それから教材
等が陳腐化してゐる、それから新しい時代に対応
できるような指導員の問題もあるでしょうけれど
も、それよりも大事なことは身体障害者の入校生
の障害の程度が重篤化しているという事実、どう
しても早急に対策を考えなければならぬ意味がな
い、こういうような感じがしたものですから取り

上げさせていただきます。先ほども、大変難し
い問題だということはおくわつております。わ
かつておりますけれども、この相模原にありますが
職業訓練校におきましても、精神者を対象に試験
的に今その訓練をしてゐる。それから、愛知県の
春日台にはやはり県立の精神薄弱者のみを対象に
した訓練校があります。こういう動きを国として
はどのように見ているか、また春日台の実績ある
いは問題点、それを総合的にまずお教へ願ひたい
のですけれども。

○宮川政府委員 精神薄弱者を専門に訓練して
おります訓練校であります。愛知県の春日台の身
障校でございますが、能力と適性の開発に特に重
点を置いて職業訓練を行うということで、技能と
社会的な適応力を身につけてもらう、それをもと
にして就職の促進を図ろうということでございます。

現在、この実施規模は五科、五つの科がござ
います。機械科、縫製科、木工科、陶磁器科、紙
器製造科、それぞれ二十名でございまして、定員
は百名でございまして。訓練生の入校状況等を見ま
すと、定員百名のところでは九十名ちよつとの入校
というところで、しかも全員が全期間修了してい
るということで大変優秀な成績を上げておりま
す。それで九十名中大体八十七名、九八%程度が
就職を見ている、そういうところで春日台はかな
り成功している例であらうと思つております。

それから精神薄弱者は、先生も御指摘のよう
に、またお話しのように大変難しい問題がござい
ます。そういう意味で一般身障校に受け入れるに
しましても大変問題がございまして、一般には特
別の訓練科を設けてそこに受け入れることにして
おります。今の春日台のほか、静岡の身体障害者
職業訓練校、京都の城陽の身体障害者職業訓練
校、ここでそれぞれ精神薄弱者を専門に引き受け
て訓練をやっております。

ございますが、それから静岡も大変よろしゅうご
ざいます。京都の場合には大体三人に一人の就
職、特に紙器の製造ということで、これが問題が
あるかと思ひますが、そういう状況にございま
す。いずれにいたしましても、精神薄弱者につ
きましては、これから開発されなければならぬ
訓練技法等が大変多うございまして、積極的にこ
うした専門の科目を設けることによつて前進を
図つてまいりたいと思ひております。

○橋本(文)委員 春日台におきましてもあるいは
静岡においても非常に就職率がいいというお話
なんですけれども、このいわゆる精神薄弱者の中
でも軽、中、重と度数が違うと思ふのです。これ
はどういうことなんでしょうか、どういふふう
に把握してございますか。まず、軽の人が多いのか、ある
いは平均的なのか。

○宮川政府委員 春日台は今御説明申し上げま
したように、いろいろ適職の開発その他に積極的に
取り組んでいる身障校でございまして、どうして
もいわば取つかかりやすいという面がございま
しょう。比較的軽度から中程度の人々を收容して
いるというふう聞いております。

○橋本(文)委員 京都の場合にはどうなんでしょうか。
○宮川政府委員 京都の場合には中程度というよ
うに理解しております。
○橋本(文)委員 ところで、身体障害者あるいは
精神薄弱者全部押しなべて心身障害者という形に
しておりますけれども、いわゆる義務教育の問題
で養護学校があります。それから就職の段階で、
就職できなくて訓練校に入つてくる方もありま
しょうし、その前にいわゆる振り分けする機関が
ございまして、この中にカウンセラーがおつて、
一日大体一人ぐらいの割合で、例えば四人カウ
ンセラーがおれば四名ぐらいをいわゆる診断して、
それぞれその適性に応じた振り分けをしてゐる。
これはその職業につきなさい、あるいは訓練校に
行きなさい、訓練前の授産所に行きなさい、ある
いはもうだめだから家に寝ていなさい、こういう
ような振り分けをするのですけれども、この機関

が、カウンセラーが少ないということもあるでしょう、中には、失敗と言うと語弊がありますけれども、思わぬ読み違いがある、そんなような声も聞きました。一年間の訓練校を終えた結果、結局は就職できなかった。これはもとをたざせば、そのときのセンターのふり分けできちつとしておればこういうことは起きなかった。学校として入ってきまして以上、あなたはだめだからもうやめなさいとも言えないというような問題もあるようです。

そこで、このセンターの機能というか、それからそこに勤めておる専門家ですね、これをどのような形で養成しているのか、その基準等がございましたら御説明ください。

○加藤孝政府委員 この心身障害者の職業センターは雇用促進事業団の組織、こういう形で各都道府県全国に配置をいたしております。

この機能といたしまして、公共職業安定所が行います障害者の職業紹介業務と連携しながら、特に重度の身体障害者あるいは精神薄弱者など、特に就職の難しい方々につきましては相談あるいはこれらの方々についての職業に関する能力あるいは適職の判定、評価、こういったようなものを行っておるわけですが、このほか、事業主に対しましての障害者の受け入れ指導とか、こういう方々を雇用する場合の相談あるいは適職の相談、情報の提供というようなことをいたしておるわけでございます。

このセンターには、専門の評価を行いますあるいはまた障害に関する専門的な知識を持つておりますカウンセラーを現在百九十三名配置をいたしております、医学的な立場での求職者指導というのをやっておるわけでございます。

また、このほか、このカウンセラーに必要な知識、助言を与えるためのリハビリに関する専門のお医者さんを非常勤で四十七名配置をいたしておるわけでございます。

これらの方々のカウンセラーの養成確保という問題につきましては、特に大学において心理学や

社会福祉等を専攻した方などを試験採用いたしまして、その後基礎的なこういう能力判定、職業相談等についての知識、技能についての約二カ月にわたつての研修を行った上で全国に配置をいたしておるということであり、また具体的に、その後につきましても、身体障害者の授産施設等において研修をいたしたり、専門研修などを計画的に進めるといふようなことをいたしておるところでございます。

○橋本(文)委員 現在百九十三名、それから非常勤の医師が四十七名、これは全国でこの数でございますか。これで十分対応できるとお考えでございますか。

○加藤孝政府委員 現在この身障センターで、例えば五十九年度の十一月までの取扱件数で見ますと約二万八千件の相談あるいは指導、判定というふうなをやっておるわけでございますが、私どもとしては、人数の問題につきましてもあるはまた身障センターのスペースなりあるいはまたさらに設置すべきいろんな判定器材といひますかそういったようなものなど、すべて何とかさらに拡充をしていきたい、こういう基本的な姿勢の中でおるわけでございます。

こういうものについて、これで十分ということには到底申し上げるわけにはいかぬと思ひますが、拡充への努力は鋭意いたしておるところでございます。

○橋本(文)委員 養護学校、これにはさまざまな心身障害者がおります。軽度の方もあれば、中度もある、中には重度もある。それが義務教育という形でもつて小学校、中学校課程を終えてくる。高校に進学する人も多いように聞いております。

ここで、高校には行けないからということと身体障害者の職業訓練校に入つたらという、こういうケースもあるようなんですね。ところが、この訓練校に入つてきたら全然字が書けない。九年間にわたる養護学校の教育問題の期間もありまして、一体文部省は何をしているのだらうということも思つたんですけれども、これは難しい問題だと思ひます。

例はこういうことなんです。全然耳が聞こえない方がおつた、それが普通の学校に入つた、ところが授業が全然聞かれないあるいは手話もやつておらない、その結果中学校を卒業した段階で自分の名前しか書けないという人がおつたという。それを訓練校で初めてから教育しなければならぬ、つまり訓練校に来て初めて養護学校の教育内容、これからはしなければならぬということもある、こんなような声も聞かましてびっくりしたわけですから、こういうケースは聞いておりますか。

○宮川政府委員 大変難しい問題でございます。何も心身障害者に限らず、大変悪い、適当な言葉ではございませんが、いわゆる落ちこぼれ対策というふうなこともよく聞くところでございますが、私どもの訓練校、特に養成訓練、中卒の専修課程あるいはいわゆる一類と言われるものにつきましましては、指導員の先生方がまさに汗みどろになつて子供たちのコミュニケーションをつくつて、それから具体的な仕事のための教育訓練が始まる、そういう傾向が多分でございます。まして心身障害者の場合にはそうした苦労が大変多い、ほとんどの時間をそういうことにとられるという話はよく耳にするところでございます。

○橋本(文)委員 ですから、職業訓練以前の問題をしなければならぬことについて文部省はどのようにお考えですか。

○山田説明員 先ほどもちつと申し上げたわけでございますが、心身に障害を有する子供の教育につきましましては、障害の種類と程度に応じていろいろな場を整えていくことが大事であるというところでございまして、盲・聾・養護学校、こういう特殊教育諸学校を設けたり、それから小学校、中学校の場合でも特殊学級を設けたり、または通常の学級で配慮して教育を行うということ、軽いお子さんは小中学校ということになります、重い子供につきましては特殊教育諸学校で教育するというところで、この点就学指導、こうい

うことにつきましてできるだけその趣旨に沿うように各都道府県等を指導しているところでございます。

まず適正就学ということに初めのところで重点を置いてやっていきたい、そうしてそれに従ひまして各教育の場におきましては、障害の種類や程度に応じてできるだけきめ細かな教育をやつていきたい、そういうふうな努力はしているところでございます。

○橋本(文)委員 適正な指導をしておるのだ、努力しているのだということですが、現実には全く障害がありながらもそれを隠しているという、その結果十五歳になつたら何もできない、こういうケースがあるわけですね。それを、確かにあなたは障害を持つてゐるのだから養護学校へ行きなさいとか命令もできませんでしょうけれども、こういうように指導しても聞かないというケースはたくさんあるのですか。

○山田説明員 大部分のケースの場合は、市町村教育委員会、それから都道府県教育委員会、それから学校などの指導がありますので、そういう障害の種類と程度に応じて特殊教育諸学校なり特殊学級に入級していると思ひます。ただ、保護者の要望が非常に強いとかいうこともございまして、教育委員会と保護者の意見がなかなか一致しないというふうなことがございまして、中には市町村の教育委員会が小学校の通常の学級に措置してしまふというふうなこともないわけではございません。

○橋本(文)委員 これは一番かわいそうなのは子供自身だと思ふのです。それは親にしてみれば自分の子供が障害者だということとは認めたくない、また世間に認められたくないという気持ちもあると思ひます。しかし、精神薄弱だとか内部に疾患がある場合にはわからなけれども、全然耳が聞こえないとかいうようにはつきりしている場合、教育委員会が説得できないとはどういふこととんですか。ちつと理解に苦しむのですけれども、本当に子供の将来のことを考えたならばそ

れに必要な教育を受けさせるべきだと思ふのですけれども、いかがですか。私はちよつと人権感覚が少ないのです。

○山田説明員 我々といましては、障害の種類と程度に応じて、施設なり人的配置が整っているところで適切な教育をすべきである、それが子供の可能性を伸ばすことになるという観点からいろいろ指導しているわけでございます。ただ、先ほど申しましたように、保護者の希望が非常に強いという場合もございまして、いつまでも意見が対立してしまふという事例もございまして。そういうような場合に市町村の教育委員会もとりあえず小学校に入れるというようなこともあろうかと思ひます。しかし、話し合いの場は一回限りではございませんので、市町村の教育委員会等に対しては、その子供の状態をよく見て適切な措置がとれますように粘り強く保護者等と話し合つていくことを我々といひたいし、指導してまいりたい、かように考えております。

○橋本(文)委員 なかなか難しい問題ですね。ところで、また文部省に聞きますけれども、精神薄弱者の雇用率が現在決められておりませんが、また訓練校ではつきりと精神薄弱者を対象にした学校は少ない。現在わずかに愛知県と静岡と京都と神奈川、残りはやつておらないわけですね。その大きな問題は、まず自分で自分の面倒を見るという生活指導からしなければならぬ、生活訓練からしなければいけないのだということなんです。そうしますと、小学校、中学校含めて九年間の期間があるわけですから、学校教育法に言うところのいわゆる科目の履修はもろろ人間として大事なんですけれども、自立できるような生活訓練をこういう養護学校においては強力に推し進めていく必要があるのじゃないか。そうしないと、せっかくこういう身体障害者の訓練校がある、あるいは近い将来精神薄弱者にもその門戸が開放されるという段階になりまして、結局生活訓練

で一年間なり二年間の期間が過ぎてしまふ。気がついてみたら何の職業訓練も受けなかったのと同じである。ただ立ち居振る舞い、自分の身の回りのことは自分でできるようにしたというのでは、何のための職業訓練校かわからない。

そこで、養護学校時代に自分のことは自分ですることを身につけてと積極的にすべきだと思ふのですけれども、これは学校教育法との関係でどんな問題があるのですか。

○山田説明員 昭和五十四年度に養護学校の義務制を施行いたしまして、養護学校に通う子供たちの障害の程度が重度化している事実はございまして。しかし、養護学校におきましては、身辺の処理とか、ある程度の生活ができること、ある程度の作業ができるというようなことで、生活関連学習とか作業学習に重点を置いて教育しているところでありまして。そういうのが中心になろうかと思ひます。養護学校と申しましても、病弱とかいろいろ種類がございまして、ただいまは精神薄弱関係の養護学校のことで申し上げたわけでございまして、先生から御指摘のようにそういうところに重点を置いて教育をするようにしていただくのでございまして。

それから、小中学校に特殊学級がございまして。これもいろいろ種類がございまして、精神薄弱関係の特殊学級につきましては、ほかの特殊学級もそうでございまして、特別の教育課程を編成することができていることになっております。したがって、そういう生活関係のこととか作業学習を中心とした教育課程が組める仕組みになっておるわけでございまして。我々といひましては、子供の状態をよく見て、そういうものが特に必要である子供たちに対してはその辺を重点的にやっていたいというようにことで教育委員会、学校等の指導に当たつてまいりたいと思ひます。

○橋本(文)委員 これは数で言うのは大変難しいと思ひますけれども、現実に小学校に入学して中学校の課程を終えるまでの九年間に、当初あつた症状、障害の程度が九年間の養護学校あるいは特

殊学級におきまして随分改善された、あるいはいろいろな意味で能力が向上した、これはそう断定していいわけですか。それとも入学したときから卒業するまでやはり同じような症状はもろろ残っているし、自分の身の回りも相変わらず同じなのか。目をみはるような違いで改善されておるのか。これは一概に言えないと思ひますけれども、傾向として、早期発見、早期訓練ということ、早期に訓練を行えばいわゆる改善の度合いもよくなるのじゃないかと我々門外漢は思つてございましてけれども、これはいかがですか。

○山田説明員 御指摘がございましたように、早期からの適切な教育は極めて大切であると思ひますが、精神薄弱関係の養護学校をいろいろ見学いたしますとすばらしい効果を見せているところがあると思ひます。例えば、今の小学校の通常の学級に在る子供でもリンゴの皮もよくむけない子供もおるわけでございまして、養護学校でそれを重点的に教育する、しかも家庭のお母さんたちと協力してそういう作業を子供に教育していきまうと、立派にリンゴの皮もむけるような子供を私自身も拝見しておるわけでございまして。

これもやはり障害の程度にもよると思ひます。何年間かやりましても、そこまでいけない子供もおります。しかし、中にはそういう子供もいますし、また盲・聾・養護学校、それと小中学校と途中で交流をするときもありますし、特殊学級から通常の学級に行くような場合もあるわけでございまして。逆の場合もあります、そういう場合があるわけでございまして。やはり早くから専門家による適切な施設で適切な教育ということをやればそれなりの効果はある、それは先生方の努力にもよるかと思ひますが、そういうことは大切だと思つております。

○橋本(文)委員 今、鉛筆も削れない子供が多くなつた、ましていわんやリンゴの皮なんかむけないのじゃないかと思ふのです。その中で精神薄弱の子供がリンゴの皮をむけるというのですから、

これは大変なことだと思ひますよ。そういう意味で、精神薄弱といふのもちつと訓練をすればある程度の技能を習得できる。そう思ひますと、精神薄弱者にも訓練校の門戸を大きく広げてもらいたい、こういうことでございまして。

今回のこの問題に關しまして、いろいろと文献を調べたり本を読んだりしまして気がついたことは、本当にこれは縦割り行政の弊害が出てゐるなというだけなんです、実感として。ここからこままでの問題はどこで、ここから先は違ひますという形で、同じ人間でありながらいろいろなところをうろろしななければならないということがわかりまして、これはいかぬなという感じを強くしたので。

例えば、さつき言つた老人福祉専門学校にしても、いわゆる文部省、県知事、それから厚生省、労働省、いろいろな問題が入ってくる。それぞれその問題について連う実施省庁が関与してくる。同じようなことが身体障害者に關しても、ある時期は、生まれて学校に行くまでは厚生省、学校に行つてゐる間は文部省、それからそれが職業訓練を受けようかあるいは就職しようかとなるとこれまた労働省、それから途中でやはりだめだから病院に入らうあるいは在宅だということになればまた厚生省の所管という形になりまして、てんでんばらばらで本當に統一性がないという感じがしたので。

これは難しい問題かもしれないけれども、とにかく一人の障害者、特にお子さんがおられる場合に、そのお子さんの将来をどうするかということに視点を当てて、教育から職業訓練からあるいは将来自立できるような就職まで一貫したシステムでもつて文部省、厚生省、労働省が一体となつて関連し合つてやるような、何といひますかパイロットスクールといひますか、こういうような構想はお持ちなんですか。

○宮川政府委員 身体障害者の真の自立と社会の完全参加を図るためには、まずその持つてゐる能力をいっばいに引き出し、職業能力を付与し、職

業的にも、つまり経済的にも極力自立する、これが最も望ましいわけであります。そうした意味では、いわゆる養護学校に入っているような比較的重度の子供たちにつきましても、その卒業と同時に心身障害者の職業センター、これは雇用促進事業団で、先ほど御説明いたしました、ここで職業相談をいろいろいたしまして、適当であるあるいは希望があるということになりますと、身体障害者職業訓練校あるいは一般の職業訓練校に受け入れて訓練を行っているところでございます。

それで、従来もそうでございますが、今後は、おっしゃるような点もよくわかりますので、福祉事務所あるいは授産施設あるいは養護学校等と私どもの例えば公共職業訓練所あるいは今申し上げました心身障害者の職業センター、私どもの訓練校とよく連携をとりまして、少しでも効率の上がるような訓練ができるように考えてまいりたいと思っております。

現にパイロットスクールのようなものというお話でございますが、ごらんいただいたかと思いますが、所沢にございます職業リハビリテーションセンターというのは、厚生省の身体障害者リハビリテーションセンターと同じ区域にございまして、厚生省の所管の方でいろいろ機能回復訓練、一般生活指導等を行い、適当なところで職業相談を行い、職業訓練を行う。これがいわば流れ作業といえましょうか、一貫作業で行われている施設も現につくられているわけでございまして、今後はこうした工夫も十分していかなければならないものと思っております。

○山口国務大臣 今先生の御指摘の障害者の訓練の問題とか就業の問題あるいは高齢化時代等における厚生省とか労働省あるいは文部省、各省間にそれぞれ所管が分かれているような問題は、たまたま厚生省と労働省では高齢化時代に備えて二省間協議のような場所を設定して随時協議する一つの機会をつくるようになったわけでありましても、厳しい財政事情でございますけれども、そういうものは既存の施設でありましてもそこに担

当している人々まで減員されているというわけではございませんので、やはり財政が厳しいときこそ国民のそういう行政に対する要求とかニーズに對してまじめに真剣に取り組むということが国民の行政に対する一つの信頼なり期待をつなぐ大事なことだと思っております。

そういう意味で、今御指摘のような問題につきましても、文部省、厚生省からも来ている御答弁もいたしておりますが、そうした機関の定期的な協議をするような場所を、中央は中央、あるいは地方の出先機関は出先機関でやり合いますが、実際障害者の方々の家族や御本人の意欲に応じた社会的チャンス、場所が提供できるようなそういう努力の方法がないものだろうかということ、ひとつ具体的にそういうことに取り組む検討をぜひ進めたい、かように私としても考えておりますので、あわせて御答弁申し上げさせていただきます。

○橋本(文)委員 この二月十九日に理科教育及び産業教育審議会の答申が出まして「高等学校における今後の職業教育の在り方について」という形で答申がございました。これは興味を持って読ませていただきました。いろんな、専修学校との関係やあるいは高校の――職業高校ですね、職業教育、これでもつていわれる学歴偏重の社会を是正するんだとか、いろいろ大変なビジョンがあるわけなんです。

その中で興味を持ったのは、今後新しく設けることが必要だろうという学科として、いわゆる機械科と電子技術を一体化した「電子機械科」とか、あるいは情報処理と情報技術をあわせたような新しい情報関連学科とか、あるいは国際化に備えての「国際経済科」あるいは農業と商業に関する科目を一体化させた「農業経済科」というような目があります。「あるいは国民の福祉に対する多様なニーズにこたえるため、福祉関連業務に従事する人材を育成する「福祉科」などの設置について、地域の実情等も踏まえながら検討を行っていく必

要がある。」先ほど老人福祉学校で議論いたしましたけれども、こういうように審議会の方でも、「福祉科」というものををつくってこれからの福祉関連業務に従事する人材を育成すべきだという進言がございします。

そういう観点から文部省の方でも早速にそれを検討したいというお言葉が、これはだれでしたっけ、文部省の職業教育課長菊川さん、言っておりまますね。新学科を設けることと教育課程を大幅に弾力化し、専修学校等での教育も広く取り入れる、そして、この答申を当課において具体的な施策として展開していきたい、こういう言葉が載っておりますけれども、ぜひともよろしく願います。

先ほど専修学校の問題でお話を聞きましたけれども、県知事が認可したのだからあとは知らぬけれども、答申にも福祉科というものを定めるべきだという声があるわけですから、早速に厚生省、労働省とも協議を願ひまして、先ほど言った老人ワーカーの問題についても適当な資格が取れるような配慮をぜひともお願いしたいと思っております。

ちようど時間も参りましたので、それを要望して質問を終わります。ありがとうございます。

○戸井田委員長 小淵正義君。

○小淵正義 午前中から長時間で関係者の皆さん大変お疲れさまですが、あとしばらくよろしくお願ひします。

職業訓練法の一部改正につきましては、我が党においては同僚の塩田議員から総括的な質疑を集中いたしましたので、今回は少し個々に具体的な問題に絞りますが政府の見解をただしていきたいと思います。

まず第一に、技術革新の進展とこれに対応する職業能力の開発向上に関する問題であります。言うまでもなく技術は産業社会の活力の基盤であり、また中長期的には我が国が適正な経済成長を達成するための大きな原動力でもあります。また技術開発は国民生活の質的向上にもいろいろ意味で貢献することが期待されているわけでありま

して、このような中で工場やオフィスではF/A化とかO/A化とかが進行し、パイオテクノロジーとか新素材の分野でも技術開発は非常に急速な方向で進行しつつあるわけでありまして、まさにある意味における産業革命だと思ひます。

したがひまして、このような高度技術の導入による新しい産業革命がおのずから高度な質的社会をもたらしということについても大きな影響を持っておりますのではないかと申すわけでありまして、そういう立場からいろいろ考えました場合に、ロボット化や情報システム化によつて労働力が削減されて失業という問題が一面においてはまた出てくる。またF/A化やO/A化等は、家庭の情報システム化等が進みますと職場や家庭での人間的な触れ合いがある程度薄められていくようなおそれもあるわけでありまして、こういう中で特にこれからの高度福祉社会を創造していくという立場から、次の点についてお尋ねするわけであります。

特に技術革新の進展は産業構造やまたは就業構造の非常に大きな変化をもたらすような状況がありますので、そういう意味では非常に大事な問題であります。そういうことから我々は絶えず新しいこういう産業社会に適応するための能力開発促進法というものをつくりながら、いろいろとこういう新しい時代に対応していかなくてはならぬということを中心としてお尋ねするわけでありますが、今回政府としてはどのような基本的な認識の中でこの施策を提案されてきたのか、現在のこういう新しい産業革命とも言われるような状況の中での今回の提案に対する基本的な認識についてまずお尋ねをいたします。

○山口国務大臣 小淵先生の民社党の方からも能力開発促進法の制定の必要性というものを前々から提案されておられるわけでございまして、労働省といたしましても、今先生からいろいろ御指摘いただきましたように、一つには、高齢化時代、そしてまた技術革新、日本のような資源のない国は新技術導入というものに対してどんな欲な姿勢と

いうものを持たなければならぬ。しかし、それが何と云っても国民生活の安定の基盤たる雇用の問題に大きく影響しないように常に事前の措置を講じていかなければならない。特に今までの日本の戦後経済の発展の中に、大きな雇用の安定の中に貢献してきた職業訓練という問題を、新技術時代に適応するような職業能力開発というものを進めていきたい、こういう考え方の上に立ちまして今回の法改正をお願いしておるところでございます。

これは人生の全期間においてその人の意思と意欲に応じた能力開発が進められるように、特に事業主の行う能力開発に対する援助助成等を通じて労働者の職業訓練というものを若中若若れその意思に基づいた機会をひとつ提供していき、こういう考え方でございます。

いま一つは、従来公共職業訓練の立場で進めてきたものをさらにこの運用を弾力化する、基準を弾力化するとか、また技術的な修学の分野を拡大する、こういう技術革新の時代にふさわしい修学訓練のチャンスをもひとつ広げていこう、こういう考え方の上に立ちまして今回の法改正に伴う諸手続を進めさせていただきたいということで御議論をお願いしておるところでございます。

○小淵(正)委員 新しい技術革新に対応するためということでの説明であります、実際問題としていたしまして、ME化とかロボット化と言われているわけですが、では、こういうME機器の整備等に見られる具体的な中身、質的向上を図っていくという場合を考えてみましたときに、現在の公共職業訓練所の中において本当にそういう時代に適応できるような近代化がなされておるのかどうか、その点では非常に疑問なしとしません。したがって、今おっしゃられたようなものに質的にも対応できるような、そういう意味での施設の向上また指導員の資質の向上、こういった点については、これらの問題についてどのような解決をなさろうとなさっておるのか、まずその点についてお尋ねいたします。

○宮川政府委員 この技術革新というのは大変なものがございます。特にこのMEに象徴されるものでございますが、公共職業訓練も少しでも効果のある、受講生にも喜ばれ、またこれを利用する産業界にも十分受け入れられるものでなければならぬ。能力の大変なところは挙げて一生懸命努力しているところでございます。例えば産業用ロボット、NC工作機械、お話しございましたが、こうしたME機器に関連した職業訓練あるいは情報処理技術関係の職業訓練の充実、あるいは機器も、今までは全部買い取りでやっております、大変古い骨とう品のような工作機械が並んでいるではないかという御批判も受けたわけでございますが、最近、特に新しいものにつきましてはリース制を活用いたしまして、訓練用ME機器の計画的な整備を進めているところでございます。

また、ME化等の技術進展の高度化に対応するために、従来の養成訓練だけではなくて、高度の専門的知識を身につけた中堅技術者の技能者、こうした者の養成といましようか、社会の需要が大変強くなっております。そのために、五十三年にそれまでの総合高等職業訓練校を技能開発センターと職業訓練短期大学校に振り分けることとしていくわけでございますが、この後者の職業訓練短期大学校の計画的な展開を進めているところでございます。

それから、特に、どんなに技術革新が進みましても、結局訓練校で教えるのは人でありまして、指導員が最も大切であります。したがって、指導員の資質の向上を図るために、従来から職業訓練大学校、これは神奈川県模範校にございますが、指導員の養成の唯一の専門大学でございますが、そこにおきまして、いわゆる大学生とは別に、長期、短期の指導員研修を実施し、特にME関連の新しい知識を注入するとともに、都道府県におきましても指導員研修を積極的に行うよう指導しているところでございます。

の指導員研修にもある程度助成をすることができるようになりましたし、また、職業訓練大学校の行います長期、短期の研修におきましても、企業への派遣、実際の第一線の現場で見る、これは指導員の皆さんにも大変好評でございますが、これもできるようなってきているわけでございます。そうした形で指導員の技能水準の向上を図っているところでございます。

特に、こうした新しい時代を迎え、今申し上げました職業訓練大学校に情報工学科を設けることといたしまして、六十年度からいろいろ実行に着手いたしますが、六十一年度から新入生を迎えるということでございます。ME関連のそれはもうほとんどすべての科に全部浸透しております。例えば、溶接でもロボットの溶接でございます。機械科ならばNC工作機械というようにございます。機材科ならばNC工作機械というようにございます。OA機器、ワープロ、そうした意味での事務所のコンピュータ化といましようか、ME化が進んでいるわけでございますが、こうしたことに積極的に対応し、情報処理を一元的に勉強する。そして、訓練校における情報関連あるいは電子計算機の指導員の養成、それから、あるいは企業にあつてそうしたものの訓練を担当する人の養成、これを情報工学科で考えているところでございまして、設備、それから指導員、両面から新しい時代に対応できるように体制の確立に努めているところでございます。

○小淵(正)委員 そういう労働省としての積極的な意欲は理解できるわけですが、実際問題として、現状の訓練所の実態を見ました場合に、果たしてどうなのかという感じがするわけであります。私の承知したのでは、この訓練所というのは大体全国的には三百六十五カ所くらいですかね。(宮川政府委員「三百八十カ所です」と呼ぶ)三百八十ですか。失礼しました。そこで訓練された修了されている人たちが大体年間三十三万人程度ですかね。そういうお話は承っているわけですが、そういう中で、今本場にこういう高度の技術にふさわしい、対応するような必修科目としてはどういふものがあるのか。

それから、先ほども、例を工作機械で言われたら、NCマシン等も導入したと言われておりますが、私が大体二、三年前までのあれで見ますならば、昭和の初めか戦後初めてくらい古い機械等々を置いて、こういうNCの近代的なものが実際に訓練所の中で設置されていないという状況であつたわけでありまして。そういう意味で、今おっしゃられたような新しいニーズにこたえるような状況でその新しいものが導入されたのは大体一割程度ですか、それとも二割程度ですか、大まかに結構ですか、近代化といえますかそういうものの進行状況について、数字的にもあればお示しいただきたいと思ひます。

それから、その指導員の資質の向上ですが、今、専門大学、訓練大学校等にもずっと派遣されてやられておるといふことでありますが、問題はやはり、そういった施設の近代化とあわせてそういう指導員が充実していかなくてはならないということから、そういう意味で、新しいそういう高度な技術のニーズにこたえ得るような指導員というものが全体の指導員の数の中で大体どの程度おられるのか。その点、ちょっとこれは質問の中でこの数字は入れていませんでしたが、もし数字がわかればお示しいただきたいと思ひます。

○宮川政府委員 直ちに今こゝでちよつと何割と申し上げられませんが、先生御指摘のとおり、公共職業訓練施設は全国で三百八十七、国、地方、都道府県を合せてございまして。それで、その延べ定員が三十四万がちよつと欠ける程度でございます。

その中で、養成訓練、これは中卒、高卒の卒業者でございますが、この普通訓練課程で、コンピュータ操作及びこれに伴うプログラム作成関係ということで電子計算機科、情報処理科、これが定員でいきますと四百六十でございます。このほかに経理事務、一般事務等においていわゆるワープロ、パソコンを積極的に使っている訓練

科の定員が千三百五十名です。それからコンピュータが内蔵された機器の操作、これに伴うプログラム作成関係で、機械、金型、木工、溶接、塗装等在来型と言われるものでも全部そういうものを使っておりますが、これが一万六百ほどございます。それからコンピュータまたはME機器の製造関係、電子機器科、電気制御回路組立て科が千七百。

それから短期大学の専門訓練課程、いわゆる養成訓練の専門課程、つまり短期大学校でございますが、コンピュータが内蔵された機器の操作及びこれに伴うプログラム作成関係で、電子科と合わせて大体九百。

それから在職労働者の向上訓練でコンピュータ関係が五千八百、NC工作機械関係が大体五千、それからシークエンス制御関係が二千六百。それから、いわゆる離職者のための能力再開発訓練の中では、ワープロ、パソコン等を使う一般事務等でございますが、これが三千ちよつと。それから、コンピュータが内蔵された機器の操作ということで、先ほど申し上げました機械科、金型科、木工科等で一万五千。コンピュータまたはME機器の製造関係、電子機器科でございますが、これが大体七百。

これを全部足し上げますと大体五万弱程度でございます。今申し上げましたように、これはストリートにいわゆるME機器を利用しているところでございますが、最近ほとんどすべての科目といつていいほどME機器が浸透しておりますので、そうした面でもかなり普遍的な教育が行われているわけでございます。

それから指導員につきましては、今申し上げましたように、指導員がもとでございますので、その長期、短期の研修、これはすべてME関係でございますが、これが、一年間に三カ月の長期指導員研修が二百、それから一カ月の短期指導員研修が大体千、そのほかに企業研修が若干というようになことで訓練をやっているところでございます。
○小淵(正)委員 わかりました。

次に、時間がございませんので先に進みますが、このように技術革新に対応するために、当然これは勤労者の人たちがみずから自発的に教育訓練を受けるというようないことが第一であります。このためにはやはり長期の有給教育訓練休暇制度というものが制度化されていなければならないことには、付随的にそういうものが制度化されていかなければならないという内容が充実した形のものにならぬのじゃないかという気がするわけですね。

そういう意味で、今回の法改正の中で勤労者が自発的にしかも休暇制度の中でこういう機会を受けられる、そういうものを促進させるという意味では非常にこれは大事な制度ではないかと思うのであります。この点についてはどのようなお考えをお持ちか、お尋ねいたします。

○宮川政府委員 生涯にわたる能力の開発、職業生涯の各時点におきまして適時適切な追加教育訓練を受ける必要というのは再々申し上げてきたところでございますが、その方策の一つとして有給教育訓練休暇制度がございます。これは五十年から一部やっておりますが、現在までのところのものは比較的中高年齢者ということで、特に四十五歳以上を対象にいたしまして、四十五歳以上の場合は、大学、大学に類似する施設あるいは専修学校、各種学校であつて労働大臣が職業能力の開発に相当であると認めた施設に行く場合に、有給で教育休暇をもらつて行く場合にこれを助成するといふのは、四十五歳以上で百五十日、それ以下で百日ということまでやってまいりました。

しかし、今先生御指摘のように、事業の中だけでなくて、そういう積極的な外に出て各種の教育訓練機関で自発的に勉強をすることの重要性といふのは非常に高まっておりますので、六十年代予算の中での措置でございますが、大学、高等専門学校、職業訓練大学校、短期大学校に限りまして、いわゆるリカレントシステムと申しましようか、まさに学校に戻つて勉強するといふときには年齢

を問わず二百日まで認めよう、そういう制度を今回新しく設定したところでございます。

二百日といふと、大学等はお休みもございまして、大体一年間は学校に通える。この場合に、事業主が有給で教育訓練休暇を与える場合に、中小企業、大企業、多少差がございしますが、これを援助しようといふことでございます。

○小淵(正)委員 次に、このような技術革新に伴つてこれがどんどん進行すると、やはり雇用をどう確保していくかという問題がこれは必然的に出てきます。まだまだ我が国の場合には雇用環境の悪化といふところまで表面化してありませんが、要は、このような新しい産業技術の進展に伴つて、これで逆に雇用を拡大させていくといふ立場と、そういう意味での雇用環境を改善させていくといふこと、当然そういうものと一体の中で雇用政策といふものをつくつていかなければいけません。そういう点で、そういう新技術というものが雇用などにどのように今後関係していくのか。そういう意味では非常に広い視野の中で、政府等それぞれに取組まれながら問題の解決を図る必要があるのではないかと、こういうことが非常に重要ではないかと思つておりますが、この点に対する御見解をお尋ねいたします。

○加藤(孝)政府委員 御指摘がございましたように、ME化などの技術革新の進展に伴いまして、これが雇用問題の改善に資していくという形で展開が進められることが必要であるわけでございます。そのためには、労使を初め国民的なコンセンサスの形成に努めることが重要であると考えておるところでございます。こういう観点から、かねて労働省では労使のトップレベル、それから学識経験者のトップレベル、さらにまた地方自治体のトップレベルの方、こういった方々から成る雇用問題政策会議を設けておりまして、この技術革新と雇用問題についての議論をお願いしてきたわけでございます。

そういう中におきまして、昨年四月にこういうME化と労働問題に関して、この対応についての五原則というものを示したところでございます。雇用の維持拡大、能力開発、安全衛生の問題、労使協議の問題、国際化への対応の問題等々に触れた五原則の御提言をいただいたところでございまして、今後もこの雇用問題政策会議を中心にして、今後この雇用問題政策会議を重ねていきたい、こう考えておるところでございます。

また、これに加えて、かねて労働問題全般につきましても、産業界、労働界あるいは政府、学識経験者の最高レベルでの産業労働懇話会というのを月一回開催をしておるわけでございますが、新たにこれに通産省であるとか科学技術庁であるとか、そういう関係省庁も加わつていただきまして新技術問題懇話会、このような形で、この産業労働を舞台に技術革新と労働問題あるいは雇用の問題についての懇話をしていただけたところであり、また今後もそういうことを随時やる、このような場を設けておるわけでございます。

労働省といたしましては、こうした場を通じて今後このMEと雇用問題、労働問題についての国民的なコンセンサスづくりといふものを進めていきたい、こんなふうな考えておるところでございます。

○小淵(正)委員 一般的な取り組みについては今のお話で理解いたしますが、やはり企業レベルで考えた場合には、こういう技術革新の成果といふものが公平に配分され、また労働者の雇用や労働条件の向上と当然結びつかなければならぬように思ふわけでありまして、そういう意味でいろいろなどところで現在試みに取り組まれているのに、ME化とかロボット化のような新技術を導入する職場においては労使双方による事前協議制といふものがあるという話と合致し、俗にME協定といふような一つの方向でいろいろと部分的には処理されているようなところもございまして、これはひとつ労働省としても、今のお話で一般的なことと

しては理解できませんでした、こういうものをもち行政指導の中でもより促進させるということ、積極的に取り組んでいただきたいと思います。わけであります。

労使関係は自主的なものだから我々は別だという認識ではなしに、やはり行政指導として、こういう新しい時代に対応するような労使のあり方という意味での事前協議制というものは積極的に労働省、行政の側からのアプローチ等もまた非常に大事ではないかと私は思いますが、その点に対する御見解をお尋ねいたします。

○谷口(産)政府委員 我が国におきましてマイクロエレクトロニクス等の技術革新が急速に進んでおりますけれども、今までのところでは、労使間でよく話し合いが行われてきて、労使でも大変御努力をいただいておりますので、深刻な労働問題が生じるまでには至っていないというふうに承知をいたしております。しかし、マイクロエレクトロニクス等の技術革新あるいは新技術の開発導入とか、いろいろな技術革新は急速に進んでおりますので、先ほど職業安定局長がお答え申し上げましたように、労使、学識経験者、地方自治体、それに政府も入りました雇用問題政策会議におきまして種々御検討をいただいた結果、昨年の四月に五原則の提言を取りまとめられたわけでございます。

その中の一つとして、産業、企業、職場レベルでの労使間における具体的な問題に関する協議システムの確立に努めること、また、ナショナルレベルにおける労使間の意思疎通を図ること、こういう原則が盛り込まれておるわけでございまして、私どももいたしましては、これも先ほど説明がありましたが、産業労働懇話会とか、その他産業別あるいはブロック別におきます労使会議の開催とか、そういう場を通じて、こういう考え方の普及とかあるいは関係当事者の意思疎通を十分図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○小淵(正)委員 わかりました。次に移ります。

こういうふうな新技術の導入に伴いまして、それが働く人たちに肉体的にどのような影響を与えるか、心理的にどのような影響を与えるか、環境的な問題をいろいろ考えますならば、終始単純作業とか監視労働とか、その他いろいろと変わってくるわけであります。最近でもオフィスにおいてOA化が進むために、一日じゅうそういう仕事にタッチするがために視力といいますが目がいかれるとか、そういう意味での新しいいろいろな問題も発生しつつあると思われまします。したがって、こういった角度から見ますならば、安全衛生上もこういう新しい状況に対応するように見直すことが必要じゃないかという気もするわけであります。このあたりについてはどのような御見解をお持ちか、お尋ねいたします。

○加来説明員 マイクロエレクトロニクスを中心とします技術革新は全体としましては労働災害の防止に役に立っている、このような認識をしていくわけではございませうけれども、その反面、作業環境や労働態様が変化するというのは先生御指摘のとおりでございまして、また新しいタイプの安全衛生上の問題点というのが生じている場合もある、このように考えております。したがって、昭和五十八年から労働災害防止計画の第六次の計画を始めておりますが、その中で産業用ロボット等新たな技術の導入に対応して安全衛生の確保を図る、こういうこともその目標の一つに掲げて積極的に推進してまいっているところでございます。

具体的に申し上げますと、産業用ロボットにつきましては、昭和五十八年六月に産業用ロボットの教示作業とか自動運転その他の作業に関連して安全措置を講じなければならぬといったことに関しまして労働安全衛生規則の改正を行いました。さらに五十八年の九月には、技術上の指針というものが私どももあります。産業用ロボットの使用等の安全基準に関する技術上の指針というのを公示しております。

そのほか、御指摘がございましたオフィスオート

メーション化に伴いますVDT作業につきましましては、昭和五十九年二月に環境管理や作業管理、それから健康診断、それらに関するガイドラインを公表いたしました。関係事業場における自主的な対策の推進を図っているところでございます。私どもとしましては、マイクロエレクトロニクス等の新技術に関連します安全衛生上の問題点につきましましては、今後ともそれを的確に把握すること、それから調査研究に努めるということを中心として、事業者に対しましては新技術の導入に際して事前に安全衛生上の問題点の把握やその結果に基づきます確かな安全衛生対策、こういったものが講じられるよう指導の徹底を図ってまいりたい、このように考えております。

○小淵(正)委員 ひとつ積極的に、しかも立ちおくれることがないように早目早目に実態を把握されて、ガイドラインの中で適切な指導をされるように特に期待をする次第であります。これは非常に予測しがたいいろいろな問題が出てくるかと思えますので、特にこれからこういった新しいものが導入された環境の中では特別に重大な関心を持って御指導いただきたいと思います。

それから、これらの新しいものを導入するに当たって労使の事前協議制ということ、五つの原則の中で指導を行うような話が先ほどありました。こういうふうな新しい技術の導入、システムの導入に伴って、結果的には雇用機会をふやすような方向にやらなければならぬわけであります。そういう意味で、こういう新しいシステムの導入、新しい設備の導入、こういうときが労働時間を短縮する大きな機会になるのじゃないかと私は思うわけであります。したがって、こういうふうな新しいロボット化、ME化、システム化を導入する際は労働時間を短縮する指導が行われていいのではないかとこのように思うわけであります。

多くは言いませんが、労働基準法改正についてはまだまだいろいろ議論がありますが、週休二日制を完全に定着させていくとか週の労働時間の四十時間を目指すとか、こういう新しいものが導入

される際にはそういう方向も並行的に進められるべきじゃないか。そういう意味での労働省としての強力な行政指導というものはあってもいいのではないかとこのように思います。特に大臣は積極的な時間短縮のあれでございまして、その点に対する御見解がありますればお尋ねしたいと思ひます。

○山口(産)大臣 ME化、OA化が大変進んでいるわけでございまして、これがどう社会変化を引き起こしていくか、非常に大事な問題でございまして。特にME化、ロボット化が雇用をむしろ奪うのではないかと、こういう懸念の中でこれに課税をしたかどうか、こういうような御提案もございまして。しかし、先生も御承知のとおり、こういうハイテク産業がこれからの経済発展の一つの牽引車ではあるわけでございまして、課税という問題は果たして妥当かどうかという議論もございまして。

今、先生の御提案のような労働時間短縮にME化、ロボット化をつなげる、そこに導入するときに労働時間短縮を抱き合わせで進めさせたらどうか、こういう御提案は私、全く賛成でございまして。今基準局では基準法研究会で労働時間問題をやっていまして、今先生御提案のお話も大変ユニークな御提案でございまして、率直に言つてまだそういう議論がなされていないようなところがございますので、早速そういうことも具体的に可能かどうかということを検討してみたいと考える次第でございまして。

○小淵(正)委員 ぜひ労働省の今後の取り組みの柱の一つにこれを入れておいていただきたいということをお願いいたします。

それから、時間もありませんので大まかなことでお尋ねいたしますが、職業訓練分野においての国際協力、この問題についていろいろと取り組まれているわけですが、現状どういう状況でそういう国際協力が行われているのか、その状況を大まかで結構ですからお知らせいただきたいと思います。

○木全説明員 開発途上国百二十カ国を相手にいたしまして、職業訓練分野で各国の研修生を国内に受け入れて訓練、研修を申し上げているというのが一つでございます。二つ目は、それら各国に職業訓練センターを設置し運営することに御協力をすることです。それから、各国の企業の中で働いている労働者を日本の企業の中でお受け入れして訓練をするというのが三番目。それから四番目は、アジア・太平洋時代を迎えて、アジア・太平洋地域は発展レベルを異にする国々の集まりですが、それをお互いに理解し合って協力して進めようという多国間の協力をアジア・太平洋地域技能開発計画ということでやっております。最後に、民間企業の皆さん方が海外で事業をなさる場合に、必ず日本の企業に対しては人材育成が求められる、それが義務づけられているということである。いろいろな問題を持って悩んでいるということがあります。それに対して官民協力して御協力を申し上げようというのが五番目でございます。

○小淵正委員 いろいろ取り組まれている状況を聞きました。昨年ですか、中華民国台湾省政府の台中で我が国の技術協力指導のもとであいう立派な日本流に言う訓練センターができて上がつて、現在の中華民国台湾の経済発展の原動力になったというような話も聞いたわけでありまして、やはりこういうたこの種のものは、特に我が国としては、国際的な今日の立場からいっても、地位からいっても積極的にもっとどんどん推進されなければならないと思います。

したがって、そういう状況では、どうなんですか、現状は毎年毎年拡大の方向で行くんですかね、それとも大体足踏み状況なんですか、まさか少しずつ前年度マイナスという形にはならぬと思うのですが、そこあたり概括的に結構ですが、その辺の状況はいかがですか。

○木全説明員 研修生の受け入れにつきまして、大変年々増加しております。また、海外センターの設置協力について、一つのセンター協力が五年から六、七年かかるのです

が、その数も年々ふえておりまして、現在までに御協力申し上げ、あるいは御協力申し上げてきたものも五十カ所に上っております。そういったところで、質的にも、従来は、十年くらい前はその国の地方の小さなセンター協力とかあるいはある島の協力というものでしたけれども、このごろの御協力要請案件というのはその国の中心的な人材育成協力というものになってまいりましたので、内容面でも非常に多様化してまいりました。

それから、各国からの日本全体の中で職業訓練関係に求められる要請の数というのは大変な勢いでふえております。既に、現時点でも海外で協力している職業訓練専門家の方々が六十人ぐらいていて、各国とコンタクトを持って協議をする案件も延べにして百回ぐらいいなっております。大変な量のふえ方をいっていると言えども、系統的に実施していただきたいと思っております。

○小淵正委員 ぜひとつこれからは系統的、永続的に実施していただきたいと思っております。それから、これと直接関係ございませんが、技能オリンピックと俗に言われている、それぞれ国内で技能オリンピックに対する国内予選という形であれは開かれていくのですかね。最近のそういう技能オリンピック、何かこととして大阪で国際的に開かれるというふうですが、大体そういう技能国際オリンピックでの我が国の位置づけというところをおかしいですが、入賞といいますが、そういうのはどの程度の状況にあるのか。

それから、実際にこれは国内予選といいますが、一年に一回やって、それからその中から選ばれてそれに臨んでおられるようでありまして、これらの費用については国として少し何らかの面倒を見られておられるのかどうか、その点の状況をお尋ねいたします。

○北原説明員 答えたいと思います。日本は、国際技能五輪につきましては第十一回大会から参加いたしておりますが、最近行われました二十八回大会まで十八回分につきましては平均いたしますと、平均メダル獲得数は毎回十四・八

個でございます。最近の三回について見ますと、二十五回大会で十六個、二十六回大会で十七個、二十七回大会で十三個ということでございます。ただ、参加人員に対しましてメダル獲得率といいますが、入賞率で見ますと、これは平均が約六五％でございますが、二十回大会以降、やや低迷傾向にあることは御指摘のとおりでございます。

これは、一つは国際技能五輪の参加制限年齢が満二十一歳以下というふうに定められておりますが、日本のように、最近高校進学率が高まってまいりますと、日本の代表選手はほとんど高校卒業後でございますので、訓練期間が二年程度の非常にわずかな期間になっております。それに比べまして、他の国は中卒がなおかなり多いという点がございますので、訓練期間が非常に長いという点がございます。

それから二番目の理由といたしましては、日本では最近新しい生産設備の導入が非常に著しいものでございますので、国際大会の競技職種の課題の作業内容が日本で実際行われている作業内容と必ずしも合っていないという点がございます。実情はございます。

そこで、このような状況に対処するために、日本といたしましては参加年齢制限の引き上げを要求しております。この次の二十九回大会以降、年齢が大体満二十二歳以下にまでなるような方向で現在本部の方で作業が進められております。それから現在、ことしの十月には三十四職種行われますが、新しい職種につきまして、いわゆる近代的な作業に合った職種の提案も、今回の十月の大会ではやっていきたいというふうに考えております。

これ以外に、日本代表選手に対しては過去の課題の情報提供等を行って、こういった事態に対処してまいりたいというふうに考えております。

それから五輪大会への経費でございますが、国際で行われます場合には、日本の代表選手が参加いたします費用の三分の一程度を中央職業能力開

発協会を通じて補助をいたしております。ただ、ことし十月に行われます国際大会につきましては、日本で行われることもございまして、昨年三月二十二日の閣議において関係行政機関はこの大会に對し必要な協力を行うものとする閣議了解をいただきまして、それに沿って民間からの寄附金への所得税及び法人税上の免税措置、それから郵政省での記念切手の発行とか各種訓練施設の貸与等の措置をいたしますほか、今回審議をお願いしております予算では、予算が認められまして一億二千万円の補助をいたしたいというふうになっております。

○小淵正委員 職業訓練だけではございせんけれども、それも含めた一つの成果のあらわれがそういうところに出てくるわけですから、もちろん現在の実態と合わない競技の中身があるようでありまして、これはそういう技能オリンピックで入賞された場合、労働省としては例えば労働大臣賞とか何とか、何か表彰のようなものはなさっておるのですか、どうなんですか、その点。もししてないとしたら、何かそういうものに対する考えはないのですか。

○北原説明員 この大会の開催につきましては、中央職業能力開発協会の主催という形になっております。そこの方から会長賞という形で出すように一応なっております。○小淵正委員 いや、だから労働省としては、じゃそれだけでもいいという判断なんですか。やはり何らかの労働省としても、せめてそういう栄誉といいますが、なににこたえたいという何らかの施策があつていいんじゃないかと感じるのですか、いかがですか。

○宮川政府委員 これは技能オリンピックと俗に言われております技能競技のための国際大会でございますが、オリンピック精神でアマチュア精神でございまして、直ちに何か非常に役得があるというものはありませんが、まさに若い人々の技能に対する精進を奨励しようということでございますから、そのための大会参加、また優勝という

ことでございますから、そうした奨励が実を結ぶような形というものは今までちょっと考えておりませんでしけれども、御指摘もございまして、大臣とも御相談いたしまして、余りお金をかけない程度でその奨励を図っていくように考えてまいりたいと思います。

○小淵(正)委員 お金の問題じゃないのですからね、これは。やはり若い人にとってこれは大変すばらしいことなんです。労働省としてはたしか秋に現代名工とか何とかという、表題は別でしようけれども、長い間の立派な技能者に対して何らかの形の労働大臣賞か何かおやりになっているでしょう。だから何らかの形でそういうお気持ちというか、何かそういうものがあってもいいんじゃないかという意味で申し上げましたので、御検討いただきたいと思ひます。

次に、もう時間がかなり過ぎましたので、技能検定の問題についてお尋ねいたします。

現在、労働省として行われている技能検定の実施状況というものを概括的にちょっとお知らせいたしたいと思ひます。

○北原説明員 技能検定は御案内のとおり、技能労働者の技能の向上とその社会的経済的地位の向上を図るために昭和三十四年から発足いたしました。発足当初は五職種でスタートいたしました。が、漸次拡大されて、五十九年度末現在では百三十五職種になってございます。その分野は建築大工、機械加工、調理、広告美術仕上げ、フラワー装飾といったような広範囲の分野に及んでおります。

また、試験の合格者数につきましては、三十四年から現在まで、技能士と呼ばれる資格を取りました者は約百二十万人に達しております。

以上であります。

○小淵(正)委員 こういう職業能力が非常に向上し、評価されるということは、また働く人にとっては、これは処遇の面でもやはりそれなりに形として認められるべきじゃないかと思ひます。また、そうでないことには技能能力開発向上という

意味で励みにもならないと思うわけであります。とかく最近の我が国の傾向として、こういう技能能力の評価という意味においてはもう少し重要視されていいんじゃないかという気がするわけであります。この点については、労働省、何か御見解ございしますか。

○富川政府委員 生涯にわたる能力開発、そして、それを通じての技術立国、これが大変大事であるということをお願いしたところでございします。特に、労働者、働く人々の自発的な勉強、勉学のそうした意欲、これを高めるためにも、そのときどきの技能の程度というものが適正に、いろいろな意味で、あるいは国家的あるいは会社、個別企業の中においても適正に評価されるということは基本的には大変大事なことでございます。

そうした意味で、私も大変関心を持っておりまして、調べたところによりますと、技能検定を受けて合格いたしますと、全企業で大体八割以上が何らかの優遇措置を講じている、こういう結果が出ております。内訳をいたしましては、やはり手当を特別に支給する。人事考課、配置上考慮する。それから、社内資格制度面で考慮する。それから、表彰、さらには昇給、賞与等で考慮する。いろいろな形で優遇措置が講じられているところでございます。国といたしましては、こうした技能検定を通じて帰ってきた働く人々の処遇が企業の中で適正にさらに積極的に行われるよう業界にもこれから働きかけていきたいと思います。思っております。

○小淵(正)委員 これは企業との兼ね合いがあるもので、非常に難しい問題ではあります。しかし、全体的に我が国の一つの風土として、そういう技能検定その他で高い技能をみずからのもので努力されてそういう能力を持たれた人に対しては、やはり一定の社会的な評価をする、そういう社会的なものがなないことには、みずから本当にそういう能力を向上させていこう、能力を開発していこうということにもつながらないわけであり

特に、最近はいくつか機械化され、オートメ化していく、技能というものが何かしら単純労働的にだんだんされていくような状況の中で、それぞれ特定の技能としての一つの大きな開発されたものとして評価されるわけですから、ひとつこれからも、非常に難しい問題を内包はいたしております。が、ぜひそういう点についてやはり能力を正当に評価するという意味で、今後とも積極的な指導をお願いしておきたいと思ひます。

それから、先ほど午前中の質問の中にもちょっと触れられておりましたが、この職業訓練という意味については、必ずしも公立だけではなしに民間もかなりそれぞれ形で行われ、また、それに委託するという方法でやられておるわけでありすが、実はこういう問題があるわけでは

これは特定の問題でございますが、炭鉱ですね。御承知のように、もう現在我が国の唯一のエネルギー源である炭鉱については、九州と北海道に限られた場所にしかない。しかも、働いている人たちは約二万人。そういう中で年間千七百万トン程度を産出しておるわけでありすが、当面一番の問題は、経営基盤その他いろいろ問題がございしますが、労働力をどう確保していくかということが、現在の炭鉱経営といえますが炭鉱の産業にとつては大変大きな課題になっておるわけでありすが、そういう意味で、炭鉱技術者の養成という点で、いよいよもう新旧交代の時期でありすが、なかなか難しい。

それで、通産省も部分的には力を入れておるようでありますが、そういう若い人たちの労働力を確保していくためにそういう技術を養成しながらやっていくということが、実際問題として社会的条件も今のところ余りよくないということもありまして、炭鉱技術者として自前でそういう人たちは高等学校とタイアップして自前でそういう人たちの養成しているわけでは、三年間高校に行きなから、そういう炭鉱技術者としての基礎的ないろいろな研修を行いながら養成をしているわけでありすが、これを維持していくことがかなり大

な経営上の負担になっておるわけでは。それで、こういう大事な産業なので、国としても何らかのあれがでないだろうかということでの切なる期待、要望が出されているわけでありすが、文部省との関係、やれどやれどこういうことで通産省としてはなかなかまだこれについて一つの答えが出ていない。長崎県の場合で言えば、これは県もある程度、少しではありますが、やはり御苦労だということでも助成して、炭鉱経営が何とかいこうにということをやっているわけでありすが、

そういう意味で、実際問題として、こういう状況の中で一つの職業訓練のあり方として、この問題も労働省という立場からひとつぜひ検討して、何らかのいい知恵がないものかどうか。この点は今すぐ結論をどうだということでもございせんけれども、これは唯一の、自前でそういう高等学校とタイアップした養成訓練をやっているわけでありすが、労働省側としても何らかの知恵が何かをおかしくすることができないかどうか、ぜひひとつ御検討いただきたいと思ひます。その点いかがでしょうか。

○富川政府委員 かつて採鉱の科目が訓練科目として訓練校にあった時代がございします。今、先生からお話がありましたように、その訓練は行われておりません。

しかし、私どもは、公共職業訓練の活性化のために今回の法改正を意図したわけでございします。が、同時に、公共職業訓練というものは社会の本当の意味の需要というものをよく見きわめて行動しなければならぬと思ひます。そうした意味では、御指摘のようなところがあれば関係の府県とも十分相談をいたしまして、訓練校でやるのかあるいは委託というような形でやるのか、あるいは現にある程度負担になっているというお話ですが、個別企業の中のを何らかの形で助成するのか、大変難しい問題がございしますが、ひとつ検討させていただきたいと思ひます。

○小淵(正)委員 ひとつ、ぜひよろしく願ひ申し上げます。

以上、終わります。

○戸井田委員長 浦井洋君。

○浦井委員 いろいろ大臣も御苦労さんでござい
ますし、それから傍聴されておる全総訓の労働組
合の皆さん方も御苦労だと思っておりますけれ
ども、理念問題についてちよつと聞きたいと思
いますので、できたら主として大臣に答えていた
だきたいと思つてあります。

第一次の職業訓練基本計画で、ちよつと抜粋を
いたしますと、「労働者が職業生活の全期間を通
じて必要な段階で適切な職業訓練を受けられ
るよう生涯訓練の体制を実現すること」を目標に
しております。それから、現在やられておる第三
次基本計画でも、これはもう副題の中に「生涯
訓練体制の整備」を掲げておられるわけなん
です。この「生涯」というところが目立つわけ
なんです。生涯訓練と云うか。

だから、この第一次から第三次の間にどうい
うことをされてきたのか、ひとつ簡潔にお答えを
願いたいと思つて。

○宮川政府委員 第一次の職業訓練基本計画は昭
和四十六年から始まりまして、現在昭和六十
年まで終わりますと三次が終わるわけござい
ます。その間にいわゆる高度経済成長期に技能
労働力が不足いたしましたので、そこで生涯訓
練というものが出てきたわけでございます。そ
れを踏まえまして、特に民間の活力というもの
を引き出すというところもございまして、生涯
能力開発という思想を四十四年、それから特
に五十三年に入られて今日に至つておるわけ
でございます。それで、現在では、公共職業訓
練と民間における自発的な能力開発、それを
いわば車の両輪として三次の計画を進めて
いるところでございます。

○浦井委員 そこに論議の飛躍があるわけなん
です。公共職業訓練と民間とを車の両輪といふ
に、三次になると急にぱつと変わる。その辺が
くせ者であるわけなんです。確かに、産業構
造あるいは技術の高度化の中で労働者という
のは新しい科学技術を踏まえたところの技術
教育と技能訓練

が要求されておる。その技術教育と技能訓練
が今分かれておるわけですね。ところが、だ
んだん接近してきているわけなんです。当然
お互いに連絡したり、協調したりしなければ
いかぬ。そうすると、学校教育との関係とい
うことになつてまいります。ですから、その
辺でどういう努力をされておるのか。

ついでに、私もう時間が余りありませんから
申し上げておきますと、今も話に出ましたこ
と、二月十九日に文部省の理科教育及び産
業教育審議会が「高等学校における今後の
職業教育の在り方について」ということで
答申を出されておる。そこで見ても、内容
がざつと見ても、内容的には職業訓練の抱
えておる問題とほぼ同じようなもので同
じような提起をしておるわけなんです。そこ
ろが、その中に職業訓練校との連携という
文言は何もないわけなんです。

だから、飛ばしますけれども、要するに大臣
は、厚生省と労働省の間では二者協
議とかいろいろあることを言われておる
けれども、職業訓練という観点、先ほ
ど言いました技術教育と技能訓練、これ
がずつと接近してきておるし、関連して
こなければいかぬし、相互調整されな
ければいかぬ。だから、文部省とも定期
協議されるということをやらぬと、これ
は首尾一貫しないのではないかと
いふに私は思つておるわけなんです。ひ
とつ大臣、ユニークなところを……

○山口国務大臣 厚生省と労働省の二省間協
議は高齢化時代の問題でござい
ますが、文部省ともいろいろ
ある。そういう協議をしなければいかぬ
というところは、先ほど御指摘ござい
ましたように、障害者の職業訓練とか
あるいは就業の問題等、そういうもの
がなかなか文部省との関係でいろいろ
相談をしますと当事者に対して非常
に行政の方のサーピスが適用されな
い。要するに、考えが滞つてしま
う、こういうことで協議しなければい
けない。今この先生のお約束申し上げ
たわけでございます。

の学問習得の問題、技能の問題については、い
わば労働省は当初から低学年の学生を含めて職業
訓練を一貫してやってきたわけですが、文部
省の方はどちらかというと教育分野だつたもの
が、今の学生の職業のニーズといふと、職業
につきながらいろいろ技術の習得にもひとつ真
剣に学びたい、こういうことで一つの文部省の見
直しの部分と労働省の職業訓練の考へておる分野
が重なつてきておる、こういうことだと思つて
おる。

そこで、これは障害者の就学と違ひまして二
省間で縦割りで、ために学生に迷惑をかけるとい
うほどのことにはならないけれども、今後どうい
う職業の分野でよりよい学生に対する就学の機会
が提供できるかということについては文部省とも
いふ連絡をとる一つの必要はあるのじやないか
というふうな考へておる。

○浦井委員 必要があるということ、それでよ
い、そこから始めるということなんです。私が、
もちろん大臣も御理解だと思つておるわけ
なんです。高年齢者や障害者の分野での厚生省との連携とか文
部省との連携を言うだけではない、社会全体が技
術と技能という格好で文部省における教育と労働
省における訓練というような格好が必然的に法則
的に重なつてきておるわけなんです。これはどう
しても文部省などとは基本的なところからすり
合はせておるわけなんです。必ず職業訓練という
セクトであるし、質が浅くてというような批判は
いつまでも免れないであらう。その辺は大臣、も
う十分に労働大臣として習熟されておるはずであ
りますから、私は高く評価しておるわけなんです
が、ぜひ大臣が任中にその辺のところをちよつと
メスを入れて、よく探求をしていただきたいとい
うことを要求しておきたいと思つておる。

そこで、職業訓練といふのは労働者がいつ
でも必要な訓練を公平かつ公正に受ける、そ
の成果を正當に評価されるものでなければなら
ぬ、こういうふうになつておるわけですね。その
生涯教育訓練というのは、憲法にも言われておる

ように、いろいろな学説がありますけれども、ほ
ぼ学者の大半は、公共的な生涯職業訓練として国
と自治体が責任を持つて拡充整備しなければなら
ぬ、これは前回のときから大臣は言われておる
わけ、これは公共職業訓練と大黒柱であるといふこと
でなければならぬ、私もそう思つておるわけ
なんです。だから、この点について、公共職業訓練を大黒柱に
して、それで局長になるとちよつとニュアンスが違
うのです。車、車の両輪といふようなことを言つて
みた。だから、やはり大黒柱は公共職業訓練とい
う点を大臣にもう一遍確認しておきたいと思つて
おる。

○宮川政府委員 車の両輪といふのは法律上書い
てあるわけではございません。私の表現でござ
います。どちらが欠けても車としての機能を果た
さないという意味で公共と民間は大事だといふこ
とでございまして、私もその方の公共職業訓練の
あり方等研究会、昨年の六月に報告を出して
おりますが、その中で、公共職業訓練校、公共職業
訓練施設は、地域の能力開発の中核としての地位を
確立する必要があると、はっきり言つておる。こ
れは私も大黒柱と大賛成でございまして、そ
ういう意味では大黒柱という理解をしていただい
て、車の両輪の片方が大黒柱で、片方が何柱と言
うのかちよつとわかりませんが、そういう関係だ
というのを御理解いただきたいと思つておる。

○浦井委員 そこで、そういうことで車の両輪の
片方が大黒柱で、片方は小黒柱とも言われ
ない、何かわからぬけれども、とにかく微妙な言
ひ方ではありますけれども、もう大黒柱であるこ
とはつきりしてはいますから……
そこで、そうであるならば、午前中に出て
おりましたように、ILOの百四十号条約、これをな
ぜ批准しないかという問題が出てくるわけなん
です。生涯教育の一貫した考え方、この制度、こ
ういふものがやはり本来あるべき努力目標であ
るわけなんです。早く批准をして、その目標に向
かつて労働者の皆さん、おのれを責めていかな
ければいかぬわけでしょう。大臣を先頭にしてお

れがおのれを責めていかなければいかぬわけでしょう。その辺、どうですか。

○宮川政府委員 この新しい法律では事業主の努力義務という形ではございますが、責務として、労働者の職業能力の開発のために各種の措置を講ずる必要がある、そういうことをはっきり言っておるわけではございます。それを受けて事業主内外的教育訓練あるいは有給教育訓練休暇を付与する形での教育訓練というものが行われる。そういう意味では、これは事業主の広い意味での社会的責務であろうと私は思います。それに対応する有給教育訓練休暇でございます。この有給教育訓練休暇につきましては、労働者の幅広い職業能力開発のためには大変有力な手段でございますので、積極的に取り進めなければなりませんし、また私も努力しておるところでございます。

ただ、現在の普及状況が、最近の調査ですと有給での教育訓練休暇、これがわずか四・三％という状況で、まだ非常に低調でございます。最近急に伸びてきていると思っておりますが、それにしても低調でございますので、使用者の社会的責務であるということをもう少し理解してもらった上で、積極的にこれを強い形で持っていく。そうなりますと、百四十号条約批准という問題もまた出てくるのではないかと思います。

○浦井委員 その、ただ以下のところがいかぬわけですから、私が先ほど申し上げたように、労働省自身が積極的に百四十号条約を批准してやるということをおのれを律していかなければいかぬと思うのです。そのことを私は強調しておるわけなんです。現に第三次の職訓計画でも、労働者の職業生涯教育の「適切な時期に比較的長期にわたる」「有給教育訓練休暇制度の役割が重要である」と自分自身で言っておられるわけですから、まだ四・三％や何とかだ、だから時期尚早だという言いわけは通らぬわけですね。

先進国でそんなことがないかという、フランスでは、法律の名前を讀み上げますと、生涯教育の一部としての継続訓練の組織に関する法律とい

う格好ではつきり労働者の権利、それから使用者の義務ということを決めておるわけですよ。ですから、それをやるべきじゃないですか。大臣、大体おわかりになるでしょう。だからちよつと……局長の話はもう前からよく聞いているの

○宮川政府委員 ILOの百四十号条約は、すべての訓練、それから一般教育、社会教育、市民教育、労働組合教育、これらをすべてやりなさいということでございます。それについてはまだ使用者側等にも異論のあるところでございます。私どもといたしましては、今回の法改正を契機として有給職業訓練休暇制度の普及には最大限努力を尽くしたい、特に目玉の一つとしてやっておるわけでございますが、今申し上げましたような状況を踏まえまして直ちには困難な状況がある、全体として状況を推し進めていく段階ではないか、そういうことを申し上げておるわけでございます。

○浦井委員 大臣、局長の御答へが以下がいかぬわけですよ。だから、そこを取って、先ほどから私が申し上げているように、生涯教育の体制を確立していかなければいかぬ、文部省ともよく連携をしていかなければいかぬということですよ。その中で大黒柱が公共職訓だ、ということになれば百四十号条約というのは早く批准しなければいかぬというふうな順繰りに申し上げているわけなんです。だから、そういう点で、大臣の任期が残り少ないのか長いのか知りませんが、大臣の決意をひとつ。

○山口国務大臣 浦井先生の御指摘のようなILOの百四十号条約批准の国内法を整備する一つの前進に今度の改正はつながっていると思うのです。

それからいま一つは、労働時間短縮といいますが、労働時間を短縮して、それが家庭内における、うちのお父さんは粗大ごみだというふうな、どう空間を生かすかという問題まで文明論、文化論として論議しておりますけれども、それはイコール今先生が御指摘のような百四十号条約批准

に伴うような生涯学習の部分に労働時間短縮の問題との兼ね合いの中で配されるということも一つの要素だと思ふのです。

ですから、鶏が先か卵が先かという問題もありますけれども、こういう機運が日本の労使関係の間とか労働問題の中に一つ一つ提起されてきて改善への傾向が見られる、こういうことでございまして、百四十号条約が批准できるような国内法の環境づくりを進めていく、そこに一つの評価をいただければ大変ありがたいと考えるわけでございます。

○浦井委員 例え話で言ったら、今参議院で審議されております男女雇用平等法、正式には機会均等法、あれなんかでも先に批准をして、その条約の精神のつとめをもつとよい実効のある男女雇用平等法、労働基準法改悪なんかなくなつてよいような、そういうものをつくれればよいと私は主張しているわけですよ。鶏が先か卵が先かというのではなしに、やはり親が先なんで、そういう点で大臣、できるだけ努力をしていただきたいということを要求しておきたいと思ふのです。

そこで、各論となるともう各委員の意見とダブってくるのですけれども、私たちがこの改正案に賛成できないのは補助金の交付金化の問題です。県立校の場合、これが最大の問題です。大黒柱である公共職訓のまた一つの大きな柱ですね、団立とともに都道府県立というの。だから、そこできちんとやつていこうと思えば財政的な裏づけがなければならぬ。それが交付金になつてしまふと、これはほとんどふえていくということであれば話は別でありますけれども、今の臨調行革の中で、これは厚生省でしかなく、去年保健所法の改正があつて一部交付金化された。その年、五十九年度は三十億ほど増額になつたけれども、六十年年度はそのままである。これは労働省と違ひますけれども、それから、これは農水省ですが、共同農業普及事業交付金も五十八年度に交付金化して、その後二年間は据え置きである。

こういう例からいくと、六十年年度に都道府県立の補助金が交付金化されると、確かにことは多少——多少というか、調べてみればこの数年間余り変わらぬですね、十億ぐらゐを上下しているみたいな格好ですから。こんなものでは下がっていくのではないかとこのことを恐れておるから、一体増額するんだらうかということですよ。どうですか。

○宮川政府委員 私どもがこの法律の改正を考えましたのは、新しい時代、技術革新、高齢化を迎えまして、地方のニーズというものが地域によってかなりの差を生じてきております。これに機動的に対処するためには都道府県がなるべく自由にお金を使って公共職業訓練をやつてもらいたい、またそうしたい、そういうことがございまして今回の法改正を計画したわけでございます。

臨調の三次答申には確かに特に人件費を中心とする補助金について一般財源化するようにというのがございまして、そこで補助対象職員が現に担当している職務の効率的な運営というものを十分確保する方策を検討した上でそういうことをやるべきである、決して仕事そのものをやめてしまふということではなくて、あくまでも地方の時代ということで地方の効率化を図るということだと思ふのです。私も、そういうこととあわせて、公共職業訓練の半分は先生御指摘のとおり都道府県立でございまして、その活性化を図り、地域の実態に合わせるためにはこれが適切であるというところで考えたわけでございます。

それから予算につきましては、確かにおっしゃるやうに負担金という補助金、じりじりと下がつてまいりましたが、ほんのわずかでございまして、六十年年度はちよつと上向きにしております。

○浦井委員 そういうことを一生懸命この前から言われているし、大蔵省からも言われているのでしようけれども、私も左端において硬化したような、あるいは官僚的なような、縦割りになつてしまつてもうにちもさつちもいかぬというやうな補助金制度には必ずしも賛成しないです。弾力

的に運用できるような総合メニュー化という点では、我々も前から言っているのですよ。

しかし、事は臨調行革から出発しておるという認識に立つわけなんです。だから、今局長がちょっと言われたのですけれども、運営費補助金の九七％が人件費でしよう。賃金は毎年上がっていく、額は六十年代はちょっと上がったけれども、五、六年据え置きだということになると、やはり臨調行革の言うような国庫負担の削減というような格好に交付金という制度が利用されるのではないかと、国庫負担の削減につながるのではないかと、こういうことを私は非常に恐れておるわけなんです。その点、局長はいいですから、大臣、労働時間の短縮も非常に大事でそれも頑張っていたんですが、この点はどうですか。

○山口国務大臣 交付金の問題を先生大変御心配いただいているようでございますが、先ほど村山先生にも御答弁申し上げましたように、十分そういう都道府県の実情に応じた職業訓練の施策が円滑に進むように国としては引き続き最大の努力をする、こういう決意でございますので、交付金の問題についての危惧をいただかなくてもいいようにひとつ万全を期したい、かように考えております。

○浦井委員 本当に実力のある大臣だろうと私は思いますから、万全を期してずっとふやして、とにかく据え置きでは、単価が上がるわけですから全体としては相対的に下がるわけなんです。それから、そのところをよう考えてやってもらわねと、やはり中曾根内閣の一閣僚にすぎなかつたなというような落胆の思いを残さぬように、大臣、頑張っていただかればいかぬと思うのです。

そこで、加藤職安局長にお尋ねしたいのですが、これも論議を十分され尽くしたわけですが、この雇用保険の改悪によって自己都合退職の人で三カ月間ももらえない人が出てくるということ、各地の団立にしろ都道府県立にしろ尋ねると、やはり行きたいけれども行けない、あるいは一たん

訓練校に入つたけれどもやめるというケースが今もあるし、これからふえていくだろうというふう

に思うわけですか。
これを何とかできないものかということですが、午前中加藤さんは通達を出すというふうなことも言われておつたようでありましても、一番簡単なのは、職安法に基づく自己都合退職の適用除外の二十一項目があります。この二十二項目にやはり職業訓練校に入つた人を入れたら一番簡単じゃないかと私は思うのですけれども、これは大臣の判こ一つでいくのと違いますか、いかぬのですか、それはどうですか。

○加藤(孝)政府委員 自己都合退職の基準につきましては、これは中央職業安定審議会の審議を経まして、そこで決定をしておるというものでございます。

この訓練校を受講した人についてはどうというお話でございますが、この法律で言う給付制限の制度というのは、これはあくまで自己都合退職というものであり、それが正当な理由から正当な理由でないかということによって分かれてくる、その正当理由の場合にはこういう場合、あとそれ以外は正当理由がない、こういう分け方になっておるわけでございます。その正当理由につきましては、中央職業安定審議会という議論を経まして、今回の改正法の際に決めておる、こういうものでございます。

率直に申しまして、訓練を受けたという方について、私もその方について積極的に訓練の受講チャンスをおよぼしていただくことについてやぶさかではございません。しかし、大変率直な言い方で恐縮ですが、例えば、訓練を受けるならば保険がもらえる、あるいは保険が延長されるというのであれば訓練に行きますというケースがなきにしもあらずということもございまして、ただ訓練を受講すると言えどもそれでいいんだというわけにはまいらない、こういうことでございまして、そういう意味でその点についていろいろ議論を経まして、今の訓練を受けるという場合についても、一

応新技術に対応するというあの基準ができておる、こういう経緯もあるわけでございまして、全くその辺を、訓練を受ける場合は常にあるのだからというわけにはまいらないということでございます。

○浦井委員 前国会でしたか、雇用保険の各項改正案が出たのは、私、そればかり、三カ月の問題ばかりやつたのを加藤職安局長も覚えておられると思うのですけれども、やっぱり実際に改悪案が成立をして実施されてみたら、ほかつとこういうような、守る方から見たらぼてんヒットみたいのが出てきたわけですか。

だから、大臣、よく聞いておってくださいよ、審議会、審議会と言われるけれども、皆さん、手におられるわけですから、そんなことを言わねと、やっぱり職訓局の方から手を伸ばすか、あるいは逆に職安局の方から手を伸ばすか、あるいは職訓局の方から訓練手当を十分に出すとか、両方歩み寄れば私はいけると思うのです。この前からきよの午前中にかけて職訓局、職安局それなりのいろいろなお答えをされておるようなんですが、この辺でひとつ大臣、何か御決断ないですか。

○加藤(孝)政府委員 この問題は、先ほど申し上げましたように、雇用保険制度の運用の実情の中からこういう基準をつくっておるわけでございまして、したがって、何度も繰り返しますが、自己都合退職者の中にはいろいろそういう訓練を受けたというところから受ける方もおられるわけですが、そういうような方については、この基準の中で実情に即した運営をしたいということを申し上げておるわけでございまして、とにかく訓練を受けたと言えれば保険が全部制限が解ける、そういうわけにはまいらない、こういうものでございまして、これはそういう制度でございまして、御理解を賜りたいと思ひます。

○浦井委員 加藤さん、そんなに力まぬでもいいです。私、とにかく職安局の方で少し弾力的にやれないか、それから逆に職訓局の方で訓練手当、今だったら四十五以上でないといかぬわけでしょう、手当の方は、職訓局の方では。だから、その辺をきちんと決められるものなのかどうか、かわかりませんが、それは職安局長としては、雇用保険の建前上こうでなければならぬと言わなければしょうがないですね。だから、ここで政治家である大臣が登壇しなければいかぬわけですか。

○山口国務大臣 加藤局長から御答弁申し上げましたように、実情に即して対応してまいりたいというのが労働省の統一した見解でございます。(発言する者あり)

○浦井委員 いや、それは午前中は職安局長、通達も出したと言っておるわけですから、大臣、それは今も不規則発言があつて、答弁後退しておると言つておる。もつと前進した答弁をしてもらわなければならぬ。

○加藤(孝)政府委員 私が御答弁申し上げましたのは、実情に即した運用をするという趣旨の通達を出すということを申し上げておるわけでござい

○浦井委員 いや、根負けするのですけれども、それならそれはひとつ、職訓校に積極的に入つて、そして勉強ができるようにということ、十分の注意をして運営をしていただきたい。あなた方の好きな言葉で言えば弾力性を持つてやりたいというところ、これからは経過を観察していきたい、監視していきたいと思つたわけでありまして。

そこで次に指導員の問題、これももう出ました。他の委員からもたくさん出ましたけれども、これは県立校でありますけれども、技術革新が非常に速いので早う棺おけに入りたいというのが我々の年代の技術員の実感だそうなんです。これは団

立は違ひますよ。団立は違ひますけれども、県なんかに行きますとそういうことなんです。

それで数字を挙げますと、職業訓練大学校というようなことを強調されますけれども、その指導員の研修はどのようになっているのですか。指導員数が六千七百四十六人で、長期指導員研修が定員五十名で平均二百五十五名、これを全部やると三十三年に一回しか長期指導員研修が回ってこぬ。それから短期指導員研修というのが一カ月で、これが定員八十人で年間実績が九百九十一ですから六・八年に一回しか回ってこぬというような格好で、もう技術革新のテンポに追いつかぬわけなんです。だから、これは定員をふやして指導員の研修を頻りにやる、研修に行っている間も残りのメンバーでカバーできるという体制を早くつくつていただきたいということをひとつ要望しておきたいと思ひます。それが第一点。

それから第二点は、職訓校で申し上げますと、訓練基準の問題があるのです。細かい問題ですけども、私ここに写真を持ってきたのです。雇用促進事業団立のところで、これは尼崎ですけれども、きょうも来ておられますが、こういう写真があるのです。この建物は古いのですが、鉄骨の耐用年数が来たらぬので鉄骨を取り外す、壊すわけにいかぬ。壊して新しく建て増した方がよいのだけれども、その鉄骨を壊すわけにいかぬので、その鉄骨をよけて小さな窓にしなければならぬ、その方が費用が高くなるという状況があるわけなんです。だからその辺で、やはり古い訓練基準というものをこれこそ弾力性を持って今回改正すべきではないか。これは国会マターと違ひますから、それはひとつ要望をしておきたいと思ひます。

それからもう一つ、そういう点で訓練基準を細分化し過ぎて実情に合わないという声をよく聞くわけですから、それからもう一つは、食堂とか厚生福利施設あるいは空調設備なんかを完備して多目的実習場を措置すべきではないかという意見があるわけなんです。だから、そういうことを要

求しておきたいと思ひます。

それからもう一つは、時間が三十九分までですから全部言うてしまいますけれども、養成訓練が、これは本来都道府県立にこの間の改正でなつておるわけなんです。神戸なんか行ってみますと、県立校で機械科と自動車整備科の専修課程が廃止されるというようなことでありまして、全国的に見ても、五十七年二百四十一回あったのが五十九年百六十一回に減つておるわけなんです。だから、やはり中卒の方が全国で十一万人おられるわけですし、その人たちのためを考えると養成訓練というのを、やはりせつかく都道府県立はそこに一つ目的があるのだということになっていきますから、実情に合ったやり方をすべきだと思ひます。

それからもう一つ、たくさん言ひますけれども、今度は神戸の問題といひます。さういふ靴でないケミカル産業、これが業界が小さいために訓練校の中に、デザイン科の中にケミカル科の専門の部門を置いてくれぬかという要望があるのですが、そういうことができないものなのかどうなのか、その辺を最後にお答えを聞いて私の質問を終わりたいと思ひます。私も共産党としては、先ほどから質問申し上げておるうちに、一つは補助金の交付金化の問題、これは臨調行革に沿つたものであるということ、それからこの法案が下手に悪用されるとこの前の論議からいろいろ意見が出ておるうちに、公共職訓そのものが縮小されていつて、民間委託が非常に多くなつて本当に国が職業訓練に責任を持たないようになるのではないかと、この点で反対だということをはつきりと申し上げて、お答えを聞いて終わりたいと思ひます。

○宮川政府委員 指導員研修につきましては、先生お挙げになりました数字のとおりでございますが、特に企業派遣、それから特にまた大学等への派遣も今考へておるところでございます。六十一年からは都道府県の研修のための予算の補助も考へておるところでございます。研修には一生懸命力を注いでいきたいと思ひます。これが私も訓練の中心のなものであるということによく理解

してるところでございます。

それから、鉄骨の建物の腐朽が激しいにもかからず外壁だけを直しているというお話でございます。もちろん、それぞれ建物には耐用年数がございますから、その時間は守らなければならぬわけでございますが、鉄骨自体に問題があるような場合には、耐用年数年月内でありまして、それ相応の処分をして危険が職員に及ばないようにしなければなりません。そういう意味では、今回のそれにつきましては鉄骨部分は何とか使える、そういう意味で外壁を修理したと聞いておりますが、いづれにいたしましても訓練基準中の設備の細目については、全体的にこれからこの法律の成立後行います政省令の改正その他の中で十分検討してまいりたいと思ひます。

それから、同様に基準の細分化が余りにも進み過ぎておるということにつきましても、検討を進めたいと思ひます。

それから、食堂設備あるいは多目的な実習場等につきましても、予算の許す範囲内で実情を調べ措置してまいりたいと思ひます。

それから、養成訓練の特に専修課程のそれにつきましては、五十三年以降廃止という方向で進めてまいりましたが、現実には相当程度の需要があるということになります。公共職業訓練としての使命からして全くこれを廃止するということはいかぬものかと思つております。したがって、実情をよく調べておる都道府県ともよく相談いたしまして実態に合った措置を講じてまいりたい、かように考へます。

それから、ケミカルシューズのお話でございますが、現在かなり少数だということ、むしろ専門的なノウハウを持つておる団体に委託した方が適當であるということと委託をしておりますが、公共職業訓練の中でできないかというお話でございますが、いろいろ問題もございまして、県ともよく相談をして話を聞いてみたいと思ひます。

以上でございます。

○浦井委員 終わります。

○戸井田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○戸井田委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

職業訓練法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○戸井田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○戸井田委員長 この際、浜田卓二郎君外五名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党・革新共同及び社会民主連合六派共同提案に係る本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。村山富市君。

○村山(富)委員 私は、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党・革新共同及び社会民主連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

職業訓練法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 技術革新の進展、高齢化等の諸情勢に対応し、訓練職種、内容、施設、設備等の基準の弾力化を図り、機械に職業訓練を展開できる体制を確立するとともに、指導員免許制度の総合的改善と研修制度の充実を図ること。ま

た、特にME関連訓練の充実に努めること。

二 生涯能力開発給付金について、その充実や受付窓口の拡大等を図るとともに、有給教育訓練休暇制度等の活用を通じ、職業訓練が労働者の自発性を尊重するものになるよう、関係者を指導、援助していくこと。また、中小零細企業等において、訓練計画の策定や給付金の手続き等が円滑に行われるよう、公共職業訓練施設が相談等の援助に努めること。

三 公共職業訓練については、その内容の改善を図るとともに、施設、設備、指導体制等の充実、強化に努めること。特に、中高年齢離転職者、婦人労働者及び障害者の訓練については、職種の開発も含め、施設、設備の拡充を図るとともに、委託訓練については、受講者が訓練職種を選択できる幅を拡大する観点から実施し、これにより、公共職業訓練の活性化と弾力的対応を図ること。

四 職業能力開発体制の整備を図るに当たっては、基礎的な出発点としての養成訓練をも重視して施策を推進すること。特に、国、都道府県は、昭和五十三年法改正時の附帯決議をも踏まえ、中卒者に対する職業訓練を、地域の実態に応じ引き続き実施し、新規卒業者及び若年労働者が不当に受講機会を失うことのないようにすること。

五 都道府県に対する職業訓練事業交付金については、人件費及び物価等の上昇、地域実態等に配慮した予算の配付を行うとともに、交付金制度の導入により、都道府県の職業訓練体制が後退することのないように措置及び指導すること。

六 訓練受講者の再就職の機会を拡大を図るため、訓練内容、種類の弾力化を図り、各種資格の取得などの便宜を与え、労働市場等の情報、分析等を含め、職業安定機関との連携を一層密にすること。また、失業給付非受給者の職業訓練手当については、その改善に努めること。

七 営利を目的としない法人等が行う認定職業訓練に対する援助、助成を充実するよう努めること。

八 継続した技能習得を可能にするため、技能検定の多段階化と内容の整備の検討を行うとともに、受検の促進に努めること。

九 公共職業訓練施設並びに中央及び都道府県職業能力開発協会の運営に当たり、労働者の意見が十分反映されるよう努めること。また、事業内職業訓練計画の策定や実施、職業能力開発推進者の選任等について、労働者の意見が十分反映されるように行政指導を行うこと。

十 職業訓練を通じての国際協力を充実するため、職業訓練担当者の海外派遣及び海外労働者の受入体制を強化し、計画的な訓練の実施を図るとともに、関連施設、設備の充実等の総合的対策を講ずること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

終わります。

○戸井田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

浜田卓二郎君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸井田委員長 起立総員。よって、本動議のとおり本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。山口労働大臣。

○山口労働大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、努力してまいりる所存であります。

○戸井田委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異

議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○戸井田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○戸井田委員長 次回は、明後四日木曜日午前九時四十五分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十五分散会

昭和六十年四月二十日印刷

昭和六十年四月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局